

平成 28 年度

年 次 報 告

原子力規制委員会

本報告書は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）第 24 条の規定に基づき、原子力規制委員会の所掌事務の処理状況を国会に報告するものである。

平成 28 年度の主な取組

(1) 新規制基準適合性審査・検査の実施

いわゆる新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等について、厳正かつ適切に審査・検査を行い、関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉、2 号炉、3 号炉及び 4 号炉に対して平成 28 年 4 月に、関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉に対して 10 月に、九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉に対して平成 29 年 1 月に設置変更許可を行った。

さらに、高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉に対して平成 28 年 6 月に、美浜発電所 3 号炉に対して 11 月に運転期間延長を認可した。

また、京都大学臨界実験装置 (KUCA) 及び近畿大学原子炉に対して平成 28 年 5 月に、京都大学研究用原子炉 (KUR) に対して 9 月に設置変更承認及び許可を行った。

(詳細な取組は、第 2 章第 2 節に記載。)

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

安全上の観点からの優先順位を明確にした中期的リスクの低減目標マップを平成 28 年 12 月に改定し、完了した措置と引き続き監視が必要な措置を明示するなどして、処理した水の処分や廃炉作業に伴って発生する廃棄物の処理等の対策が適切に行われるよう、監視・指導を行った。

また、総合モニタリング計画に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎月公表した。

(詳細な取組は、第 3 章第 1 節及び第 3 節に記載。)

(3) 核セキュリティ対策の強化

核セキュリティについては、平成 28 年 9 月に、関係原子力規制委員会規則の改正等を決定し、一定の範囲の原子力施設を対象に個人の信頼性確認制度を導入することとした。

また、平成 29 年 1 月に、平成 26 年度に受け入れた国際原子力機関 (IAEA) の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) のフォローアップミッションを要請することを決定した。

(詳細な取組は、第 5 章第 1 節に記載。)

(4) 情報発信の強化

国民への迅速かつ丁寧な情報発信の一層の強化に努めた。

(詳細な取組は、第 6 章第 3 節に記載。)

(5) もんじゅの廃止に向けた取組

高速増殖原型炉もんじゅについては、平成 28 年 12 月に文部科学大臣から廃止措置に移行すること等の報告及びもんじゅの廃止措置計画の早期申請が可能となるような取組の検討について要請があり、これを受け、原子力規制委員会規則を改正するなどの取組を進めた。

(詳細な取組は、第 2 章第 9 節に記載。)

(6) 法案の策定、体制強化等を含む IRRS において明らかになった課題等への対応

IAEA が実施する総合規制評価サービス (IRRS) ミッションチームによるレビューが平成 28 年 1 月に行われ、同年 4 月に IAEA から 13 の勧告と 13 の提言を含む IRRS 報告書が提出された。

原子力規制委員会では、IRRS において明らかになった課題である、検査制度の改正、放射線源規制・放射線防護の強化、人材の育成・確保等について対応を図ることとし、このため、その一環として、原子炉等規制法、放射線障害防止法及び放射線障害技術基準法を改正する「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」を第 193 回国会へ提出し、また、体制を強化するための予算要求を行った。

(詳細な取組は、第 1 章第 2 節並びに第 2 章第 1 節及び第 2 節に記載。)

目次

第1章	原子力規制行政に対する信頼の確保	1
第1節	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保	1
第2節	組織体制及び運営の継続的改善	5
1.	マネジメントシステムの本格的な運用と改善	5
2.	IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応	6
第3節	国際社会との連携	7
第4節	法的支援・訴訟事務への着実な対応	13
第5節	原子力施設安全情報に係る申告制度	14
第2章	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施	15
第1節	原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善	15
第2節	原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	17
1.	実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施	17
2.	実用発電用原子炉等に係る保安検査の実施	19
3.	核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査等の実施	20
4.	核燃料施設等に係る保安検査の実施	21
5.	原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認	21
6.	発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施	26
7.	敷地内破砕帯の活動性の評価	27
8.	火山活動のモニタリングに係る検討	28
9.	もんじゅへの対応	29
10.	審査結果等の丁寧な説明	29
11.	安全性向上評価に関するガイドの整備	30
12.	放射線管理等報告	30
13.	放射線障害防止法に係る制度整備等	31
14.	放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査	34
15.	核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者及び放射線取扱主任者の試験の実施等	36
第3節	安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携	37
第3章	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等	38
第1節	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視	38
第2節	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析	45
第3節	放射線モニタリングの実施	45
第4章	原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築	47
第1節	最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善	47
1.	規制基準の継続的改善	47
2.	廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討	50

第2節	安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積	50
1.	安全研究の推進	50
2.	国内外のトラブル情報の収集・分析	53
第3節	原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立	53
1.	人材の確保	53
2.	人材の育成	54
第5章	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施	57
第1節	核セキュリティ対策の強化	57
1.	核セキュリティ上の課題への対応	57
2.	核物質防護検査等の実施	60
第2節	保障措置の着実な実施	60
1.	国際約束の履行	60
2.	保障措置情報のセキュリティ強化	63
3.	我が国の保障措置に対する国際的な理解の増進	64
第6章	原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実	65
第1節	原子力災害対策指針の継続的改善	65
第2節	放射線モニタリングの充実	66
1.	緊急時モニタリング体制の充実・強化	66
2.	全国の環境中の放射線等の測定	67
3.	原子力艦寄港に係る放射能調査の実施	68
4.	環境放射線モニタリング技術検討チームの開催	68
第3節	原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等	69
1.	緊急時対応能力の強化	69
2.	原子力事業者防災の強化	70
3.	情報発信の強化	70
資料編		
第1	原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料（第1章第1, 2, 4節関係）	71
1.	原子力規制委員会の構成	71
2.	原子力規制委員会の発足と組織の変遷	71
3.	原子力規制委員会の予算（平成28年度補正後）の内訳	71
4.	原子力規制委員会の組織	72
5.	原子力規制委員会の組織理念	75
6.	核セキュリティ文化に関する行動指針	76
7.	原子力安全文化に関する宣言	77
8.	原子力規制委員会の開催実績	78
9.	原子力規制委員会における決定事項	88
10.	事業者との意見交換の開催状況	92
11.	平成28年度における地方公共団体等との面会実績	93
12.	原子力規制委員会マネジメント規程に基づく平成28年度内部監査の結果について	94
13.	平成28年度における異議申立て等の対応実績	103

第2	原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）	104
1.	原子力安全に関する各種国際条約の実施等	104
2.	国際機関等の下での連携	105
3.	二国間協力について	110
第3	原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）	111
1.	実用発電用原子炉の申請・許認可等の状況	111
2.	原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る審査の体制について	115
3.	主な原子力施設の検査状況	116
4.	核燃料施設等の申請・許認可等の状況	126
5.	原子力施設に係る審査・検査等の件数	130
6.	運転期間延長認可の申請・認可等の状況	132
7.	高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況	132
8.	放射線障害防止法に基づく審査・検査等の状況	134
第4	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料（第3章関係）	135
1.	特定原子力施設（東京電力福島第一発電所）に係る実施計画の認可・検査の状況	135
第5	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施関係資料（第5章関係）	136
1.	核物質防護規定の認可等の件数	136
2.	保障措置関係	136
第6	各種検討会合等の実績	137
1.	審議会等	138
2.	審査会合	146
3.	各種検討チーム	148
4.	原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合	158
5.	特定の調査・検討会	159
6.	その他	166

第1章 原子力規制行政に対する信頼の確保

原子力規制委員会は、原子力利用に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んだ。

第1節 原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保

(1) 独立性の確保

原子力規制における独立した意思決定は、適切な規制のために重要なものであり、各国の原子力規制機関において、組織理念の重要な要素として掲げられている。独立性の高いいわゆる「3条委員会」として設置された原子力規制委員会も組織理念において、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、組織理念に基づいて、科学的・技術の見地から、公正・中立に、かつ、独立して意思決定を行った（原子力規制委員会の開催実績及び決定事項については資料編第1の8.及び9.参照）。

(2) 中立性の確保

原子力規制委員会は、平成24年度第1回原子力規制委員会（平成24年9月19日）において定めた「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」によって、原子力規制委員会委員長及び委員の在任期間中における原子力事業者等からの寄附の受取禁止や就任前3年間の寄附や指導学生の原子力事業者等への就職の状況について公開することを定めた。平成28年度末現在就任している5人の委員についても、全て原子力規制委員会ホームページ上で公開されている。

また、平成24年度第4回原子力規制委員会（平成24年10月10日）において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、原子力規制委員会が電気事業者等に対する原子力規制について外部有識者の意見を聴く場合には、当該外部有識者について、事業者との関係に関する情報の公開を徹底することとした。さらに、電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合や、個別施設の過去の審査結果そのものについて再度審査する場合に外部有識者を活用する際には、当該外部有識者に、直近3年間に当該電気事業者等の役職員であった経歴、個人として1年度当たり50万円以上の報酬の

受領、当該個別施設の過去の審査への関与がないことを確認し、外部有識者として選定することとした。原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）、核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）及び放射線審議会委員の任命についても、同様の要件等を定めた。

平成 28 年度においてもこの要件等に基づいて、各種検討会合等に属する外部有識者から自己申告のあった内容について、原子力規制委員会ホームページに掲載し、公開した。

（3）透明性の確保

平成 24 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 19 日）において定めた「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」によって、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底を基本方針とし、原子力規制委員会、審議会及び検討チーム等を公開で開催するとともに、これらの議事録及び資料の公開、インターネット動画サイトによる生中継をすることとした。

また、同方針に基づいて、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告した。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開した。

また、原子力規制委員会の取組を広く伝えるため、各メディアからの取材対応を行った。平成 28 年度は、9 件の各委員への取材に対応し、24 件の現地調査、現地視察及び現地訪問について取材の対応を行った。さらに、原子力規制委員会及び検討会合等を、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」及び「原子力規制委員会議事運営要領」等に基づき、原則として公開で開催した。また、インターネット動画サイトの「YouTube」及び「niconico」において、委員会及び各種検討会合等を生中継するとともに、生中継しないものに関しても、録画及び要約版の公開を行った。さらに、動画視聴者の利便を図るため、委員会及び検討会合等の資料を会議の開始と同時に原子力規制委員会ホームページで入手できるよう掲載するとともに、議事録についても、委員会については開催の翌日、各種検討会合等については、開催から 1 週間後を目途にホームページに掲載した。また、前年度に引き続き、原則、原子力規制委員会委員長定例記者会見を週 1 回、原子力規制庁定例ブリーフィングを週 2 回、それぞれ実施した。（平成 28 年度中に延べ 159 回の記者会見を実施）。記者会見についても、委員会及び各種検討会合等と同様に生中継、録画の公開

を行い、議事録については、可能な限り、原子力規制委員会委員長会見は同日中、原子力規制庁定例ブリーフィングは翌日中にホームページに掲載した。

(4) 外部とのコミュニケーションの充実

①事業者とのコミュニケーション

平成26年10月から、我が国全体としての安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るとともに、原子力事業者の安全性向上に関する活動への取組に対する基本的考え方及び継続的な安全性の向上に向けた現行の規制制度の改善案等に関する意見を聴取するため、原子力規制委員会において、主要な原子力施設を保有する事業者の経営責任者と意見交換を行う場を設けてきた。

平成28年度は、事業者が自主的に行っている安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組、規制制度の改善に向けた検討を行うための事業者からの発案等を主な論点として、8事業者と意見交換を行った。

また、3事業者の経営責任者とは、当該事業者に特有の課題について意見交換を行った。

これまでの原子力事業者（経営責任者）との意見交換の実施状況を踏まえ、第59回原子力規制委員会（平成29年2月1日）において、今後も主要な原子力施設を有する原子力事業者の経営責任者と月1回程度の頻度で意見交換を継続的に実施することが確認された。その際、想定される議題として、①前回の意見交換会以降における各事業者による安全性の向上のための新たな取組や改善事項等、②その他事前に原子力規制委員会又は事業者から提案した議題を扱うこととした。

また、第43回原子力規制委員会（平成28年11月16日）において、主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換を新たに実施することを確認したことを踏まえ、平成29年1月18日に主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との第1回意見交換を実施した。

（事業者との意見交換の開催状況については、資料編第1の10.参照）

②地方公共団体等とのコミュニケーション

原子力規制委員会委員長は、平成28年8月25日に福井県知事と面会をした。また、平成28年12月には愛媛県を訪問し、愛媛県知事、八幡浜市長、伊方町長と面会し、さらに伊方町の住民に対して、原子力災害時の効果的な退避の在り方や、その前提となる放射線被ばくに関する知識について説明し、意見交換を行った。また、平成29年2月には鹿児島県を訪問し、鹿児島県知事、薩摩川内市長と面会し、さらに上甕島里地区、上甕地区の住民に対して、愛媛

県訪問時と同様の対応を行った。原子力規制庁長官や次長等も、地方公共団体の首長等と面会した。このほか、平成 29 年 2 月～3 月に佐賀県、長崎県、福岡県において、原子力規制庁職員が、立地自治体、地域住民等に対し、新規制基準適合性審査の結果や原子力災害対策指針の内容について説明を行う等、原子力規制委員会委員長だけでなく様々なレベルで地方自治体とのコミュニケーションの充実を図る活動に従事した。

(地方公共団体等との面会実績については、資料編第 1 の 11. 参照)

③その他のコミュニケーション

原子力規制委員会における各種検討会合において外部有識者を構成員に含め、その知見を活用した。

また、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見公募手続に加え、同法において要求されていない意見公募手続を平成 28 年度に計 27 件実施し、積極的に国民の意見を募集し、寄せられた意見に対して丁寧に対応した。このうち、平成 28 年 8 月に関西電力美浜発電所（以下「美浜発電所」という。）3 号炉の審査書案に対して実施した意見公募手続では、寄せられた意見の一つに降下火砕物の直接的影響に対する設計方針に関する指摘があり、降下火砕物により安全施設の安全機能が損なわれないことを改めて確認した。さらに、降下火砕物の影響評価に関する検討チームの会合を開催し、降下火砕物濃度の評価及び機器等への影響評価の考え方等に関する検討を開始した。

また、原子力規制委員会は平成 28 年 7 月 20 日に、原子力委員会と原子力規制委員会との意見交換会を開催し、原子力分野の人材育成について議論した。

さらに、原子力規制委員会委員長は、平成 29 年 2 月に国際アドバイザー¹のメザーブ氏と面会し、国際アドバイザーからの助言等を踏まえて新しい検査制度の導入を進めていることなどについて意見交換を行った。

このほか、原子力規制委員会ホームページ内の意見受付用ページやコールセンターを運用し、日常的に国民の意見・質問を受け付ける体制を整えており、平成 28 年度において、1 箇月平均で、ホームページ内のページに約 30 件、コールセンターに約 230 件の意見・質問が寄せられた。

¹米国、英国及び仏国の原子力規制機関のトップとしての豊富な経験を有する有識者を原子力規制委員会委員長が指名。

表1 平成28年度に実施した主なパブリックコメント

法定パブリックコメント	任意パブリックコメント
<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則 ・グレーデッドアプローチ対応等に伴う核燃料施設等の基準の解釈の一部改正 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正 <p style="text-align: right;">等 計 11 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案 ・放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ ・炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について <p style="text-align: right;">等 計 16 件</p>

第2節 組織体制及び運営の継続的改善

1. マネジメントシステムの本格的な運用と改善

原子力規制委員会は、業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、原子力規制委員会マネジメント規程（平成26年9月3日原子力規制委員会決定）に基づき、「原子力規制委員会の組織理念」、「原子力安全文化に関する宣言」、「核セキュリティ文化に関する行動指針」、「原子力規制委員会第1期中期目標」、「原子力規制委員会平成28年度年度重点計画」等に沿って業務を実施し、第62回原子力規制委員会（平成29年2月22日）において平成28年度重点計画の取組・成果に関する評価を行った。この評価により、平成29年度に向けた取組を踏まえた「原子力規制委員会第1期中期目標改定」及び「原子力規制委員会平成29年度重点計画」を平成28年度第72回原子力規制委員会（平成29年3月22日）において決定した。

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）に基づく原子力規制委員会の政策評価については、マネジメントシステムとの連携を図った上で、平成27年度実施施策の事後評価及び平成28年度実施施策の事前分析を行い、第28回原子力規制委員会（平成28年8月24日）において、平成27年度実施施策の政策評価書及び平成28年度実施施策の事前分析表を決定し、当該評価書を総務大臣に送付の上、原子力規制委員会ホームページに公表した。さらに、平成29年度から平成31年度までを計画期間とする原子力規制委員会政策評価基本計画を第72回原子力規制委員会（平成29年3月22日）において決定した。

また、平成 28 年 4 月から内部監査を行うために原子力規制庁に監査・業務改善推進室を設置した。平成 28 年度は、6 部署に対し内部監査を実施し、国際対応を戦略的に行うための体制づくりや、審査手続のマニュアル化等の業務改善のための指導等を行った。（詳細は、資料編第 1 の 12. 参照）

さらに、マネジメントシステムの継続的改善については、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）からの指摘によって明らかになった課題を踏まえ、「原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ」（第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）決定）を策定し、トップから語りかけ、組織文化・安全文化（核セキュリティ文化を含む。）を醸成すること及び現場の声を吸い上げ、業務品質を維持向上させることを掲げた行動プログラムを実施しているところである。

2. IRRS ミッションにおいて明らかになった課題への対応

IAEA では、加盟国の要請に基づき IAEA が実施する各種評価（レビュー）の一つとして、原子力規制に関する法制度や組織等を含む幅広い課題について総合的にレビューする総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service。以下「IRRS」という。）を実施している。

原子力規制委員会は、平成 25 年 12 月に IRRS ミッション受け入れを決定し、約 2 年の準備期間をかけて自己評価書案を取りまとめ、IRRS ミッションチームへ提出した。

IRRS ミッションチームは、平成 28 年 1 月に来日しレビューを行い、4 月 23 日（日本時間）に IRRS 報告書を日本に提出した。

同報告書では、日本の原子力規制が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を取り入れて安全確保上必要な水準に達していることを前提に、更なる改善が求められ、2 つの良好事例とともに、13 の勧告と 13 の提言がなされた。

< 良好事例 >

- ・日本政府は、実効的な独立性及び透明性を有し、権限が強化された新しい規制機関として原子力規制委員会を設立し、同機関を支援する枠組を導入したこと。
- ・原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を日本の法的枠組に迅速かつ実効的に反映させたこと。

< 勧告・提言事例 >

- ・検査の実効性を向上させるため、関連法令を改正すること。
- ・能力と経験のある職員を確保するため、研修の充実、職場の魅力の向上、

- 現職の専門家の維持に努めること。
- ・放射線源の緊急事態に対する準備と対応について要件と指針を策定すること。
 - ・放射線防護分野の監督に、より重点を置くこと。
- 等

原子力規制委員会では、**IRRS** ミッション受入れのために行った自己評価の過程で把握した改善すべき事項を含め、**IRRS** において明らかになった課題について対応方針を取りまとめ、検査と執行、放射線源規制・放射線防護及び人材育成・確保を含む 31 の課題について改善に取り組むこととした。

その一環として、検査制度の改正、放射線源規制・放射線防護の強化等に対応するため、原子力規制委員会の対応を強化するための予算要求を行った。

また、原子力規制委員会は、炉安審及び燃安審に **IRRS** において明らかになった課題のフォローアップを行うよう指示した。これを受け、平成 28 年 7 月から平成 29 年 1 月までに、各課題についての取組状況が原子力規制庁から炉安審及び燃安審に報告され、炉安審及び燃安審は評価及び助言を行った。これを踏まえ、第 55 回原子力規制委員会臨時会議（平成 29 年 1 月 12 日）において、炉安審・燃安審両会長との意見交換を行った。第 59 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 1 日）において、**IRRS** において明らかになった議題については、来年度以降も当分の間、その進捗状況等を勘案し、順次、取組状況のフォローアップ（評価及び助言）を継続していくこととした。

第3節 国際社会との連携

原子力規制委員会は、国際機関との連携として、**IAEA** や経済協力開発機構／原子力機関（**OECD²/NEA³**）等の各種会合への出席や専門家等の派遣を通じて、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報収集や意見交換を行った。

また、諸外国の原子力規制機関との協力として、国際原子力規制者会議（**INRA**）、日中韓安全上級規制者会合（**TRM**）等の多国間の枠組み、海外の原子力規制機関との二国間会合等において、情報収集や意見交換を行った。また、西欧原子力規制者会合（**WENRA**）に、原子力規制委員会として新たにオブザーバー加盟することを表明し、了承された。さらに、各種国際条約に基づ

² Organisation for Economic Co-operation and Development

³ Nuclear Energy Agency

く各種会合への参加等も行った。

(1) IAEA、OECD/NEA 等の国際機関との連携

原子力規制委員会は、IAEA や OECD/NEA 等の国際機関における各種会合への出席や専門家の派遣を通して、我が国の知見、経験の国際社会への共有を図るとともに、得られた成果を国内の原子力規制の向上に生かしている。

①IAEA、OECD/NEA 等が主催する各種会合への出席等

原子力規制委員会委員長及び委員は、表 2 に示すとおり各種国際会議等に出席し、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見、教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報及び意見交換を行った。

なお、更田委員は、平成 27 年 12 月から、OECD/NEA 原子力施設安全委員会 (CSNI⁴) の議長を務めている。

表 2 原子力規制委員会委員による国際機関主催の各種会合等への参加実績

日程	国際機関主催の各種会合等の名称 (場所)	出席した委員
平成 28 年 4 月 5 日	IAEA 国際原子力安全諮問委員会 (INSAG ⁵) (オーストリア・ウィーン)	更田委員
平成 28 年 4 月 6 日、7 日	IAEA 安全基準委員会 (CSS ⁶) 会合 (ウィーン)	更田委員
平成 28 年 6 月 8 日、9 日	OECD/NEA 原子力施設安全委員会 (CSNI ⁷) (パリ)	更田委員
平成 28 年 9 月 26 日～30 日	IAEA 総会 (ウィーン)	田中委員長
平成 28 年 10 月 4 日～7 日	IAEA 核セキュリティ諮問委員会 (AdSec ⁸) (ウィーン)	田中委員
平成 28 年 10 月 24 日、25 日	IAEA 国際原子力安全諮問委員会 (INSAG) (ウィーン)	更田委員

⁴ Commission on the Safety of Nuclear Installations

⁵ International Nuclear Safety Advisory Group

⁶ Commission on Safety Standards

⁷ Committee on the Safety of Nuclear Installations

⁸ Advisory Group on Nuclear Security

日程	国際機関主催の各種会合等の名称（場所）	出席した委員
平成 28 年 11 月 23 日 ～25 日	IAEA 福島第一原子力発電所事故報告書 に基づく外部事象に関する教訓と安全向 上に関する技術会合（ウィーン）	石渡委員
平成 28 年 12 月 5 日～ 9 日	IAEA 核セキュリティ国際会議（ウィー ン）	田中委員
平成 28 年 12 月 7 日、 8 日	OECD/NEA 原子力施設安全委員会 （CSNI）（パリ）	更田委員

②IAEA 及び OECD/NEA 事務局長との意見交換

原子力規制委員会委員長は、天野 IAEA 事務局長と平成 28 年 4 月及び 10 月に意見交換を実施した。また、マグウッド OECD/NEA 事務局長とは平成 28 年 11 月に意見交換を実施した。これらの意見交換において、今後の両国際機関との緊密な連携の継続について議論した。

③IAEA との協力事業を含む海洋モニタリングについての情報発信

原子力規制委員会では国際的な情報発信の一環として、東京電力福島第一原子力発電所近傍をはじめとした海洋モニタリングの結果⁹（F1 Issues、Sea Area Monitoring）を定期的に公表しており、原子力規制委員会及び IAEA は、我が国の海洋モニタリングに関して協力し、複数の分析機関が参加する分析結果の相互比較や分析機関の力量評価を実施した。

（2）原子力安全に関する各種国際条約の実施等

原子力規制委員会は、関係府省とともに、原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（合同条約）、原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）、核物質及び原子力施設の防護に関する条約（核物質防護条約の改正）並びに核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）の枠組みの下での国際的な取組に参画している。

平成 28 年度の主な取組として、原子力安全条約の枠組みの下、我が国の第

⁹ <http://www.nsr.go.jp/english/flissues/index.html>

7回国別報告書を取りまとめ平成28年8月に提出したほか、平成29年3月27日から4月7日にかけてウィーンで開催されている同条約の第7回検討会合において、我が国の国別報告を含む各国の国別報告について締約国間でのピア・レビューを行い、原子力規制委員会から伴委員が出席した。

また、早期通報条約及び援助条約の締約国会合（権限当局会合）が平成28年6月に開催され、外務省とともに原子力規制庁も参加した。

さらに、核物質防護条約に関連し、平成28年12月にIAEAにおいて条約締約国の関係当局による技術会合が初めて開催され、原子力規制庁職員が参加した。同会議では、核物質防護条約の改正の発効後の運用を念頭に、条約締約国の関係者間の情報交換が行われた。

（3）諸外国原子力規制機関との協力

原子力規制委員会は、原子力安全の向上の観点から諸外国の原子力規制機関との情報交換等を進めた。

①国際原子力規制者会議（INRA¹⁰）等

INRA は、主要な原子力発電所保有国の原子力規制当局の責任者から構成され、毎年2回、広範な原子力安全規制上の課題について意見交換を行う枠組みである。平成28年度末現在、日本、米国、仏国、英国、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国の9箇国が参加している。

平成28年5月に、同年の議長国であるスペイン原子力安全規制機関(CSN¹¹)の主催で第38回会合が開催された。原子力規制委員会からは田中知委員が出席し、新規制基準に基づく審査の状況、平成28年熊本地震の原子力施設への影響、東京電力福島第一原子力発電所の現状等について報告した。

第39回会合は、平成28年9月のIAEA総会の開催期間中に、オーストリア・ウィーンで開催された。原子力規制委員会からは田中委員長が出席し、原子力規制に関わる幅広い議論を交わした。

また、欧州各国の規制機関の長により構成される会議体として、西欧原子力規制者会議(WENRA¹²)があり、毎年2回総会が開催されている。平成28年10月26日、27日に、イタリア・ローマにおいて開催されたWENRA秋の総会には、原子力規制委員会から伴委員が出席し、原子力規制委員会として新たにオブザーバー加盟することを表明し、これが了承された。

¹⁰ International Nuclear Regulators Association

¹¹ Consejo De Seguridad Nuclear

¹² Western European Nuclear Regulators Association

②地域協力：日中韓上級規制者会合（TRM¹³）

TRM は、原子力安全に関する地域協力として、日中韓の 3 箇国が定期的に規制上の課題や技術向上のための情報交換等を推進する枠組みとして、平成 20 年から毎年 1 回開催しているもの。平成 28 年は中国が議長国を務め、11 月に中国・北京で第 9 回会合が開催された。本会合では、各国の規制活動の現状、傘下の 3 つの作業部会（情報交換枠組みに関する作業部会、人材育成に関する作業部会及び緊急時対応に関する作業部会）の活動結果及び今後の作業計画、日中韓の合同防災訓練等について報告がなされ、意見交換が行われた。その中で、3 機関の緊急時の窓口の情報を更新することや、平成 29 年以降、合同防災訓練において 3 機関間の通報訓練を実施することについて合意した。

また、TRM に併せて開催された第 4 回 TRM プラスでは、より技術的な内容として、東京電力福島第一原子力発電所における規制の現在の状況及び周辺の除染の状況、中国・韓国における放射性廃棄物管理の状況、ウィーン宣言への履行状況等の議題について意見交換が行われた。さらに、第 9 回 TRM に先立ち、平成 28 年 11 月に中国の大亜湾原子力発電所において、日中韓の合同防災訓練が行われた。

③二国間協力：協力取決め文書等の作成

原子力規制委員会は、平成 27 年度までに、12 箇国（13 原子力規制機関等）と各種協力に関する覚書等を交わしてきた。表 3 に、平成 28 年度末までの締結実績について示した。

こうした二国間の枠組みを通して、原子力規制委員会は諸外国原子力規制機関等と原子力規制に関する情報・意見交換を行った。

表 3 原子力規制委員会における各国との協力取決め締結実績

国名	機関名	締結年
米国	原子力規制委員会（NRC ¹⁴ ）	平成 22 年締結 （平成 27 年更新）
	米国エネルギー省（DOE ¹⁵ ）	平成 25 年
仏国	原子力安全規制機関（ASN）	平成 25 年
英国	原子力規制機関（ONR ¹⁶ ）	平成 25 年

¹³ Top Regulators' Meeting on Nuclear Safety among China, Japan, and Korea

¹⁴ Nuclear Regulatory Commission

¹⁵ United States Department of Energy

¹⁶ Office for Nuclear Regulation

ロシア	ロシア原子力規制機関 (RTN ¹⁷)	平成 25 年
スウェーデン	放射線安全機関 (SSM ¹⁸)	平成 25 年
ドイツ連邦	環境・自然保護・建設・原子炉安全省 (BMUB ¹⁹)	平成 26 年
スペイン	原子力安全委員会 (CSN)	平成 25 年
フィンランド	放射線・原子力安全庁 (STUK)	平成 25 年
カナダ	原子力安全委員会 (CNSC)	平成 27 年
ベトナム	原子力・放射線安全庁 (VARANS ²⁰)	平成 26 年
トルコ	原子力庁 (TAEK ²¹)	平成 26 年
リトアニア	原子力安全検査規制当局 (VATESI ²²)	平成 26 年

④二国間会合等の実施

米国との協力として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）における検査制度の見直しに当たり、検査官の研修等について米国 NRC に協力を要請し、受諾された。これを受け、平成 28 年 7 月から原子力規制庁の 5 名の職員を米国 NRC に約 1 年間の予定で派遣した。当該職員は、発電所の現場における実習や米国検査官と同じ研修の受講などを通じて、積極的に実務を経験するとともに、米国 NRC 職員との情報交換を行っている。また、米国 NRC との協力実施取決めに基づき、平成 28 年 10 月に東京にて日米ステアリング・コミッティを開催し、米国 NRC に派遣されている原子力規制庁職員の活動状況のほか、規制活動において考慮すべき技術的事項への双方の取組について紹介しつつ、今後の技術協力について意見交換を行った。平成 29 年 3 月には、米国 NRC 主催の規制情報会議 (RIC²³) の開催日程に合わせて、米国・メリーランド州ベセスダにて日米ステアリング・コミッティを開催し、原子力規制委員会から更田委員が出席した。

¹⁷ Rostekhnadzor

¹⁸ Swedish Radiation Safety Authority

¹⁹ Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation, Building and Nuclear Safety

²⁰ Vietnam Agency for Radiation and Nuclear Safety

²¹ Turkish Atomic Energy Authority

²² State Nuclear Power Safety Inspectorate of the Republic of Lithuania

²³ Regulatory Information Conference

仏国との協力として平成 28 年 9 月には、東京にて第 4 回日仏規制当局間会合を開催し、原子力規制委員会からは更田委員及び田中知委員が、仏国 ASN から委員長及び委員が出席した。本会合では、双方の規制当局の最新動向、日仏の廃棄物管理に関する最近の動向、クレゾ・フォルジュ社製炉容器の炭素偏析への対応、再処理施設の規則等の議題について意見交換を行った。また、平成 28 年 11 月に、原子力規制委員会から伴委員が仏国 ASN を訪問し、原子炉容器等における炭素偏析に関する情報交換を行った。

フィンランドとの協力として平成 28 年 9 月に東京にて規制情報交換会合を開催し、原子力規制委員会から更田委員及び田中知委員、フィンランド STUK から長官が出席した。本会合では、双方の規制当局の最新動向、原子力規制に係る枠組み、東京電力福島第一原子力発電所事故後の新しい規制、廃棄物管理にかかる規制等の議題について意見交換を行った。

この他、スペインとの協力として平成 28 年 5 月にスペイン・マドリードにて、英国との協力として平成 28 年 7 月に福島県いわき市にて、ドイツとの協力として平成 28 年 10 月にドイツ・ボンにて、カナダとの協力として平成 28 年 10 月に東京にて、スウェーデンとの協力として平成 28 年 10 月に東京にて、それぞれ規制情報交換会合を開催し、意見交換を行った。

上記の他、原子力規制委員会委員長は、平成 28 年度中に、米国 NRC 及び DOE、仏国 ASN、英国 ONR、ドイツ BMUB、スペイン CSN、カナダ CNSC、スイスの原子力規制機関（ENSI²⁴）、インドネシアの原子力規制機関（BAPETEN²⁵）等との会合を実施し、二国間の協力等について意見交換を行った。

⑤人材育成

原子力規制委員会は、ベトナム VARANS との覚書に基づき、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターを通じて、平成 28 年 7 月及び平成 29 年 2 月にベトナム VARANS 職員に対して、ベトナム・ハノイにて原子力規制に関するセミナーを開催した。

また、トルコ TAEK との覚書に基づき、平成 28 年 9 月 27 日から 10 月 7 日まで、トルコ TAEK 職員に対して東京で原子力規制に関する実務研修を実施した。

第 4 節 法的支援・訴訟事務への着実な対応

原子力規制委員会の業務に係る法的支援・訴訟事務について、関係機関と連

²⁴ Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate

²⁵ BAdan PEngawas TENaga Nuklir (Nuclear Energy Regulatory Agency)

携しつつ対応を行った。具体的には、平成 28 年度末現在係争中の 46 件及び判決があった 2 件の訴訟について、法務省・法務局等と協力して、迅速かつ適切に準備書面の作成、証人尋問への対応を行った。

また、発電用原子炉設置変更許可処分等に係る異議申立てについて、6 件を棄却し、2 件を却下した。(詳細は、資料編第 1 の 13. 参照)

第 5 節 原子力施設安全情報に係る申告制度

原子炉等規制法では、事業者による法令違反行為等を早期に発見することにより、原子力災害を未然に防止するため、原子力事業者の違法行為に関する従業者等からの申告を受け付け、事実関係を精査し、必要に応じて原子力事業者に対する指示等の是正措置を講じる「原子力施設安全情報に係る申告制度」が設けられている。

本制度の運用に際しては、原子力規制委員会が行う調査等の中立性、透明性等の確保の観点から、外部の有識者で構成される「原子力施設安全情報申告調査委員会」を設置し、その監督の下、申告者の個人情報の保護に注意を払いつつ、できるだけ早期に処理し、運用状況を公表することとしている。

平成 28 年度末時点の運用状況は、処理中案件 0 件、処理済案件 3 件となっている。

第2章 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

第1節 原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善

(1) 検査制度の見直し

第5回原子力規制委員会（平成28年4月25日）において、IRRS報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘に対し、実効性のある検査を実施できる仕組みとするために、原子炉等規制法を改正し、事業者の一義的責任が明確な制度とした上で、事業者による安全確保の取組の状況に応じて検査部門の判断で検査項目を選定することとするなどの対応方針を了承した。

これを踏まえ5月から、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び専門家から構成される「検査制度の見直しに関する検討チーム」を開催した。同チームでは、事業者の参加を得て公開の場で議論を進めた。8月には中間取りまとめ（素案）を策定し、意見公募手続の実施及び炉安審・燃安審での検討を経て、11月に検査制度の見直しに関して中間取りまとめを行った。

原子力規制委員会では、この中間取りまとめ等を踏まえて原子炉等規制法の改正準備を進め、第52回原子力規制委員会（平成28年12月28日）において、法改正の骨子を了承した。第59回原子力規制委員会（平成29年2月1日）において決定した「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」は、平成29年2月7日に閣議決定され、第193回国会に提出された。

同法案では、より高い安全性の確保を目指して、事業者、規制機関双方の取組の強化する観点から、原子力施設の規制基準への適合性を確認する行為を、事業者が自ら実施するものとして義務付け、安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底を図っている。また、規制機関が、事業者の保安活動全般を対象に、事業の許可・指定等から廃止措置の終了まで切れ目なく一貫して、時期、内容を限定することなく、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設けるとともに、規制機関が検査結果を踏まえた評定を行い、以後の検査に安全の実績を的確に反映させる原子力規制検査に基づく監督の取組により、事業者が安全確保の水準の維持・向上に主体的に取り組むことを促している。そのほか、規制基準の策定に当たっては、原子力の安全に関する最新の知見を踏まえつつ、原子力施設の安全上の特性に応じ、基準の明確化に努める旨を明記している。

(2) 保安検査の在り方の検討

平成24年度第25回原子力規制委員会（平成25年1月30日）において、原子力施設に対する保安規定の遵守状況の検査（以下「保安検査」という。）

について、現状を踏まえた改善策を検討するよう指示があったことを受け、原子力規制庁において保安検査の在り方に係る検討を行った。検討状況については、これまでに、平成 25 年度第 5 回原子力規制委員会（平成 25 年 5 月 8 日）、平成 25 年度第 17 回原子力規制委員会（平成 25 年 7 月 31 日）及び平成 26 年度第 1 回原子力規制委員会（平成 26 年 4 月 2 日）において、短期的課題と中長期的課題に分けて中間報告を行った。

検査の重点化を始めとする短期的課題への対応については、既に具体的な取組を開始しており、中長期的課題については、実用発電用原子炉（廃止措置中のものを除く。以下この章において同じ。）に関する改善策に係る具体的な方針として平成 26 年度の報告で提示した「抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の活用」及び「指標、尺度、リスク情報等の活用」の方針に基づき検討を進めている。平成 27 年度第 24 回原子力規制委員会（平成 27 年 8 月 19 日）において、以下のとおりそれらの検討結果を報告した。

➤ 抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の活用

○実施手引きの取りまとめ

抜打ち型検査及び職員インタビュー手法を用いた検査の現状及び課題に関する原子力保安検査官の意見等を基に実施に向けての検討を行い、両検査手法の実施手引きを取りまとめた。

○研修の充実

抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の活用に伴い、原子力保安検査官には被規制者とのコミュニケーション能力の向上が求められるため、原子力安全人材育成センターと協力して「コミュニケーション基礎研修」を新たに設けた。また、従来から行っていた「検査官コミュニケーション研修」の見直しを行い、研修の充実を図った。

○抜打ち型検査及び職員インタビュー手法の試行

策定した抜打ち型検査及び職員インタビューの実施手引きを基に、平成 26 年度第 3 回及び第 4 回保安検査において一部の実用炉において両検査手法の試行を行い、試行結果による意見を実施手引きに反映して改善を図った。

➤ 指標、尺度、リスク情報等の活用

○新たな指標の選定

安全に係る指標として、使用実績のある計画外スクラム回数等に加え、IAEA が策定している技術報告書 (Technical Documents) IAEA-TECDOC-1141「原子力発電所における運転安全性能指標」を参考に、事業者の保安活動の実態に則した新たな指標を選定した。

○原子力保安検査官の気付き事項の活用

原子力保安検査官の気付き事項から保安活動の状況を把握するための情報を抽出し、保安検査項目を選定する手法を示した。

○支援体制の整備

安全文化醸成活動等の専門分野に特化した検査の実施が必要となった場合に備え、原子力保安検査官への支援体制について検討し、専門的な検査を行うための体制を整備した。

これらの検討結果に基づき、抜打ち型検査及び職員インタビュー手法については、平成 27 年度保安検査から本格運用を開始している。また、第 2 回原子力規制委員会（平成 28 年 4 月 13 日）において、安全に係る指標として新たに選定した指標に係るデータ等の抽出結果及び収集方法について原子力規制庁から報告を受けるとともに、発電用原子炉設置者に対して指標の収集、取りまとめ及びその結果の報告を指示した。新たに選定した指標及び原子力保安検査官の気付き事項の活用については、保安検査に活用するための検討等を行い、その後は運用を行いながら改善を図ることとした。

保安検査へのリスク情報については、保安規定違反に応じた対応措置を判断する際の材料として活用することを検討していく。

なお、これらの検討は、実用発電用原子炉を対象として先行的に実施しており、実用発電用原子炉以外の原子力施設については、施設ごとの特徴を考慮した検討を行うこととしている。

第 2 節 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

1. 実用発電用原子炉に係る新規制基準適合性審査・検査の実施

(1) 新規制基準適合性審査の状況

実用発電用原子炉については、平成 25 年 7 月 8 日に新規制基準を施行した後、平成 28 年度末までに 11 事業者から 16 原子力発電所 26 プラントの新規制基準への対応に係る設置変更許可申請等が提出された。これらの申請については、原子力規制委員会において了承した方針に基づき厳正かつ適切に審査を行っているところであり、平成 28 年度においては審査会合を計 113 回開催した。審査会合においては、基準地震動及び基準津波の設定、竜巻、内部溢水、内部火災等に対する防護設計、炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策等の重大事故等対策の有効性評価、重大事故等発生時における手順の整備等について、多くの議論が行われた（実用発電用原子炉の申請等状況については、資料編第 3 の 1. 参照）。

審査会合における議論を踏まえ、関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜

発電所」という。) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉、美浜発電所3号炉、九州電力株式会社玄海原子力発電所(以下「玄海原子力発電所」という。)3号炉及び4号炉並びに関西電力株式会社大飯発電所(以下「大飯発電所」という。)3号炉及び4号炉については、発電用原子炉設置変更許可申請書に対する審査を行い、事業者の技術的能力、原子炉の構造及び設備に関する審査書案に対する科学的・技術的意見を募集するとともに、原子力の平和利用について原子力委員会から、許可について経済産業大臣から意見を聴取した。これらの結果を踏まえ、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に対して第4回原子力規制委員会(平成28年4月20日)、美浜発電所3号炉に対して第35回原子力規制委員会(平成28年10月5日)、玄海原子力発電所3号炉及び4号炉に対して第56回原子力規制委員会(平成29年1月18日)において、設置変更を許可した。

工事計画の認可については、平成26年度第63回原子力規制委員会(平成27年3月18日)における議論を踏まえ、重要なものを除いて原子力規制庁が専決処理を実施することを了承した。これを受け、原子力規制庁は高浜発電所1号炉及び2号炉については平成28年6月10日、美浜発電所3号炉については同年10月26日に工事計画の認可を行った。

特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更の許可に関しては、平成28年度末までに7事業者7原子力発電所13プラントから、申請書が提出されており、順次審査を進めた。同施設の設置に係る設置変更の審査については、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないこと等の対策が行われていることを確認している。高浜発電所3号炉及び4号炉については、特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請書に対する審査の結果の案を取りまとめ、経済産業大臣及び原子力委員会への意見聴取を行い、その回答を踏まえて審議した結果、第33回原子力規制委員会(平成28年9月21日)において、設置変更を許可した。

なお、特定重大事故等対処施設に関する審査書案については、セキュリティの観点から公開できる内容が限定的であることから、科学的・技術的意見の募集を実施しないことを平成27年度第53回原子力規制委員会(平成28年2月3日)において、決定している。

また、審査体制については、平成27年夏時点の約100名、4チーム体制から約120名、5チーム体制へと増強した。

(2) 新規制基準適合性審査の効率化

審査の進め方については、平成27年度に引き続き、審査全体を効率的に進

める工夫にも取り組んでおり、審査会合の前には、事実確認等のために行う事業者ヒアリングの議事要旨を作成・公開するとともに、審査会合の議事録を公開し、審査会合の後には事業者との面談を実施して指摘事項等を整理し、お互いの認識を共有した。

(3) 新規制基準に基づく検査の状況

高浜発電所 1 号炉、2 号炉及び 4 号炉並びに四国電力株式会社伊方発電所（以下「伊方発電所」という。）3 号炉に係る使用前検査において、認可された工事計画に従って工事が行われているかどうか等を確認し、伊方発電所 3 号炉に関しては平成 28 年 9 月 7 日に使用前検査に合格したと認め、使用前検査合格証を交付した。

2. 実用発電用原子炉等に係る保安検査の実施

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉等の安全を確保するために、原子力施設の近傍に設置している原子力規制事務所（22 箇所）駐在の原子力保安検査官を中心に、実用発電用原子炉等を対象として、保安検査を定期的に行っているほか、施設の形態を踏まえて、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。

平成 28 年度は、各施設において四半期毎の保安検査を 4 回実施したほか、伊方発電所 3 号炉等において安全確保上重要な行為等に係る保安検査を実施した。また、保安規定違反に該当する事象が 9 件確認された（各施設における保安検査の実施状況は、資料編第 3 の 3. 参照）。

平成 28 年度保安検査の結果、「監視²⁶」に該当する事象が、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ（以下「高速増殖原型炉もんじゅ」という。）において 1 件、伊方発電所において 4 件、東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原子力発電所」という。）において 1 件確認された。

更に、ケーブルの不適切な敷設事案に関し、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原子力発電所」という。）、福島第二原子力発電所及び中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「浜岡原子力発電所」という。）において「違反 2²⁶」に該当する事象が確認された。

²⁶ 保安規定違反の程度を示す区分。それぞれの重みに応じて、追加の検査の可否やその実施内容、期間を判断する。

3.核燃料施設等に係る新規規制基準適合性審査・検査等の実施

核燃料施設等については、原子力規制委員会が平成 25 年 12 月にいわゆる新規規制基準を施行した後、平成 28 年度末までに 9 事業者から 21 施設について事業変更許可申請等が提出された。これらの申請について、「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方について」（平成 25 年 12 月 25 日決定、平成 28 年 6 月 1 日改正）に基づき審査を行っており、平成 28 年度に原子力規制委員会委員が原則として出席する審査会合を、計 87 回開催した（核燃料施設等の申請等状況については、資料編第 3 の 4. 参照）。

また、核燃料施設等の新規制基準等への適合性の確認にグレーデッドアプローチ（等級別扱い）を適用し、安全上重要な施設の有無等、それぞれの核燃料施設等の特徴を踏まえて審査を効率的・効果的に進めるため、平成 28 年 11 月 30 日に核燃料施設等の基準の解釈を一部改定し、新たな評価ガイドを制定した。

審査会合における議論を踏まえ、京都大学臨界実験装置（KUCA）及び近畿大学原子炉に対しては平成 28 年 5 月 11 日、京都大学研究用原子炉（KUR）に対しては平成 28 年 9 月 21 日に設置変更承認及び許可を行った。その後の設計及び工事の方法の承認及び認可については、京都大学、近畿大学ともに分割申請としており、近畿大学に対しては、平成 29 年 2 月 7 日までに全ての認可を行うとともに、京都大学研究用原子炉（KUR）及び臨界実験装置（KUCA）に対しては一部を承認した。

また、近畿大学原子炉について、使用前検査及び施設定期検査を実施し、認可された設計及び工事の方法に従って工事が行われていること、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則に適合していること等を確認し、平成 29 年 3 月 17 日に使用前検査及び施設定期検査に合格したと認め、使用前検査合格証及び施設定期検査合格証を交付した。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）におけるリスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保の在り方等について定期的に確認するため、原子力規制委員会からの指示により、平成 28 年 1 月に「東海再処理施設等安全監視チーム」が設置された。同監視チームにおいて、東海再処理施設の廃止に向けた計画が具体化されず進展が見られないこと、ガラス固化処理についても、多くのトラブル等により当初計画の実現の見通しが立たない状態等が確認されたことから、原子力規制委員会は、平成 28 年 8 月 4 日、原子力機構に対し東海再処理施設の廃止に向けた計画や、高放射性廃液の貯蔵に係るリスクを早急に低減するための実効性のある計画等について検討し、報告する

よう指示文書を発出した。東海再処理施設等の安全確保の在り方や原子力機構から平成 28 年 11 月 30 日に提出された当該報告への対応等を含め「東海再処理施設等安全監視チーム」を平成 28 年度に計 9 回開催した。

また、東海再処理施設の廃止措置を安全かつ着実に実施しつつ、早期にリスク低減を図るため、廃止措置計画に係る認可申請を可能な限り早期に行うことができるよう、関係規則の改正案を作成し、意見公募手続を実施した上で、平成 29 年 3 月 22 日に改正を決定するなどの取組を進めている。さらに、関係規則の改正に併せて、審査を円滑に行うため、「高速増殖原型炉もんじゅ及び核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方等について（案）」を取りまとめ、意見公募手続を実施した。

4.核燃料施設等に係る保安検査の実施

核燃料施設等の安全を確保するために、原子力施設の近傍に設置している原子力規制事務所（22 箇所）駐在の原子力保安検査官を中心に、核燃料施設等を対象として、四半期ごとに保安検査を定期的の実施したほか、施設の特徴を踏まえて、日々の原子力施設の巡視、運転状況の聴取、定例試験への立会い等を行った。平成 28 年度において行った核燃料施設等に係る保安検査の結果、保安規定違反に該当する事象は、再処理施設で 4 件、加工施設で 3 件、使用施設で 2 件であった。

このほか、核燃料物質使用施設について、21 事業所において立入検査を実施した。

5.原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

（1）原子炉等規制法に基づく報告事象

原子炉等規制法第 62 条の 3 は、原子力事業者等に対し、原子力施設等において原子力規制委員会規則で定める事故、故障等（以下、本項及び第 3 章第 1 節（3）において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成 28 年度に、実用発電用原子炉において 4 件の法令報告事象が発生した。原子力規制委員会は、これらの事象について、事業者から報告を受けたところであり、引き続き、事業者が行う原因究明及び再発防止策について、厳正に確認していく（特定原子力施設の法令報告事象については、第 3 章第 1 節（3）で記載。）。

なお、法令報告事象については国際原子力・放射線事象評価尺度²⁷（The

²⁷ INES は、IAEA 及び経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）が、原子力施設等の個々の事故・故障等について、それが安全上どのような意味を持つか、簡明に表現するための指標として策定したもの。評価レベルは、レ

International Nuclear and Radiological Event Scale。以下「INES」という。)による評価を行っており、平成 28 年度に発生した 4 件のうち、高浜発電所 3 号機において発生した 1 件はレベル 0 (安全上重要でない事象) と評価し、他 3 件については平成 28 年度末現在評価中である。平成 27 年度に実用発電用原子炉において発生した 2 件については、いずれもレベル 0 (安全上重要でない事象) と評価した。

①日本原子力発電株式会社東海第二発電所廃棄物処理棟における液体の漏えいに伴う立入制限区域の設定

平成 28 年 6 月 2 日、日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所廃棄物処理棟中地下 1 階タンクベント処理装置室内において、漏えいした液体の放射エネルギーの測定結果より、保安規定に基づく立入制限区域を設定したとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

平成 28 年 7 月 25 日 (同年 12 月 12 日補正)、事業者から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成 28 年度末現在、事業者から受領した報告書の内容について精査中である。

②中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号機中央制御室空調換気系ダクト腐食

平成 28 年 12 月 8 日、中国電力株式会社 (以下「中国電力」という。) から、中国電力株式会社島根原子力発電所 (以下「島根原子力発電所」という。) 2 号機において、中央制御室空調換気系のダクトの点検を実施していたところ、当該系統のダクトに腐食孔 (約 100cm×約 30cm) が確認されたことから、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

第 48 回原子力規制委員会 (平成 28 年 12 月 14 日) において、事務局から当該事象の概要について報告をし、続けて第 53 回原子力規制委員会 (平成 29 年 1 月 11 日) において、ダクトの類似箇所点検結果として新たに確認された腐食について同様に事務局から報告をし、原子力規制委員会は島根原子力発電所 2 号機以外の施設についても調査する方針を示した。

第 56 回原子力規制委員会 (平成 29 年 1 月 18 日) において、事故時の居住性確保が要求されている施設のダクトについて、直接の外観点検の実施及びその点検結果の報告を、発電用原子炉等を設置する事業者に求めることとした。事業者による点検の計画及びその結果について、順次、報告を受領している。

平成 29 年 3 月 9 日、中国電力から当該事象の原因と対策に係る報告があり、平成 28 年度末現在、中国電力から受領した報告書の内容について精査中

レベル 0 (安全上重要でない事象) からレベル 7 (深刻な事故) に分類して評価している。

である。

③関西電力株式会社高浜発電所 3号機の定期検査中に確認された蒸気発生器伝熱管の損傷

平成 29 年 1 月 12 日、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）から、定期検査のため停止中の高浜発電所 3 号機において、3 台ある蒸気発生器の伝熱管について渦流探傷試験を実施した結果、A-蒸気発生器伝熱管のうち 1 本の高温側管板部に傷等の存在を示す有意な信号指示が確認されたとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

当該事象の原因と対策等について、平成 29 年 1 月 19 日に事業者から報告書の提出があり、第 60 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 8 日）において、関西電力による原因調査及び再発防止対策について妥当と判断する評価を行った。

④日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2号機非常用ディーゼル発電機シリンダ冷却水ポンプの損傷

平成 29 年 2 月 3 日、日本原子力発電株式会社から、定期検査のため停止中の日本原子力発電株式会社敦賀発電所（以下「敦賀発電所」という。）2 号機において、B-非常用ディーゼル発電機付属のシリンダ冷却水ポンプに損傷が確認され、当該非常用ディーゼル発電機に要求される安全機能を有していないと認められるとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

当該事象の原因と対策等について、平成 29 年 3 月 21 日に事業者から報告書の提出があり、平成 28 年度末現在、当該報告書について評価中である。

⑤平成 27 年度に発生した事故・トラブルへの対応

(a) 関西電力株式会社高浜発電所 4号機における発電機自動停止に伴う原子炉自動停止

平成 28 年 2 月 29 日、関西電力から、起動操作中の高浜発電所 4 号機において、発電機の並列操作を実施した際に、「主変・発電機内部故障」などの警報が発生し、発電機が自動停止するとともにタービン及び原子炉が自動停止したため、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

本件の原因と対策等について、平成 28 年 3 月 9 日に事業者から報告書（同年 3 月 16 日一部補正）の提出があった。第 1 回原子力規制委員会（平成 28 年 4 月 6 日）において、事象発生当時、発電機の故障検知に使用する保護継電器の更新作業を行っており、暫定的に通常とは異なる保護継電器を使用したところ、潮流の影響を考慮せず、作動値を変更しなかったために、並列操作

時に過渡的に作動値を超える電流が流れ、当該保護継電器が作動したことが原因とする調査結果を報告した。併せて、保護継電器を通常と異なる方法で使用する等の場合には作動値の定量的な影響評価を行い、また、担当の職員に対して過渡的な潮流の影響評価について教育を実施する等とした事業者の再発防止策が妥当なものと評価した。なお、再発防止策については、保安検査等において確認することとした。

(b) 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所 5 号機の定期検査中における制御棒の過挿入

平成 28 年 3 月 8 日、東京電力株式会社（現在の東京電力ホールディングス株式会社。以下「東京電力」という。）から、定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所 5 号機において、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット（以下「HCU」という。）の復旧作業中に、制御棒の操作を行っていないにもかかわらず、「制御棒ドリフト」警報が発報した。警報発報時、当該制御棒の HCU 復旧作業を行っていたことから、当該制御棒が全挿入の位置から、さらに挿入側に動作していたものと判断したとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。

東京電力から、当該事象の原因と対策について、平成 28 年 4 月 8 日に報告があり、第 15 回原子力規制委員会（平成 28 年 6 月 15 日）において、東京電力による原因調査及び再発防止対策について妥当と判断する評価を行った。

(2) その他主要な事象に係る対応

① 浜岡原子力発電所 5 号機海水流入事象

平成 23 年 5 月 14 日に発生した浜岡原子力発電所 5 号機の海水流入事象について、平成 24 年 3 月 30 日に旧原子力安全・保安院は、海水流入による原子炉施設全体への影響について、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）へ調査を指示した。当該調査について、原子力規制委員会は、平成 27 年 5 月 12 日及び 12 月 15 日に報告を受領した。第 2 回原子力規制委員会（平成 28 年 4 月 13 日）において、中部電力が今後実施する系統レベル以降の健全性評価について、今後、中部電力から新規制基準に係る適合性審査の申請がなされるからその妥当性の評価の実施について具体的に検討することとした。

② ケーブルの不適切な敷設

平成 27 年 9 月 28 日、東京電力から東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（現在の東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所。以下「柏崎刈羽原子力発電所」という。）におけるケーブルの不適切な敷設について連絡があった。

平成 27 年度第 39 回原子力規制委員会（平成 27 年 11 月 4 日）において、東京電力に対して、柏崎刈羽原子力発電所のケーブル敷設状況について調査し、報告すること等を指示し、平成 27 年 11 月 11 日及び 30 日に東京電力から当該指示に基づく報告書を受領した。

平成 27 年度第 48 回原子力規制委員会（平成 28 年 1 月 6 日）において、東京電力に対して、柏崎刈羽原子力発電所において確認された不適切なケーブル敷設について、根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を実施し、その結果を踏まえた再発防止対策を策定すること等について指示した。また、柏崎刈羽原子力発電所以外の発電用原子炉等を設置する事業者に対して、ケーブル敷設の状況の調査等を指示した。

平成 28 年 1 月 29 日に東京電力から当該指示に基づく報告書を受領し、平成 27 年度第 55 回原子力規制委員会（平成 28 年 2 月 10 日）において、同社による根本原因分析及びその結果を踏まえた再発防止対策の方針について、概ね妥当と評価した。

平成 28 年 3 月 31 日までに発電用原子炉等を設置する事業者から上記の指示に基づく報告書を受領した。また、同日時点で一部調査中であった四国電力から平成 28 年 5 月 13 日に、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から平成 28 年 4 月 28 日に最終報告書を受領した。

第 18 回原子力規制委員会（平成 28 年 6 月 29 日）において、これらの報告の中で不適切なケーブル敷設等が確認された原子力施設のうち、保安規定違反の区分を「違反 2」と判定した女川原子力発電所、福島第二原子力発電所及び浜岡原子力発電所については、是正措置の実施状況及び再発防止対策の実施状況並びに品質マネジメントシステムの改善措置について、保安検査期間を延長し、追加検査を実施し確認していくこととした。また、保安規定違反の区分を「監視」と判定した日本原燃株式会社再処理事業所（以下「六ヶ所再処理施設」という。）や、保安規定違反と判定しなかった東北電力株式会社東通原子力発電所（以下「東通原子力発電所」という。）及び北陸電力株式会社志賀原子力発電所（以下「志賀原子力発電所」という。）については、保安検査の基本検査項目としてこれらの項目を選定して確認していくこととした。

また、東海再処理施設については、平成 28 年 8 月 10 日に最終報告書を受領し、第 48 回原子力規制委員会（平成 28 年 12 月 14 日）において、日本原子力研究開発機構の今後の安全対策等について、東海再処理施設等安全監視チームにおいて対応状況を確認していくこととした。

③志賀原子力発電所における原子炉建屋内への雨水流入

平成 28 年 9 月 28 日に発生した志賀原子力発電所 2 号機原子炉建屋内への

雨水流入について、第 37 回原子力規制委員会（平成 28 年 10 月 19 日）において、今後の対応として北陸電力株式会社（以下「北陸電力」という。）に対して本事象に係る調査、原因究明及び再発防止対策の報告を求め、当該報告に対する確認・評価結果を踏まえて、その他の原子力施設における状況について調査を行うこととした。

北陸電力から、平成 28 年 10 月 28 日に報告を受け、第 43 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 16 日）において、当該報告等の内容を踏まえ、北陸電力に対して本事象の直接原因及び根本原因の分析を行い、当該分析の結果を踏まえた再発防止対策を策定することを指示した。また、北陸電力を含む発電用原子炉等を設置する事業者に対して重要度の特に高い安全機能を有する構築物等を内包する建屋の貫通部から建屋内部への水の浸入を防ぐ措置の現況の調査（以下「建屋貫通部の現況調査」という。）を指示した。

発電用原子炉等を設置する事業者から同年 12 月 26 日までに建屋貫通部の現況調査の結果の報告書（福島第二原子力発電所及び六ヶ所再処理施設においては、一部の貫通部は調査中とされた。）を受領した。また、日本原燃から平成 29 年 1 月 24 日に最終報告書を受領した。第 60 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 8 日）において、発電用原子炉等を設置する事業者から報告された建屋貫通部の現況調査結果について報告し、外部溢水に対して水の浸入を防ぐ措置を実施していない建屋の貫通部等があると報告した事業者に対し、止水措置等の実施及びそれらを実施するための計画（以下「止水措置等の計画」という。）を報告するよう指示した。指示の対象となった事業者から同年 3 月 8 日までに止水措置等の計画の報告書を受領した。なお、東京電力から、平成 28 年 12 月 22 日に報告した柏崎刈羽原子力発電所における建屋貫通部の現況調査の結果に誤りがあったことが報告され、平成 29 年度以降、改めて建屋貫通部の現況調査の結果及び止水措置等の計画が報告される予定である。

第 73 回原子力規制委員会（平成 29 年 3 月 29 日）において、止水措置等の計画の概要を報告し、事業者の止水措置等の対応状況について保安検査等により確認していくことが了承された。

6. 発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施

（1）運転期間延長認可制度に係る審査の状況

運転期間延長認可制度は、発電用原子炉を運転することができる期間を運転開始から 40 年とした上で、20 年を上限として 1 回に限り延長することを認める制度であり、延長しようとする期間において安全性を確保するための基準に適合することを求めている。平成 28 年度末までに、1 事業者から 2 原

子力発電所 3 プラントの申請が提出された。これらの申請について、平成 28 年度に審査会合を計 4 回開催した。審査会合においては、耐震・耐津波安全性評価等の劣化状況評価について、多くの議論を行った（運転期間延長認可の申請状況については、資料編第 3 の 6. 参照）。

審査会合における議論を踏まえ、高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉に対して第 16 回原子力規制委員会（平成 28 年 6 月 20 日）、美浜発電所 3 号炉に対して第 43 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 16 日）において、運転の期間の延長を認可した。

（2）高経年化対策制度に係る審査の状況

高経年化対策制度は、運転開始後 30 年を経過する発電用原子炉施設について、以降 10 年ごとに機器・構造物の劣化評価及び長期保守管理方針の策定を義務付け、これらを保安規定に反映することを求める制度である。

平成 28 年度は、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行うプラントとして 2 事業者 2 原子力発電所 2 プラントについて申請があった（高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請状況については、資料編第 3 の 7. 参照）。原子力規制委員会は、運転を前提とした評価を行っている高浜発電所 1 号炉（平成 28 年 6 月 20 日認可）、高浜発電所 2 号炉（平成 28 年 6 月 20 日認可）及び美浜発電所 3 号炉（平成 28 年 11 月 16 日認可）並びに冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っている敦賀発電所 2 号炉（平成 29 年 2 月 2 日認可）について、高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。

運転期間延長認可申請を行っている 40 年目の高経年化技術評価については審査内容が重複しないよう、効率的に審査を行った。

7. 敷地内破碎帯の活動性の評価

原子力規制委員会は、平成 24 年度第 2 回原子力規制委員会（平成 24 年 9 月 26 日）及び第 5 回原子力規制委員会（同年 10 月 17 日）において、旧原子力安全・保安院が発電所敷地内の破碎帯の追加調査を行う必要があると指摘した 6 原子力発電所（大飯発電所、敦賀発電所、東通原子力発電所、高速増殖原型炉もんじゅ、美浜発電所及び志賀原子力発電所）について、現地調査と評価を行うこととした。

調査に当たっては、「日本活断層学会」「日本地質学会」「日本第四紀学会」「日本地震学会」の関係 4 学会から推薦を受けた学会内外の専門家から、活断層の認定、活断層調査、活断層調査計画の立案等に詳しく、個々の原子力施設のこれまでの安全審査（耐震バックチェック及び二次審査を含む。）に関わ

ったことのない学識経験者を選定し、加えて原子力規制委員会からも平成 26 年 9 月 18 日の会合までは島崎委員、以後は石渡委員が参画し、発電所ごとに 5 名から成る有識者会合を構成した。有識者会合では、現地調査を行い、評価会合で議論を重ね、評価書案をまとめた。その後、有識者会合でまとめた評価書案について、ピア・レビュー会合により、第三者の視点から、科学的、技術的見地に基づいているかの確認を受けた。ピア・レビュー会合は、当該破砕帯の再評価をするのではなく、より多くの専門家の意見を聴き、これを参考にしつつ、評価書案をより良いものとするを目的とするものである。なお、本評価結果は重要な知見の一つとして参考としつつ、新規制基準適合性に係る原子力規制委員会としての判断は、新規制基準適合性審査において行う。

平成 28 年度においては、高速増殖原型炉もんじゅと志賀原子力発電所の 2 つのサイトについての調査等を実施した。なお、これによって、評価の対象となった発電所全てについて、評価が終了した。

(1) 志賀原子力発電所

志賀原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 27 年度までに実施した評価を取りまとめ、平成 28 年度第 6 回原子力規制委員会（平成 28 年 4 月 27 日）において、「S-1 の北西部については、後期更新世以降に北東側隆起の逆断層活動により変位したと解釈するのが合理的と判断する。一方、駐車場南東方トレンチを含めて、それより南東部については後期更新世以降の活動はない」とする評価書を報告した。

(2) 高速増殖原型炉もんじゅ

高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合は、平成 28 年度に評価会合及びピア・レビュー会合を各 1 回開催し、平成 28 年度第 69 回原子力規制委員会（平成 29 年 3 月 15 日）において、原子炉建物付近の破砕帯の活動性として「a 破砕帯及びその他の破砕帯は、少なくとも後期更新世以降の活動はない」とする評価書を報告した。

8. 火山活動のモニタリングに係る検討

原子力規制委員会は、事業者が実施した火山活動のモニタリング結果を評価するとともに、設計対応が不可能な火山事象により安全性に影響が及ぶ可能性は十分小さいとした状況に変化が生じた場合には、早い段階で原子炉の停止を命じるなどの対応をとることとしている。

平成 27 年度第 46 回原子力規制委員会（平成 27 年 12 月 16 日）において、原子力規制委員会における火山モニタリングに係る評価及び原子力規制委員

会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安についても、炉安審の新たな調査審議事項とし、平成 28 年 3 月 25 日の第 7 回原子炉安全専門審査会において指示され、当該調査審議のため炉安審に原子炉火山部会を設置している。

平成 28 年度においては、平成 28 年 10 月 17 日に第 1 回原子炉火山部会を開催し、九州電力が実施した九州電力株式会社川内原子力発電所の火山モニタリング結果に関して原子力規制庁が行った評価及び原子力規制委員会が策定する火山活動に係る原子炉の停止等に関する判断の目安について審議した。また、この結果について、平成 29 年 2 月 2 日の第 15 回炉安審において報告した。

9.もんじゅへの対応

原子力規制委員会が平成 27 年 11 月 13 日に高速増殖原型炉もんじゅについて行った勧告に対し、平成 28 年 12 月 28 日に文部科学大臣から高速増殖原型炉もんじゅは廃止措置段階に移行すること、原子力機構を適切に指導・監督すること等の報告があり、併せて、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の早期申請が可能となるような取組を検討するよう要請があった。

高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置には、①建設中に廃止措置に移行すること、②炉心から燃料体を取り出した実績が少なく、また、燃料を炉心から取り出す作業に概ね 5 年半の期間を要すること、③我が国初のナトリウム冷却型発電用原子炉施設の廃止措置であること等の特殊性があるため、早期のリスク低減を図るには、炉心から燃料体を取り出していない状態で廃止措置計画を認可し、原子力規制委員会の監督の下で廃止に向けた取組を早期に開始できるようにするなどの対応が必要となることから、関係規則の改正について意見公募手続を実施するなどの取組を進めている。

また、高速増殖原型炉もんじゅの現況や原子力機構の取組状況を継続的に確認するため、高速増殖原型炉もんじゅ廃止措置安全監視チームの第 1 回会合を開催し、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置の準備状況等について聴取した。

10.審査結果等の丁寧な説明

新規制基準適合性審査結果は、基本的には立地自治体からの要望に基づき説明を行っている。平成 28 年度は、高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の原子炉設置変更許可及び運転期間延長認可の審査結果について、立地自治体である福井県内の協議会等において説明を行ったほか、平成 28 年 11 月 16 日の美浜発電所 3 号炉の運転期間延長認可後には、立地自治体である福井県内の各種協議会及び隣接する岐阜県が設置した専門部会等の場において、審査結果につ

いて説明を行った。また、玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉の原子炉設置変更許可の審査結果について、立地自治体である佐賀県及び玄海町の専門委員会等の場において原子力規制庁職員が説明するとともに、佐賀県、長崎県、福岡県で開催された住民説明会等においても説明を行った。

審査結果の説明に当たっては、絵や写真を用いた分かりやすい資料を用いるとともに、当該資料を原子力規制委員会のホームページにおいて公表した。

1 1.安全性向上評価に関するガイドの整備

IRRS 報告書において、安全性向上に関するガイドの整備が課題の 1 つとして明らかになったため、平成 29 年 3 月 29 日に実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの改正を行った。

1 2.放射線管理等報告

原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 67 条第 1 項の規定等に基づき各原子力事業者が報告する放射性廃棄物の管理状況や放射線業務従事者の線量管理の状況等について、平成 27 年 11 月 27 日に公表した平成 27 年度上期分及び平成 28 年 5 月 31 日に公表した同年度下期分等を合わせて、平成 27 年度における放射線管理等報告を取りまとめた。

(1) 実用発電用原子炉

平成 27 年度の実用発電用原子炉における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理状況については、特別な措置を要する特定原子力施設に指定されている東京電力福島第一原子力発電所を除いた、全ての実用発電用原子炉において、それぞれの実用発電用原子炉における保安規定に定める年間放出管理目標値を下回っていた。放射性固体廃棄物の管理状況については、全ての実用発電用原子炉において、貯蔵設備容量を超えて放射性固体廃棄物を保管している施設はなかった。

また、平成 27 年度に、実用発電用原子炉における放射線業務従事者個人が受けた線量は、全ての実用発電用原子炉において、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等に定める線量限度（5 年間につき 100 mSv 及び 1 年間につき 50 mSv）を下回っていた。

(2) 核燃料施設等

平成 27 年度の核燃料施設等における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理状況については、核燃料施設等において、それぞれの施設における保

安規定に定める年間放出管理目標値又は 3 ヶ月間平均の濃度管理目標値を下回っていた。放射性固体廃棄物の管理状況については、核燃料施設等において、貯蔵設備容量を超えて放射性固体廃棄物を保管している施設はなかった。

また、平成 27 年度に、核燃料施設等における放射線業務従事者個人が受けた線量は、それぞれの施設において、核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示等に定める線量限度（5 年間につき 100 mSv 及び 1 年間につき 50 mSv）を下回っていた。なお、平成 27 年度の再処理施設における海洋放出口周辺の海域の海水、海底土、海産物その他の保安規定で定めるものに係る放射性物質の濃度等は、測定値の一部において平常の変動幅を超えて、わずかに高い値が観測されたものが見られたが、これらは、施設の運転の状況、測定値の傾向等から、再処理施設の故障等の問題に起因するものではないと考えられる。

1.3.放射線障害防止法に係る制度整備等

(1) 放射線障害防止法に係る制度整備

①放射線障害防止に係る制度整備

IRRS 報告書には、IAEA が示す国際基準との整合性の観点から、我が国において、放射線源による緊急事態への対応等放射線規制に関する取組を強化すべきであるとの勧告が示された。

また、放射性同位元素に係るセキュリティは、平成 23 年 1 月に IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」により防護措置の実施が勧告されて以来、課題であり、核セキュリティに関する検討会において当面優先すべき検討課題の 1 つとされ、具体的な防護措置については、検討会の下にて開催された「放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ」において議論を重ね、平成 28 年 6 月に同検討会において規制対象、防護措置に係る要件、規制上の枠組み等の考え方を取りまとめた「放射性同位元素に対する防護措置について（報告書）」を決定した。

平成 28 年 5 月 27 日の G7 伊勢志摩首脳宣言においても、「核物質及び他の放射性物質のセキュリティを引き続き優先する」こと及び「世界的な核セキュリティ構造の更なる強化に取り組む。」ことの必要性が示された。

これらを受けて、平成 28 年度に原子力規制委員、外部専門家、原子力規制庁職員等を構成員とする「放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム」を 8 回開催し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）の改正を念頭に、同法に基づく規制を再構築するための検討を行った。同検討チームでは、放射性同位元素使用施設等の危険時の措置の充実強化とセキュリティ対

策の追加を中心に議論を重ね、新たな規制の枠組みの考え方を整理した。その後、意見公募手続等を経て、平成 28 年 11 月に「放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ—放射性同位元素使用施設等におけるより高い安全水準の実現を目指して—」を取りまとめた。その内容に基づく放射線障害防止法の改正案を第 193 回国会に提出した。

②放射線障害防止の技術的基準に関する法律に係る制度整備

原子力規制委員会には、関係法令への放射線障害防止の技術的基準の斉一的な取入れを図ることを任務とする放射線審議会が設置されている。

技術的基準の策定には、今まで以上に高い水準の専門的知識等が要求されるようになってきているため、関係行政機関による国内法令への技術的基準の取入れを円滑化することを目的として、放射線審議会の所掌事務に、放射線障害の防止に関する技術的基準について自ら調査・審議すること等を追加することとした。放射線審議会の所掌事務は「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」（昭和 33 年法律第 162 号）に定められているため、当該法律の改正案を策定し、放射線障害防止法の改正案等と併せて、第 193 回国会において法案の提出を行った。

③国際会議への参加

放射性同位元素等から発生する放射線の防護に関する考え方は、最新の調査・研究結果を踏まえて、国際放射線防護委員会（ICRP）等の国際的な場で議論され、各国はその成果を法令に反映させる枠組みとなっている。

国際機関の開催する会議において、これらの放射線防護に関する最新の知見等を情報収集するとともに、日本の意見を議論に反映させるため、原子力規制委員会は、下記の IAEA 等の会合に参加した。

表4 IAEA 等の会合への参加

会議名称	日程	主な議題
IAEA 放射線安全基準委員会（RASSC ⁴⁰ ）会合	平成 28 年 6 月 21 日～23 日 （第 40 回）	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆の放射線防護と環境の防護 ・安全指針「規制除外、規制免除及びクリアランスの概念の適用」 ・国際基本安全基準
	平成 28 年 11 月 21 日～23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・安全指針「規制除外、規制免除及びクリアランスの概念の適用」の見直しの検討

会議名称	日程	主な議題
	(第 41 回)	・残留性放射性物質を伴う地域の修復プロセス
第 3 回使用済線源の管理に関するガイダンスオープンエンドミーティング会合	平成 28 年 6 月 27 日～7 月 1 日	・使われなくなった密封線源の管理に関するガイダンスの策定について
行動規範の実施及び輸出入ガイダンスに関する情報交換会合	平成 28 年 5 月 30 日～6 月 3 日	・放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範及び放射線源の輸出入ガイダンスの取り組みに係る情報交換
OECD/NEA 放射線防護・公衆衛生委員会 (CRPPH ⁴¹) 年次会合	平成 28 年 4 月 13 日～15 日 (第 74 回)	・専門家グループ及び ICRP、IAEA、UNSCEAR の活動報告 ・CRPPH が今後取り組むべき任務についての検討
	平成 29 年 3 月 27 日～29 日 (第 75 回)	・CRPPH に関連のある NEA の活動報告 ・福島事故の放射線防護に関する専門家グループの報告 ・原子力事故後の精神的影響に関する報告 ・放射線防護に係る知識・技術を持った人材の育成・保護

(2) 放射線安全規制研究戦略的推進事業費の創設

IRRS 報告書において、放射性同位元素等に係る規制の再構築、一層の資源配分を行う必要性が指摘された。平成 28 年度末現在、旧原子力安全委員会で存在した放射線防護分野の安全研究を体系的に推進する事業は存在せず、放射性同位元素等の適切な規制の基盤となる調査研究が充分行われていない状態にある。

放射性同位元素等に係る規制を最新・最善のものにするためには、国際放射線防護委員会 (ICRP) 等における国際的な知見を遅滞なく取り入れるとともに、規制の改善に資する知見を継続的に創出する環境の整備が不可欠である。

そのため、規制の根拠となる調査研究を体系的・効率的に推進することを目的として、新規に「放射線安全規制研究戦略的推進事業費」を創設した。

1 4.放射線障害防止法に基づく審査及び立入検査

(1) 放射線障害防止に基づく審査・検査の実施

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の放射線利用による放射線障害を防止するため、放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性汚染物の廃棄その他の取扱いに関する規制を行っている（放射線障害防止法に基づく審査・検査等の状況については、資料編第3の8.参照）。

また、平成28年1月に受け入れを行った IRRS を踏まえ、放射線障害防止法に基づき原子力規制委員会の代行をしている登録認証機関等に対する規制上の監督を強化するとともに、登録認証機関等の業務品質と審査の信頼性を維持向上させるため、平成28年度より、登録認証機関等への検査を実施している。

(2) 放射線管理状況

原子力規制委員会は、放射線障害防止法の規制を受ける各事業所が放射線障害防止法第42条第1項等の規定に基づき、放射性同位元素等の保管廃棄の状況、放射線業務従事者の被ばく管理状況等を平成27年度放射線管理状況報告書（対象期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日）として取りまとめた。

平成27年度の全ての事業所における放射性同位元素等の保管廃棄の状況は、過去の状況と比較して、特に大きな変動はなかった。

平成27年度の各事業所における放射線業務従事者個人の受けた線量は、全ての事業所において法令に定める年間の線量限度を下回っていた。

(3) 放射性同位元素等取扱事業所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第39条第1項各号に該当する事象（以下、この項において「法令報告事象」という。）が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。また、放射線障害防止法第33条第3項では、危険時に応急の措置を講じたときは、原子力規制委員会への届出を義務付けている。

平成28年度の法令報告事象は3件、危険時の措置は1件であった。これらへの対応は以下のとおりである。

また、これらについては INES による評価を行っており、平成28年度に発生した4件については平成28年度末現在評価中である。平成26年度及び平

成 27 年度に放射性同位元素等取扱事業所において発生した 4 件については、いずれもレベル 0（安全上重要でない事象）と評価した。

①株式会社ダイキョウにおける放射性同位元素の盗取について

平成 28 年 4 月 20 日、社用車の中に置いていたポータブルレベルメーター（セシウム 137 密封線源内蔵）が盗取されたことが判明した。同日中に警察へ通報したが発見できなかったため、平成 28 年 4 月 21 日に放射性同位元素の盗取が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。その後、同年 6 月 10 日に盗取されたポータブルレベルメーターが発見されたとの連絡が警察から入った。

盗取の主な原因として、使用慣れによる管理の不備が挙げられるため、再発防止対策として、使用・保管等のルールの徹底及び確実な実施並びに使用、保管等の記録を行うこととしている。

②エヌエス環境株式会社における放射性同位元素の所在不明について

平成 28 年 5 月 10 日、エヌエス環境株式会社において保管管理中のガスクロマトグラフの検出器の線源部分（ニッケル 63 密封線源内蔵）を紛失していることが判明した。当該部品が存在する可能性のある場所を捜索したが発見できなかったため、平成 28 年 5 月 16 日に放射性同位元素の所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。以降、情報公開を行い、探索を続けてきたが、発見に至らず、誤廃棄されたものと推測される。

所在不明の主な原因として、線源の取扱手順の不徹底による管理不備等が挙げられるため、再発防止対策として、線源管理に係るコンプライアンス教育の実施、社内規定に線源管理を明示して内部監査にてチェックできるよう、また線源の廃棄手続を社内稟議の上で実施するなど、管理を徹底することとしている。

③警視庁における放射性同位元素の所在不明について

平成 28 年 10 月 7 日、警視庁機動隊総合訓練所において拳銃の照準器用線源（トリチウム密封線源内蔵）の在庫調査を実施したところ、使用済み当該部品 1 セットが不足していることが判明した。総合訓練所内の当該部品が存在する可能性のある場所を捜索したが発見できなかったため、平成 28 年 10 月 18 日に放射性同位元素の所在不明が生じたとして法令報告事象に該当するとの報告を受けた。以降、聞き取り調査や関係記録の確認を行い、探索を続けているが、現時点では発見に至っていない。

所在不明の主な原因として、予備の照準器用線源を他の部品とともに備品用

保管庫に保管し、在庫点検がなされず、さらに取り扱う職員に教育がなされず、長年の使用により慣れが生じ、照準器を扱うことの重要性の認識が低下していたことが挙げられる。再発防止対策として、専用保管庫に専用ケースを準備して保管するとともに、担当者による毎日の点検及び取り扱う職員への指導教育を徹底し、さらに幹部による定期的な点検、装備品の変更は書面化する等、管理を徹底することとしている。

④京都大学における火災について

平成 28 年 7 月 1 日、京都大学医学部の低レベル実験室において、利用者が投げ込み式ヒーターの電源を切らずに木製棚上に置いたまま退出したため、同ヒーターが過熱して木製棚に着火し、窓際に置いてあったスプレー缶等に燃え広がり、火災が拡大した。建屋に居る者の避難及び消火活動を行い、管理区域内の測定と非密封線源の一部を移動させ、汚染の拡大防止を行った。鎮火後も非密封線源を含む試料の回収、汚染物の除去を行うとともに、消防隊員、建屋内にいた者の被ばく評価により被ばくの可能性が無いことを確認した。また、建屋の外壁、窓枠及び周辺土壌等を測定し、管理区域からの漏えいがないことも確認した。

1 5.核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者及び放射線取扱主任者の試験の実施等

(1) 核燃料取扱主任者、原子炉主任技術者の試験の実施

原子力規制委員会では、原子炉の運転や核燃料物質の取扱いに関する保安・監督を行う核燃料取扱主任者や原子炉主任技術者に選任される資格を付与するための国家試験を実施しており、第 48 回核燃料取扱主任者試験においては 25 名、第 58 回原子炉主任技術者試験（筆記）においては 11 名に対し免状の交付を行った。また、第 49 回核燃料取扱主任者試験及び第 59 回原子炉主任技術者試験（筆記）については、平成 29 年 3 月に実施した。

(2) 核燃料取扱主任者試験及び原子炉主任技術者試験の一部免除に係る認定課程の確認

原子力規制委員会では、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則及び原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則に基づき、核燃料取扱主任者及び原子炉主任技術者における専門的知識の修得に相当と認められる大学院の課程（以下「認定課程」という。）を修了した者に対し、筆記試験の一部を免除するとともに、認定課程を設置する大学に対し、5 年ごとの確認を要求している。

認定課程を設置する国立大学法人東京大学から平成 28 年 4 月 11 日（平成

28年11月29日補正)、認定課程の確認に係る申請があった。同大学の課程が認定基準に適合していることを確認し、平成29年2月15日に通知した。

(3) 第1種、第2種及び第3種放射線取扱主任者

原子力規制委員会は放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素等の取扱上の監督を行う放射線取扱主任者(第1種及び第2種)に選任される資格を判定するための試験を実施している。平成28年8月に実施した平成28年度放射線主任者試験において第1種は788名、第2種は801名が合格した。また、放射線取扱主任者試験に合格し、放射線取扱主任者講習を受講・修了した者に対し第1種及び第2種免状を、放射線取扱主任者講習を受講・修了した者に対し第3種免状を交付した。

第3節 安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携

安全性と核セキュリティの両立のための効率的な連携として、関係課室間で情報の共有を図ることとしている。

具体的な対応として、安全性を確認する部門で作成した「防護設備の新設・変更に伴う安全施設等への影響に関する要件・評価のポイント」を参考に核セキュリティを確認する部門において物質防護規定の変更認可申請に係る審査を実施した。また、IAEA及び米国等の取組について調査を実施すると共に、原子力規制庁における「核物質防護情報取扱者等を指定する制度」(仮称)についても検討を行った。

第3章 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

第1節 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視

(1) 実施計画の認可・検査等

原子力規制委員会は、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため、平成24年11月7日に東京電力福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に当該発電用原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示した。その後、その事項について策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（以下「実施計画」という。）の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成25年8月14日に認可した。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに計28件の実施計画の変更を認可するとともに、実施計画の遵守状況に関しては、原子力規制事務所の原子力保安検査官による日常的な巡視活動のほか、保安検査、使用前検査、溶接検査等により、東京電力の取組を監視した（実施計画の認可・検査の状況については、資料編第4の1. 参照）。

① 3号機使用済燃料プールからの燃料取出しを目的とした燃料取扱設備の設置等について

3号機使用済燃料プールからの燃料取出しを目的とした燃料取扱設備の設置等については、高線量下での作業となることから、基本的にクレーン等を用いて遠隔から作業が行われる計画であるが、ボルトの締結作業等、有人作業も生じることとなっている。そのため、原子力規制委員会は、特定原子力施設監視・評価検討会（以下「監視・評価検討会」という。）において、当該設備の設置に先立ち、有人作業が生じるオペレーティングフロア（以下「オペフロ」という。）上の線量低減対策や、作業時の被ばく線量管理対策等について議論を行ってきた。平成26年6月25日に実施計画の変更認可申請を受け、燃料取扱設備の設置等における遮へい体設置等により線量低減対策等の確認を実施している。平成28年度においては、オペフロ上の線量率は継続的に有人で作業できる環境に改善されたこと、新たに設置された遮蔽体が地震により滑動し燃料プール内の燃料に影響を与えないこと、運転員が誤操作した場合においても安全機能が動作するか等について、第51回監視・評価検討会（平成29年2月20日）等において確認を進めている。

②放射性物質分析・研究施設第1棟の設置について

日本原子力研究開発機構は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けて、ガレキや燃料デブリ等の放射性物質を分析・研究する施設を福島県内に設置する計画を進めてきた。その後の調整の結果、放射性物質分析・研究施設第1棟²⁸（以下「第1棟」という。）は、東京電力福島第一原子力発電所構内に設置され、東京電力により特定原子力施設の一部として管理されることとなった。

原子力規制委員会は、第1棟が東京電力福島第一原子力発電所構内に設置されることを踏まえ、実施計画の変更認可申請に先立ち、第24回監視・評価検討会等の場を通じて、東京電力における第1棟に対する保安活動の統括管理や、今後の廃炉作業において分析が必要と想定される試料数に対し、対応可能な分析能力を有しているか等について議論を行ってきた。

平成28年9月23日、第1棟の設置に関する実施計画の変更申請を受けたことから、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会等を通じて、東京電力と日本原子力研究開発機構との間の保安に係る取決め書の考え方や、トラブル発生時の連絡体制等について確認を行い、平成29年3月7日に認可した。

③陸側遮水壁等の地下水流入抑制策について

陸側遮水壁の設置に伴う安全確認については、監視・評価検討会等の場を通じて議論を行い、第一段階（海側の全面凍結及び山側の一部凍結）に関し、遮水壁の発現に伴い地下水位が低下することにより、建屋内に滞留している汚染水の水位との逆転が生じない計画であることについて確認を行い、平成28年3月30日に実施計画を認可した。その後、平成28年10月17日、第二段階（その1）（未凍結箇所（7箇所）のうち一部（2箇所）を凍結）に係る実施計画の変更認可申請を受け、サブドレンの停止によって地下水位は回復可能であること等を確認し、平成28年12月2日にこれを認可した。その後、平成29年2月1日に、第二段階（その2）（未凍結箇所（5箇所）のうち一部（4箇所）を凍結）に係る実施計画の変更認可申請を受け、平成29年3月2日にこれを認可した。

原子力規制委員会では、原子炉建屋等への地下水流入抑制策については、サブドレンを主体とした抑制策を求めており、監視・評価検討会等の場において、サブドレンの強化やタンクの建設工程を前倒しできる可能性等について議論を行ってきた。これらの議論を踏まえ、平成28年2月4日にサブドレン他集水設備におけるくみ上げ対象のサブドレンピットの追加、平成28年10月

²⁸ 高放射線量の水処理廃棄物、燃料デブリ等を取り扱う第2棟については今後申請される予定。

21日にサブドレン他浄化装置の増設等の実施計画の変更認可申請があり、それぞれ平成28年9月29日、平成29年1月25日に認可した。

④外部事象に対する防護の検討（建屋滞留水の低減対策等）

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所における津波に対する防護の方法について、敷地内への津波の浸入防止よりも、汚染水等のリスク源そのものを除去する方が重要であるとの考えを示している。

これを踏まえ、監視・評価検討会において、東京電力から建屋内滞留水に係る低減対策のスケジュールが示されたことから、建屋内滞留水の処理完了の目標時期（2020年）の前倒し、作業におけるダスト抑制対策、復水器内に貯留する汚染水の早期除去等を求めている。また、建屋滞留水が増加する要因の一部となっている敷地4m盤にある井戸（地下水ドレン・ウエルポイント）からくみ上げている水について、建屋へ移送することなく浄化処理できるように、新たな浄化装置を設置する必要性等を議論してきた。

これらの議論を踏まえ、平成28年4月11日にサブドレン及び建屋内滞留水の水位設定の見直し、平成28年10月5日に1号機タービン建屋滞留水の移送設備の増設、平成28年11月2日に地下水ドレン前処理設備の設置及びサブドレン集水設備移送配管の仕様変更に伴う実施計画の変更認可申請があり、それぞれ平成28年7月22日、平成29年1月31日、平成28年12月8日に認可した。

また、実施計画の遵守状況については、現地に駐在する保安検査官による日常的な巡視活動のほか、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに保安検査を4回、使用前検査を21件、溶接検査を10件実施するなど、東京電力の取組を監視している。

第8回原子力規制委員会（平成28年5月11日）において、G6タンクエリアへの移送配管からのRO濃縮水（Sr処理水²⁹をいう。以下同じ。）の漏えい事象に係る同社からの報告等に対する評価等について、及び第41回原子力規制委員会（平成28年11月2日）において、66kV双葉線引留鉄構に係る保守管理計画の不備に係る実施計画違反（監視）について、審議した。さらに、原子力規制委員会は、東京電力から、平成28年12月5日に3号機常用原子炉注水系ポンプ（B系）の操作スイッチに作業員が接触し運転中のポンプが停止したことに伴い、常用原子炉注水系による原子炉の冷却が行われていないとして、特定原子力施設の実施計画Ⅲ第1編第18条（原子炉注水系）で定める運転上の制限の逸脱の宣言に係る報告を受けた。当該報告を

²⁹ 多核種除去設備(ALPS)での浄化処理前に、セシウム及びストロンチウムの濃度を一定程度先行して低減した水。

受け、原子力規制委員会は、原子炉等規制法第 68 条第 1 項の規定に基づく立入検査を行い、必要な措置が講じられていること等を確認した。

施設定期検査については、特定原子力施設における性能維持が重要と考えられる設備に重点を置き、第3回施設定期検査を実施した。

(2) 中期的リスクの低減目標マップ

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示すことを目的として、平成 26 年度第 57 回原子力規制委員会（平成 27 年 2 月 18 日）において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 27 年 2 月版）」を策定した。

その後、前回改定以降の進捗状況や、監視・評価検討会において 1,2 号機排気筒の上部解体時期、メガフロートの対策時期等が明確になったこと等を踏まえ、第 48 回原子力規制委員会（平成 28 年 12 月 14 日）において、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 28 年 12 月版）」に改定した。

なお、当該低減目標マップは、今後、定期的に見直し、目標の達成状況の評価を行うこととなっている。また、海外広報においても、本マップの英語版を作成し、原子力規制委員会ホームページへの掲載等を通じて発信した。

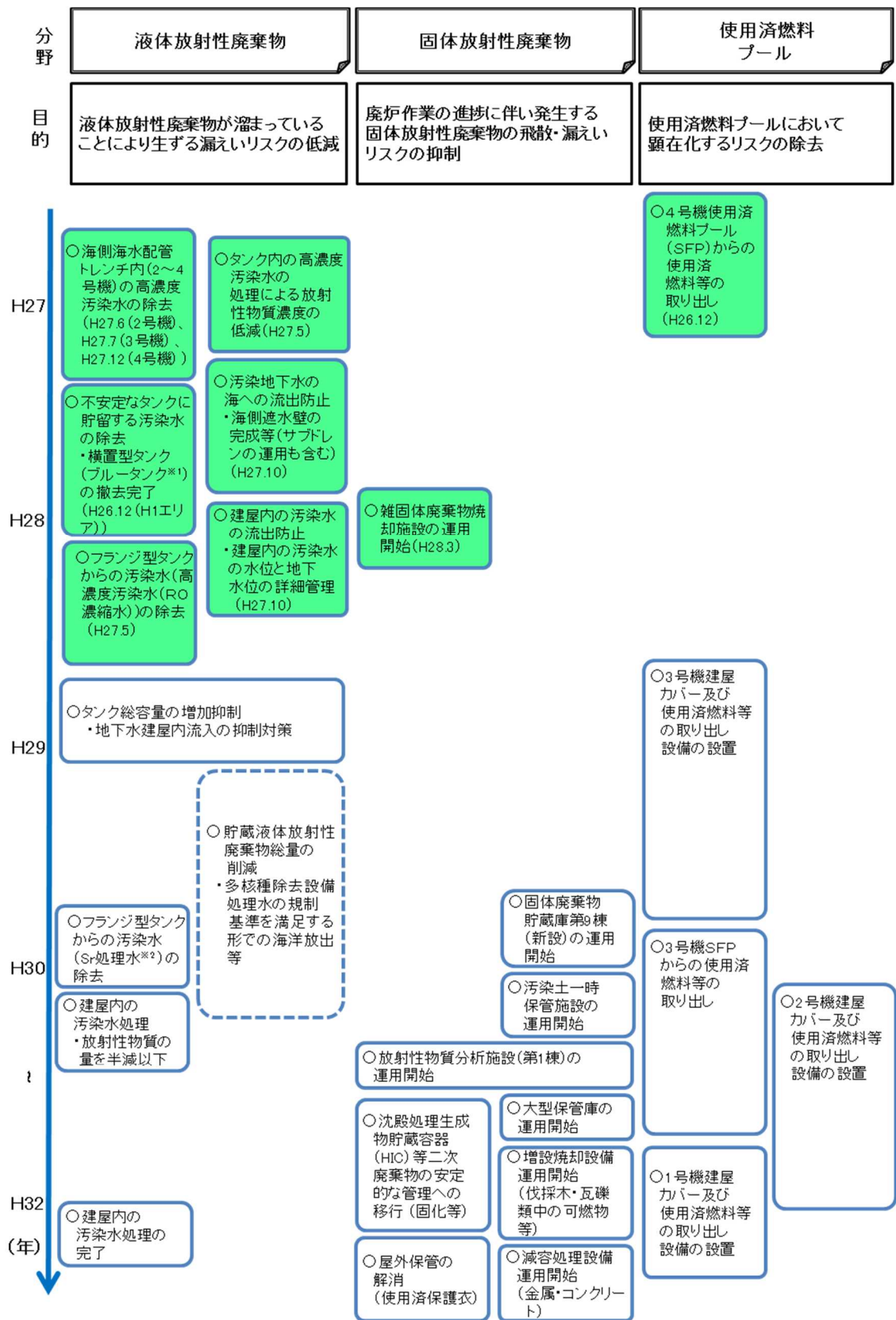
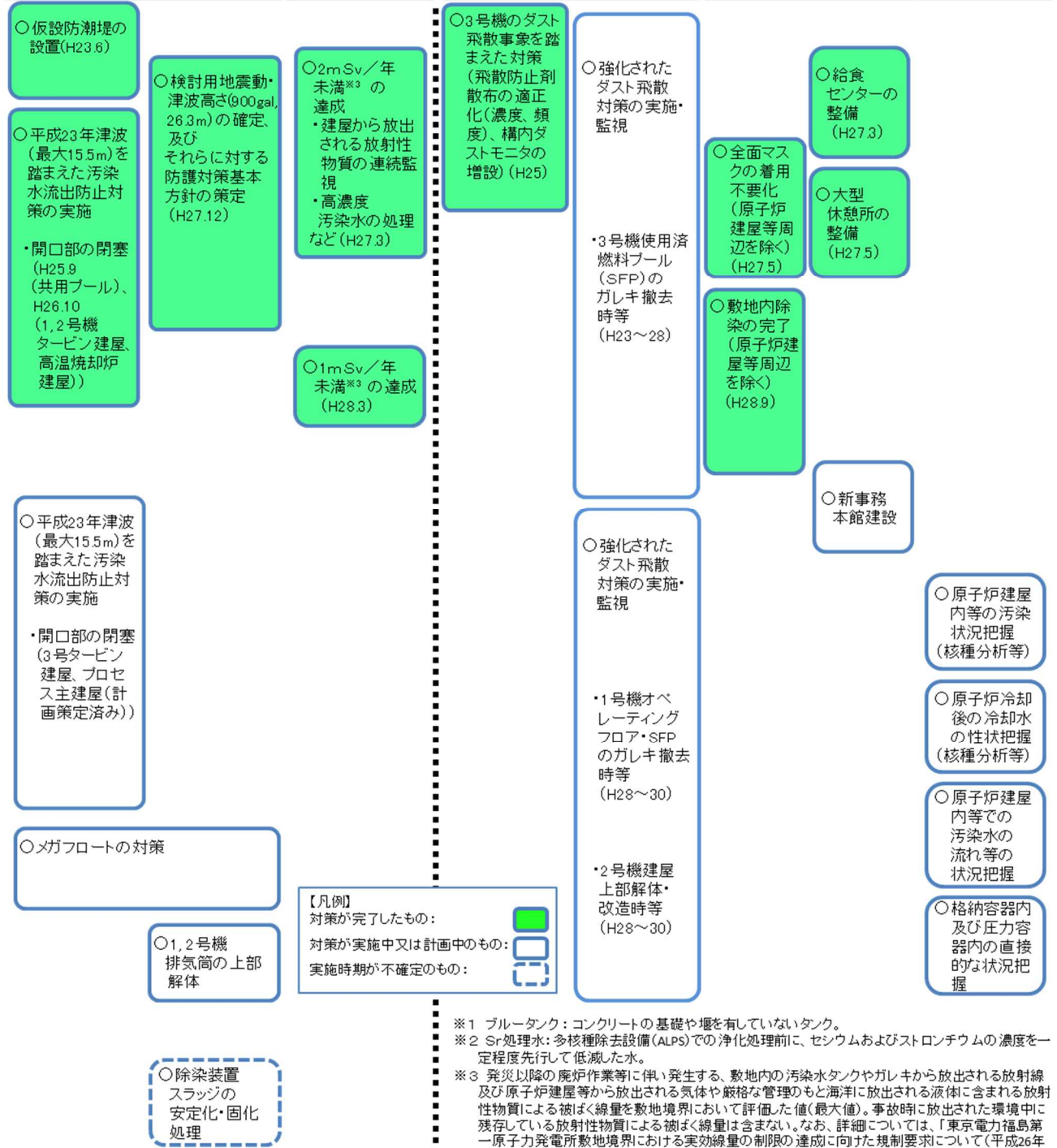


図 1 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(平成 28 年 12 月版)

地震・津波	敷地境界実効線量(評価値)	ダスト飛散防止・抑制	労働環境改善	施設内調査※4
汚染水や使用済燃料を内在する建屋等において顕在化するリスクの除去	廃炉作業に伴う敷地外に対する被ばくリスクの制限	廃炉作業に伴い発生する放射性ダストの飛散リスクの抑制	持続的廃炉作業を可能とする環境の実現	被災した施設内の状況把握



(3) 東京電力福島第一原子力発電所で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認

原子炉等規制法第 62 条の 3 では、原子力事業者に対し、法令報告事象が生じたときは、原子力規制委員会への報告を義務付けている。

平成28年度の東京電力福島第一原子力発電所に係る法令報告事象は1件である。法令報告事象への対応は次のとおりである。ただし、東京電力福島第一原子力発電所における法令報告事象については、プラント状況に鑑みて、INESによる評価は行っていないが、IAEAには事象の概要及び環境への影響について報告している。

なお、法令報告事象とすべき範囲に関して、液体放射性物質等が漏えいした場合における除外要件として、漏えいの程度が軽微な場合等を追加した改正案について、平成27年度第64回原子力規制委員会（平成28年3月30日）において意見公募手続を行い、第9回原子力規制委員会（平成28年5月18日）において決定した。

①G6 タンクエリアへの移送配管からの RO 濃縮水の漏えい

平成28年4月20日、G6タンクエリアへの移送配管よりRO濃縮水が漏えいし、東京電力が実施計画において定めた排水基準を超える放射性物質の濃度の水が管理区域内で漏えいしたとして、法令報告事象に該当するとの報告を受けた。原子力規制庁は、東京電力福島第一原子力規制事務所において現場の状況等を確認し、漏えいした水は限定された範囲に留まっていること、漏えいした水の回収状況等について確認を行い、環境への影響はないことを確認した。また、面談等において、東京電力による原因調査の状況、今後の対応等について議論した。

本件について、平成28年5月2日、原子力規制委員会は、東京電力より、当該事象の原因と対策に係る報告書を受領した。その後、当該報告を確認し、第8回原子力規制委員会（平成28年5月11日）にて、事象発生前後において排水路に設置された放射線モニタの指示値や港湾口での海水モニタリング結果に有意な変動は見られていないこと等から、懸念すべき環境への影響はなかったこと、当該フランジ部のガスケットを交換するとともに、屋外に設置されたSr処理水の移送配管については、年1回保温材を取り外した状態での点検を計画・実施すること等の再発防止対策が講じられていること等の評価を決定した。

第2節 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析

東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、原子力規制委員会の重要な所掌事務の一つであり、技術的な側面から検証を進めている。

原子力規制委員会は、平成24年度第34回原子力規制委員会（平成25年3月27日）において、技術的に解明すべき論点について、更田委員、外部有識者、原子力規制庁職員、原子力安全基盤機構職員（当時）及び原子力機構職員からなる「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」で扱うこととし、平成25年5月から検討会を開催している。

その後、検討会における議論及び東京電力福島第一原子力発電所の現地調査（平成25年度は5回の検討会と4回の現地調査、平成26年度は1回の検討会と5回の現地調査）等による検討を進め、平成26年度第31回原子力規制委員会（平成26年10月8日）において、「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」を取りまとめ、「NRA 報告」として公表した。本中間報告書については、英語版を作成し、IAEA や OECD/NEA 等に送付するなど、国際社会への発信を行った。

中間報告書では、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）や東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等の報告書において提起されているさまざまな課題、未解明事項等のうち、まずは、国会事故調報告書において未解明問題として、規制機関に対し実証的な調査が求められている7つの事項を対象に、これまでに得られているプラントデータ、解析、現地調査等により技術的な観点からの分析を行い、それぞれについて原子力規制委員会の見解を取りまとめた。

平成28年度においては、これまで行った東京電力福島第一原子力発電所3号機及び4号機のオペレーティングフロアにおける線源調査の結果を取りまとめ、国際会議での発表等を行った。また、OECD/NEA による調査研究活動等に参加した。

第3節 放射線モニタリングの実施

原子力規制委員会は、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成28年4月1日改定）に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故後のモニタリングとして、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を、毎月公表した。

また、平成27年度第55回原子力規制委員会（平成28年2月10日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳

細モニタリングを実施し、平成 28 年 11 月 18 日に結果を公表した。

(1) 福島県全域における放射性物質の分布の長期的な把握

福島県全域において、航空機モニタリングを実施し、平成 28 年 2 月に、平成 28 年 10 月 15 日時点の東京電力福島第一原子力発電所から 80km 圏内における空間線量マップ並びに福島県及び平成 28 年 11 月 18 日時点のその近隣県における空間線量率マップを公表した。また、平成 28 年 6 月に「平成 27 年度放射性物質測定調査委託費（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の分布データの集約）事業」の成果報告書を公表し、この中で走行サーベイによる空間線量率の分布状況や土壌への放射性セシウムの沈着量等の測定結果を掲載した。

(2) モニタリングポストによる福島県及び近隣県の空間線量率の把握

福島県及び近隣県の学校等の公共性の高い場所に地方公共団体の要望を受けて設置している可搬型モニタリングポスト 708 台及びリアルタイム線量測定システム 3,036 台によって空間線量率を連続測定し、その測定結果をリアルタイムでホームページに公表するとともに、被災地のニーズに対応したリアルタイム線量測定システムの移設等を随時実施することで機器の有効活用及び連続測定を実施した。

(3) 海域のモニタリング

平成 27 年度に引き続き、「総合モニタリング計画」の一部である「海域モニタリングの進め方」に沿って、関係機関が連携して実施した。原子力規制委員会では、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の採取及びそれら試料の放射能分析を行った。

また、平成 28 年 5 月及び 11 月に IAEA 環境研究所の専門家等が来日し、分析結果の相互比較を行うため、原子力規制庁等と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海にて 5 月は海水・海底土を、11 月は海水・水産物を採取した。これまでに得られた分析結果の相互比較や分析機関の力量評価から、日本のデータの信頼性が高いことが確認された。

第4章 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

第1節 最新の科学的・技術的知見に基づく規制基準の継続的改善

1. 規制基準の継続的改善

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、事故の教訓や最新の科学的・技術的知見、IAEA等の国際機関が定める規制基準を含む海外の規制動向等を踏まえて、平成25年7月に発電用原子炉施設、同年12月に核燃料施設等のいわゆる新規規制基準を施行した。これらの規制基準（解釈・ガイド等を含む。）については、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて、継続的に改善することとしている。

(1) 最新知見反映プロセスの策定

IRRSによる「定期的な規制要件及びガイドの見直し」に関する勧告を踏まえて、従来から実施している最新の科学的・技術的知見の規制への反映について整理し、収集・整理する情報の範囲とその体制、情報のスクリーニング及び規制基準への適用の考え方並びにこれらの手順等（以下「最新知見反映プロセス」という。）を取りまとめ、第45回原子力規制委員会（平成28年11月22日）において了承した。

その中で、随時の見直しの対象とならなかった規制基準についても、原則5年程度の期間ごとに各規制基準の課題及び見直しの要否並びに見直す場合の要点を整理する活動を最新知見反映プロセスに導入することとした。

また、規制に反映する際に、新設・更新する施設又は設備への適用の考え方を最新知見反映プロセスに記載した。

(2) 平成28年度における規制基準の改正

① グレーデッドアプローチ対応等に伴う核燃料施設等の基準の解釈の一部改正及び評価ガイドの制定

核燃料施設等のグレーデッドアプローチ（等級別扱い）について、第15回原子力規制委員会（平成28年6月15日）で了承した試験研究用等原子炉施設への新規規制基準の審査を踏まえた外部事象等に対するグレーデッドアプローチの基本的考え方に基づいて、第30回原子力規制委員会（平成28年9月7日）で審議し意見公募を行った上で、原子力規制委員会は、次の核燃料施設等の基準の解釈の一部改正及び評価ガイドの制定を平成28年11月30日に決定し、施行した。

- ・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- ・使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

- ・廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- ・試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
- ・核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド

②有毒ガスに関する原子炉制御室の居住性の確保

有毒ガスが発生した場合の実用発電用原子炉施設の原子炉制御室の居住性確保に関して、有毒化学物質から発生する有毒ガスへの対策について、旧原子力安全・保安院において検討が行われていたが、東京電力福島第一原子力発電所事故以降、検討が中断されていた。

原子力規制庁において簡易評価を行ったところ、有毒化学物質が漏えいした場合、原子炉制御室の居住性に影響を与える可能性が示唆されたため、原子力規制委員会は平成 27 年 11 月 25 日、本件に関し、規則等において所要の対応を行い、事業者の有毒ガス影響評価の妥当性を審査官が確認するためのガイドを策定する方向性について了承した。

「原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会」の検討結果も踏まえ、第 19 回原子力規制委員会（平成 28 年 7 月 6 日）において、実用発電用原子炉施設等における有毒ガス防護に関する規制要求の考え方を取りまとめるとともに、第 37 回原子力規制委員会（平成 28 年 10 月 19 日）において、有毒ガス防護に係る規則等の改正、有毒ガス防護に係る評価ガイドの制定等について審議を行い、意見公募手続を行った。

③人的組織的要因に係るガイドの策定に関する検討

原子力規制庁では、IRRS による「人的組織的要因の考慮」に関する提言を踏まえ、人的組織的要因の設計段階における体系的考慮について、人的組織的要因を考慮した原子炉制御室等に関する評価ガイド、安全文化醸成活動評価ガイド及び原因分析活動評価ガイドの策定に関する検討を行っており、第 45 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 22 日）において検討状況を報告した。

④高エネルギーアーク損傷（HEAF）に係る基準規則との改正及び審査ガイド制定に関する検討

原子力規制庁では、安全研究において高エネルギーアーク損傷（以下「HEAF」という。）に関する研究を行っており、電気盤の遮断器の遮断時間の調整等によりアーク放電の継続時間を短縮することにより、アーク放電に起因する爆発の影響を減少させるとともに、アーク火災の発生を防止するこ

とが可能であるという知見を得た。

HEAF によるリスクを低減させるために、これらの知見を活用した規制要求について検討を行い、第 62 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 22 日）において、HEAF に関する規制基準等の改正案及び HEAF に係る電気盤の設計に関する審査ガイドの案について意見公募手続を行うことを了承した。

⑥原子力発電所の竜巻影響評価ガイド

気象庁は竜巻等突風による風速を構築物等の被害状況から推定する、従来の藤田スケールを改良し、よりの確に風速を評定することが可能な日本版改良藤田スケール（JEF スケール）を策定した。また、平成 28 年 4 月以降に発生した竜巻等突風を対象に当該スケールによる評定を開始した。

これを受けて、原子力規制庁は、技術情報検討会（平成 28 年 10 月 19 日）にて審議の結果、「竜巻影響評価ガイド」に JEF スケールによる評価を追加するガイド改正を行うこととなり、ガイド改正案の検討を行っている。

⑥使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の基準に関する検討

原子力規制委員会は、第 35 回原子力規制委員会（平成 28 年 10 月 5 日）の三菱重工業株式会社「型式設計特定容器等の型式指定申請」（BWR 燃料用）に係る型式指定についての審議に関連して、原子力発電所内における使用済燃料の貯蔵に関して、輸送上の厳しい要件も満たしている輸送・貯蔵兼用キャスクを用いる場合に耐震性等の基準を見直すこととし、第 61 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 15 日）において、「使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム」を設けて検討を開始することとした。

⑦降下火砕物濃度の評価に関する検討

原子力規制委員会は、降下火砕物に関して最新知見の収集・分析や研究を進めて規制活動に反映することとし、電力中央研究所報告書等の分析及び降下火砕物の影響評価に関する研究を進めるとともに、第 61 回原子力規制委員会（平成 29 年 2 月 15 日）において、「降下火砕物濃度の評価に関する検討チーム」を、平成 28 年度から開催することとし、平成 29 年 3 月 29 日に第 1 回の検討チームを開催した。

（3）民間規格の活用

我が国の原子炉等規制法に基づく規制基準は、性能水準を規定している。原子力規制委員会は、性能水準を満たす具体的な詳細仕様として、日本原子力学会、日本機械学会及び日本電気協会等の民間規格を、あらかじめ技術評価を行

った上で活用することとしている。

①民間規格の技術評価の実施

日本機械学会が策定した「発電用原子力設備規格 維持規格」2012年版、2013年追補及び2014年追補並びに当該規格に関連する次の規格の技術評価を行うため、平成27年度に引き続き「維持規格の技術評価に関する検討チーム」において議論を行った。（検討状況は資料編第6の3に記載）

- ・日本電気協会「原子力発電所用機器における渦電流探傷試験指針（JEAG4217）」2010年版
- ・日本電気協会「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験規程（JEAC4207）」2008年版及び2012年追補版
- ・日本電気協会「軽水型原子力発電所用蒸気発生器伝熱管の供用期間中検査における渦流探傷試験指針」（JEAG4208）2012年版
- ・日本非破壊検査協会「超音波探傷試験システムの性能実証における技術者の資格及び認証（NDIS 0603）」2015年版

2.廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討

原子力発電所等の廃止措置及び運転に伴い発生する、比較的放射能濃度が高い炉内構造物等の放射性廃棄物（以下「炉内等廃棄物」という。）に係る規制基準等の整備に向けた検討を行うため、平成27年度に引き続き、「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」において議論を行った（平成28年度においては、7回の検討チーム会合を開催）。

検討の結果、炉内等廃棄物の埋設に係る規制基準等の前段階として、規制基準等の考え方を示した「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」を第29回原子力規制委員会（平成28年8月31日）において策定した。

また、平成27年度以降に開催した「廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム」において、廃棄物埋設に関する放射線防護基準及び原子力施設のサイト解放基準についての検討を行った（平成28年度においては、5回の検討チーム会合を開催）。

第2節 安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積

1.安全研究の推進

（1）安全研究の実施

原子力規制委員会が、その業務を的確に実施していくためには、原子力安全を継続的に改善していくための課題に対応した安全研究を実施し、科学的・技

術的知見を蓄積していくことが不可欠である。

①「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」の策定

原子力規制委員会は、これまでの安全研究の進捗等を踏まえ、実施すべき研究分野を見直すこととし、第 19 回原子力規制委員会（平成 28 年 7 月 6 日）において「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を策定し、平成 29 年度以降を対象に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」を原則として毎年度策定することとした。

②「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成 29 年度以降の安全研究に向けて）」の策定

原子力規制委員会は、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」に基づき、平成 29 年度以降の安全研究について見直しを行い、第 20 回原子力規制委員会（平成 28 年 7 月 13 日）に「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針（平成 29 年度以降の安全研究に向けて）」を策定した。

③安全研究の実施状況

原子力規制委員会は、平成 27 年度以降の安全研究の分野を定めた「原子力規制委員会における安全研究について－平成 27 年度版－」に基づいて、平成 28 年度も 9 研究分野 35 件の安全研究プロジェクトを実施した。

④安全研究の成果

原子力規制委員会は、安全研究の成果として、規制基準、各種ガイド類並びに審査及び検査における判断のための技術的基礎・実験データ等を取りまとめた報告書を「NRA 技術報告」として公表している。平成 28 年度は以下の 2 件を公表した。また、13 件の論文投稿、43 件の学会発表を行った。

表 5 平成 28 年度に公表した NRA 技術報告

発行年月	タイトル
平成 28 年 6 月	航空機落下に関するデータ
平成 28 年 12 月	防潮堤に作用する津波波圧評価に用いる水深係数について

⑤共同研究実施規程の策定

原子力規制庁は、関係研究機関との協力体制を強化し安全研究を効果的・効率的に実施するため、第 73 回原子力規制委員会（平成 29 年 3 月 29 日）におい

て、今後「共同研究実施規程」を原子力規制庁の内規として策定する旨、報告した。

(2) 安全研究の評価

安全研究については、その進捗状況及び研究成果の原子力規制等への活用状況について評価を行い、必要に応じて改善していくことが重要である。

このため、原子力規制委員会は、各安全研究プロジェクトの開始・終了等の節目において評価を実施することとしている。

①平成 27 年度安全研究の中間評価

原子力規制委員会は、第 16 回原子力規制委員会（平成 28 年 6 月 20 日）において、平成 27 年度安全研究プロジェクトに関する中間評価の結果を了承した。

平成 27 年度中間評価では、研究実施期間が 5 年以上のプロジェクトの中で、平成 27 年度末時点で研究開始から 3 年以上を経過した 6 件の対象プロジェクトのうち 5 件のプロジェクトについて、研究を継続すると評価した。

残り 1 件のプロジェクトは、当初計画した成果が得られたことから、終了期限（平成 29 年度予定）を待たずに終了することとした。

②平成 28 年度安全研究の中間評価

原子力規制委員会は、第 52 回原子力規制委員会（平成 28 年 12 月 28 日）において、平成 28 年度安全研究プロジェクトに関する中間評価の結果を了承した。

平成 28 年度中間評価では、平成 28 年度末時点で研究開始から 3 年を経過した 3 件のプロジェクトを対象とし、そのうち 2 件のプロジェクトは、技術評価検討会における外部専門家からの意見及び原子力規制庁内の確認作業等を踏まえた評価内容を反映して研究計画等の見直しを行うこととした。

また、残り 1 件のプロジェクトについては、状況変化等に応じて柔軟にかつ迅速に対応できるよう、単年度ごとの計画に基づく管理へ変更することとした。

③平成 27 年度安全研究の年次評価

原子力規制庁は、第 16 回原子力規制委員会（平成 28 年 6 月 20 日）において、平成 27 年度安全研究プロジェクトに関する年次評価の結果を報告した。

平成 27 年度年次評価では、対象となる 37 件のプロジェクトのうち、計画どおり終了した 2 件及び平成 27 年度中間評価で終了すると評価した 1 件を

除く、34 件のプロジェクトについて、平成 28 年度も研究を実施することが
適当と評価した。

また、平成 27 年度年次評価の成果を踏まえ、平成 28 年度安全研究計画を
策定した。

④平成 27 年度安全研究の事後評価、平成 29 年度安全研究の事前評価

原子力規制委員会は、第 33 回原子力規制委員会（平成 28 年 9 月 21 日）に
おいて、平成 27 年度で終了した安全研究プロジェクトに関する事後評価の結
果及び平成 29 年度から開始予定の安全研究プロジェクトに関する事前評価の
結果を了承した。

平成 27 年度安全研究の事後評価では、平成 27 年度で計画どおり終了した
2 件の安全研究プロジェクトについて、成果目標をおおむね達成していると判
断した。なお、成果の公表状況及び成果の規制への活用状況については、今後
の追跡評価において確認することとした。

また、平成 29 年度安全研究の事前評価では、平成 29 年度以降に新たに実
施するものとして立案された安全研究プロジェクト 15 件について、「今後推
進すべき安全研究の分野及びその実施方針」と整合していることを確認した。
なお、研究の実施に当たり、事前評価の際の指摘や意見を踏まえた対応を行う
こととした。

2. 国内外のトラブル情報の収集・分析

原子力規制委員会は、国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規
制動向に係る情報を収集・分析し、炉安審・燃安審の評価・助言を得つつ、必
要な対策を検討して、随時に規制基準等に反映させている。

平成 28 年度において、国内外のトラブル情報等 118 件を収集・分析すると
ともに技術情報検討会を 7 回開催し、対応等の検討結果が、原子力規制委員
会に逐次報告された。

平成 28 年度は、規制基準等に反映させる取組の一例として、HEAF 事象
に関する最新の知見を規制に反映させた規則改正案等を作成し意見公募手続
を実施した。

第 3 節 原子力規制人材の確保及び育成の仕組みの確立

1. 人材の確保

実効ある原子力規制を実施していくためには、原子力規制委員会の高度な
専門技術的判断を支える専門性を有する人材の確保が不可欠であり、原子力
規制委員会は発足以来、優れた知識・技能を有する実務経験者や将来の原子力

規制行政を担う新人職員を採用している。

民間等からの実務経験者の採用については、平成 27 年度に引き続き、安全審査・検査、原子力防災、安全研究等の業務を担当する職員を中心に、採用活動を行い、平成 29 年 4 月 1 日までに 44 人を採用した。

また、新人職員については、平成 27 年度に引き続き、原子力工学等を専攻した学生を積極的に採用するための原子力規制庁独自の採用試験「原子力工学系職員採用試験」（一般職試験相当）も有効活用して、技術研究・技術調査業務を担当する研究職員の公募を実施し、将来の原子力規制行政を担う若手職員を平成 29 年度は採用予定者 19 名確保した。

これらの結果として、平成 29 年 1 月 1 日時点における職員数は 955 人、定員充足率 98.7%となり、定員をほぼ充足するに至った。

さらに、これらの職種へ応募する有為な人材を多数確保するため、規制行政の重要性の理解が深まるよう原子力規制庁の業務紹介等広報活動を積極的に実施した。

さらに、将来の原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施している。平成 28 年度は、大学が実施機関となるもの等 13 件の案件を採択した。

表 6 平成 25 年度から平成 28 年度までの人材確保状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	合計
実務経験者	32	57	52	44	185
新人職員	33	22	19	19	93
合計	65	79	71	63	278

2.人材の育成

(1) 人材育成の基本方針に基づく人材育成及び研修の取組状況

原子力規制は、原子炉工学、耐震及び耐津波評価、放射線防護、確率論的リスク評価等の高度な専門技術的判断が求められる行政分野であり、継続的にその専門性を向上させていくことが不可欠である。

このため、原子力規制委員会では、平成 26 年 3 月に設置した原子力安全人材育成センターを活用し、職員向けの各種研修プログラム等を設けて計画的に人材育成を実施している。

具体的には、①法令上の資格が必要とされる原子力保安検査官、原子力防災専門官等に対する原子力規制に関する専門研修、②実物大の機器・設備や模擬

試験装置を使った実技研修、重大事故等への対応能力を向上させるプラントシュミレータを用いた研修、③英会話等の語学力を向上させる研修、専門性及び国際性の向上を図るための短期海外研修等を実施した。また、国内外への留学や派遣については、専門職大学院や国際機関等への職員派遣に加え、平成 28 年度から新たに海外大学院や在外公館（英国大使館）への派遣を行った。

また、原子力規制委員会は、職員の人材育成に係る基本理念や人材育成の施策の大枠を明確にするため「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」

（以下、この節では「基本方針」という。）を決定（平成 26 年 6 月 25 日）するとともに、「職員の人材育成に係る施策の進め方について」を承認（平成 26 年 9 月 3 日）した。これらに基づき平成 28 年度も原子力安全人材育成センターを中心に人材育成に係る施策に取り組んだ。

（2）研修用プラントシュミレータの整備及び研修の実施

新規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態の把握や重大事故等への対応能力の向上等を目的として、通常運転時のほか事故時や重大事故時を含めて、発電炉に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを開発・整備し、これを活用した研修カリキュラム（起動・停止コース、過渡変化・設計基準事故コース、過酷事故（全交流動力電源喪失）コース）を開発し、平成 28 年度から研修を実施した（のべ 96 名が受講）。

また、重大事故に対処するためのより実践的な訓練が可能となる設備、改良型沸騰水型発電用原子炉等にも対応できる改良について、引き続き開発・整備を進めている。

（3）職員の力量管理制度の改善

基本方針に基づき、主要な業務ごとに求められる力量、モデルキャリアパス等を明確化し、これを基に平成 28 年度、検査官に対する力量管理の記録様式（キャリアマップ）を用いて力量管理制度の試行を行い、試行結果を踏まえ、力量管理制度の運用方法を改善した。

また、検査官の力量管理活動を支援するため、検査官を対象としたガイドを整備するとともに、検査官以外についても、キャリアマップを整備した。今後、検査官については、IRRS における課題を踏まえた新検査制度に対応したキャリアマップに発展させることとしている。

（4）検査官等の育成の仕組みの構築

検査官を対象とする研修について、品質保証関係の研修内容の充実化を図

った。また、採用者導入研修、専門性向上研修の体系を整理した。

さらに、IRRS の指摘事項に対応するため進めている新たな検査制度の検討を踏まえ、米国 NRC を参考に、検査官育成・資格認定の仕組みの構築に着手した。具体的には、平成 28 年 7 月から NRC に調査チームを派遣して NRC の研修体系を調査するなどし、検査官等に必要な知識や資格認定の仕組みの検討、教育訓練プログラムの策定等に着手した。

今後、新たに原子力検査官、放射線規制官、危機管理対策官及び原子力安全審査官の資格を設け、各資格について、教育訓練プログラム及び資格認定の仕組みを構築することとしている。

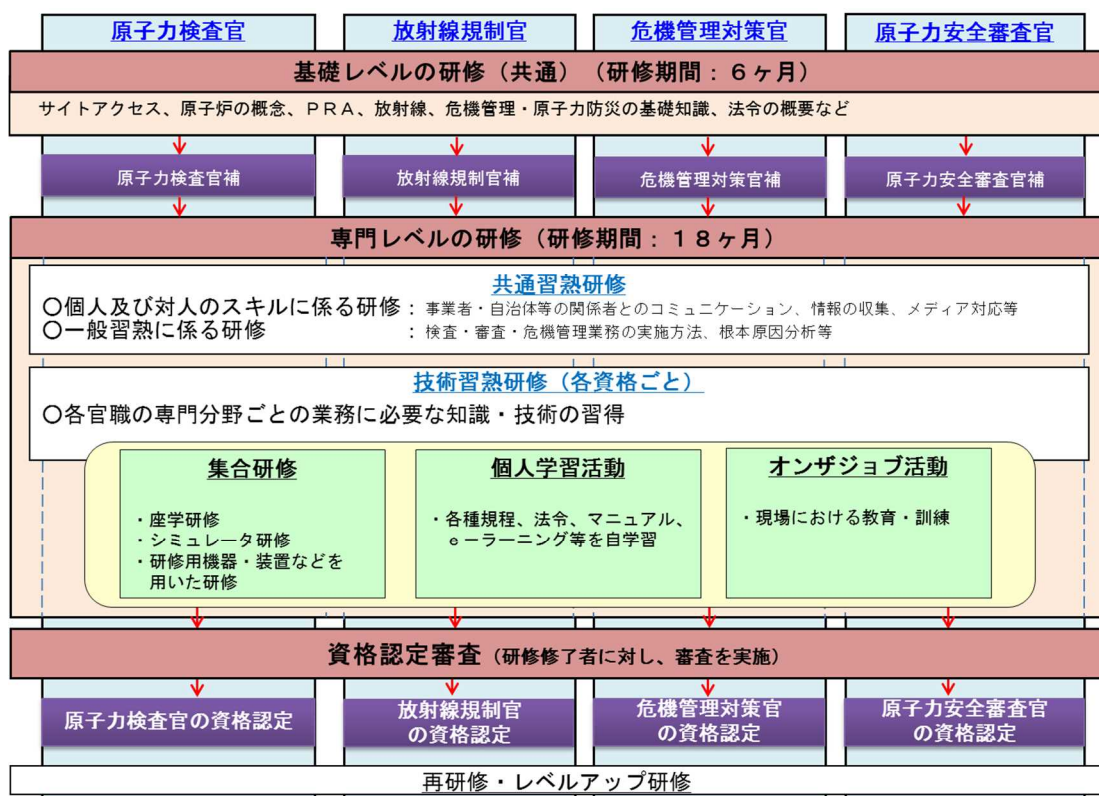


図 2 原子力規制委員会職員専門人材育成体系のイメージ

(5) 知識管理のためのセミナーの実施等

ベテラン職員等から若手職員等へ高度な知識等を計画的に伝承していくための知識管理（伝承対象知識の特定、収集、整理等）について、各課室の知識管理を担当する職員を中心に取組を推進した。また、知識管理活動を円滑に進めるため、知識管理に関するガイドを作成した。さらに、過去の行政経験や高度な技術知識を若手職員へ伝承することを目的とした職員向けセミナー、講習会を開催した。

第5章 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

第1節 核セキュリティ対策の強化

1. 核セキュリティ上の課題への対応

核セキュリティにおける主要課題への対応に関しては、平成24年度に開催した核セキュリティに関する検討会（以下この章において「検討会」という。）において、個人の信頼性確認制度、輸送時の核セキュリティ対策並びに放射性物質及び関連施設に係る核セキュリティといった個別課題の具体的検討を進めるため、それぞれの課題を取り扱うワーキンググループを開催して検討を行ってきた。平成28年度においては、放射性物質に係る核セキュリティに関しては、幅広い観点から実務上の検討を行うことが必要であるため、検討会に加え、検討会の下に開催したワーキンググループにおいても検討を行った。

これらの他、特定重大事故等対処施設の設置に係る設置変更の許可に関しては、第2章第2節1.(1)に記載している。

(1) 個人の信頼性確認制度の検討

個人の信頼性確認制度とは、原子力施設における内部脅威対策の1つであり、内部で働く従業員の経歴その他の個人に関する情報等に基づき確認を行い、その確認の結果により重要区域へのアクセス等を制限する措置である。

IAEAの核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225。以下「核物質防護勧告」という。）においては、個人の信頼性確認の実施が勧告されており、核物質防護勧告第5版（INFCIRC/225/Rev.5）では、同制度の確認の対象と方法を国が決定することが要請されている。

核物質防護勧告の内容を踏まえ、平成25年度から検討会の下で開催した「個人の信頼性確認制度に関するワーキンググループ」において、具体的検討を行い、平成27年10月には、検討会及び原子力規制委員会において、個人の信頼性確認制度の導入の方向性についての報告書を決定した。

その後も同報告書の内容に基づき検討を進め、平成28年度は、第30回原子力規制委員会（平成28年9月7日）において、同制度の導入に必要な原子力規制委員会規則の改正並びに法令上の義務の要件の一部を定める告示及び運用ガイドの制定を決定し、同年9月21日に同規則の改正等が公布・施行され、一定の範囲の原子力施設について個人の信頼性確認制度が導入されることとなった。

(2) 輸送時の核セキュリティ対策の検討

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（平成28年

原子力規制委員会規則第 7 号) では、特定核燃料物質を収納する輸送容器に施錠及び封印の措置を要求している。さらに、フランスから返還が予定されている長半減期低発熱放射性廃棄物(以下「TRU 廃棄物」という。)については、平成 26 年度第 20 回原子力規制委員会(平成 26 年 8 月 20 日)において、核物質防護に係る区分をⅢとすることが決定された。同趣旨を踏まえ、フランスから返還が予定されている TRU 廃棄物の廃棄体について、運搬時の取決め区分をⅢとするべく、「特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則」を改正することとし、平成 28 年 12 月 21 日に開催された第 51 回原子力規制委員会において改正案が決定され、平成 29 年 1 月 12 日に公布した後、同年 2 月 1 日に施行された。

(3) 放射性同位元素に係る核セキュリティの検討

IAEA の「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」(平成 23 年 1 月)により防護措置の実施が勧告されたこと、我が国においても近年悪意による放射性同位元素等の持ち出し・盗取等の事例が発生していること等の状況を踏まえ、放射性同位元素の防護措置に関する制度整備を行う必要性が高まっている。放射性同位元素に対する防護措置については、第 1 回検討会(平成 25 年 3 月)において当面優先すべき検討課題の 1 つとされ、具体的な防護措置については、検討会の下に設置された放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループにおいて議論を重ねてきた。

その後、平成 28 年 6 月 13 日、検討会において、規制対象、防護措置に係る要件、規制上の枠組み等の考え方を取りまとめた「放射性同位元素に対する防護措置について(報告書)」を決定した。

当該報告書の内容を踏まえ、放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する検討チーム(平成 28 年 5 月 25 日開催)において法制化に向けた議論を重ね、事業者等からの意見聴取、意見公募手続(パブリックコメント)を経て、平成 28 年 11 月 9 日、危険性の高い放射性同位元素(以下「特定放射性同位元素」という。)の防護措置の具体的内容等を取りまとめた「放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ」を決定した。

具体的な要求事項としては、特定放射性同位元素を取り扱う事業者等に対して、防護措置の詳細を規定した特定放射性同位元素防護規程の作成及び届出、特定放射性同位元素の防護に関する業務を統一的に管理する特定放射性同位元素防護管理者の選任等を義務付けることとした。また、特定放射性同位元素防護管理者及び防護措置に係る業務を行う者に対する教育及び訓練についても議論を行った。

当該取りまとめの内容を踏まえ、放射線障害防止法改正に向けた作業を進

め、改正法案を閣議決定し、第 193 回通常国会に提出した。

(4) IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS)

平成 26 年度に受け入れた IAEA の国際核物質防護諮問サービス (IPPAS) のミッションにおける報告書の勧告事項や助言事項については、関係省庁と協議しつつ、関係する規則の改正等継続的な改善に取り組んでおり、

原子力規制委員会は、第 53 回原子力規制委員会 (平成 29 年 1 月 11 日) において、過去に IPPAS ミッションを受け入れた国が、勧告事項や助言事項に対する対応の妥当性について、評価を得る機会である IPPAS フォローアップ ミッションを要請することを決定した。

(5) 核セキュリティ文化を醸成する取組

事業者における核セキュリティ文化の醸成活動について、平成 24 年に事業者における核セキュリティ文化の醸成活動及び経営層の関与について、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等に明記し、規制の要件とした。平成 28 年度において、後述する核物質防護検査等を通じ事業者の取組状況を確認するとともに、原子力規制委員会委員が、事業者経営層に対する直接の説明や面談を行い、核セキュリティ文化醸成活動への経営層の関与について意識の強化を図った。このほか、原子力発電所において、事業者等の幹部を対象とした核セキュリティ文化に関する講演を実施し、核セキュリティ及び核セキュリティ文化の重要性について意識の向上を図った。

また、「原子力規制委員会の組織理念」に基づき、原子力規制組織として原子力規制委員会における核セキュリティ文化の醸成、維持を図るための指針として「核セキュリティ文化に関する行動指針」を平成 26 年度第 50 回委員会 (平成 27 年 1 月 14 日) において決定した。原子力規制委員会における核セキュリティ文化を醸成する活動については、前年度に引き続き、原子力規制庁職員に対する研修等を通じ、継続的に取り組んだ (核セキュリティ文化に関する行動指針については、資料編第 1 の 6. 参照)。

(6) サイバーセキュリティ対策チーム

サイバーセキュリティ対策の強化の必要性に係る国際的な認識が一層強まる中、IAEA による IPPAS ミッションからの指摘等を踏まえ、原子力規制庁自身のサイバーセキュリティ対策の強化を図るとともに、原子力事業者等におけるサイバーセキュリティ対策についても一層の強化を図る必要がある。このため、新たに庁内でサイバーセキュリティ対策チームが活動を開始した。

2.核物質防護検査等の実施

(1) 核物質防護既定の認可及び核物質防護検査の実施

原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のために事業者及びその従業者が守らなければならない核物質防護規定の認可、当該規定の遵守状況の検査（以下「核物質防護検査」という。）を行った。

平成 28 年度の核物質防護検査においては、37 件の核物質防護規定の変更の認可等を実施し、核物質防護規定の遵守状況の検査において事業者における核セキュリティ文化醸成や、サイバーセキュリティ対策を含めた防護措置等の確認を厳正かつ適切に行った（平成 28 年度における核物質防護検査の件数については、資料編第 5 の 1. 参照）。なお、サイバーセキュリティ対策については、平成 28 年度の核物質防護検査における重点検査項目の一つとして確認を行った。

(2) 核物質防護規定遵守義務違反への対応

平成27年10月7日、福島第二原子力発電所に対して実施した核物質防護検査において、核物質防護上、重大事案に発展するおそれのある核物質防護規定遵守義務違反が認められた。

本件は、意図的あるいは悪意を持った核物質防護規定の不履行による「組織的不正行為」には該当しないが、本件に係る事象が組織体制に起因し、かつ、防護措置の機能に影響を及ぼすとともに、核物質防護上重大な事案に発展するおそれがあると認められることから、平成 28 年 9 月 12 日、原子力規制委員会は、東京電力に対して文書により注意するとともに、再発防止を求めた。

第2節 保障措置の着実な実施

1. 国際約束の履行

原子力基本法において原子力利用を平和の目的に限ることを基本方針としている我が国は、核兵器の不拡散に関する条約（核不拡散条約）に加盟し、同条約に基づき IAEA との間で保障措置協定（日 IAEA 保障措置協定）³⁰を締結している。また、原子力の平和利用に関する協力のために二国間原子力協力協定を締結し、我が国はこれらの国際約束を誠実に遵守することにより、我が国において原子力利用が平和の目的に限り行われていることを国際社会に対し証明している。

原子力規制委員会は、我が国がこれらの国際約束に基づく義務を履行し、原子力の平和利用に係る国際社会からの信頼を維持するため、国内における所

³⁰ 核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定

要の規制を行うとともに、IAEAをはじめとする国内外の関係機関との調整等の業務を実施している。

(1) 日 IAEA 保障措置協定の履行

①国際規制物資の使用許可及び計量管理規定の認可

日 IAEA 保障措置協定では、我が国にあるすべての核物質を同協定の適用対象とすることを原則としている。このため、安全規制の対象とはされていない核燃料物質を使用する場合でも、国際規制物資として使用の許可（承認）の対象としている。平成 28 年度における国際規制物資使用許可（承認）件数は 45 件、変更許可（変更承認）は 275 件であった。また、我が国内にある国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、国際規制物資使用者を含む原子力事業者等（国際規制物資使用者等）に対し、計量管理規定を定めることを義務付けている。平成 28 年度における計量管理規定の認可（承認）件数は 48 件、変更認可（変更承認）は 109 件であった。

②計量報告、施設設計等の情報提供及び追加議定所に基づく申請

核物質の計量は保障措置上基本的に重要な手段であり、国際規制物資使用者等は原子炉等規制法に基づき、核物質の在庫及びその変動等に関する情報を原子力規制委員会に報告する義務がある。原子力規制委員会は、提出されたこれらの計量情報を、原子炉等規制法に基づく情報処理機関として指定した公益財団法人核物質管理センター（以下「核物質管理センター」という。）による処理を経て計量報告として取りまとめ、外務省を通じて適時に IAEA に提出している。平成 28 年度の計量報告の対象者数は 2100 である（計量管理報告の件数については、資料編第 5 の 2. 参照）。

原子力規制委員会は、上記のほか、保障措置協定の対象となる施設に関する設計情報その他の保障措置の実施に必要な情報の提供及び同協定に追加する議定書（追加議定書）³¹に基づく申告を、外務省を通じて IAEA に対して行った。

③検認活動

IAEA は、我が国から提出された情報等をもとに、施設等に対して査察や、その他の現場検認活動を行っている。これらの現場検認活動は原子力規制委員会による連絡・調整の下、我が国の職員の立会いにより実施されている。査察の大部分は、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関である

³¹ 核兵器の不拡散に関する条約第 3 条 1 及び 4 の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の追加

核物質管理センターが、原子力規制委員会が交付する実施指示書に基づいて行う保障措置検査と合わせて実施されている。施設に関する設計情報の検認は原子力規制委員会が自ら行う立入検査と合わせて実施され、追加議定書に基づく補完的なアクセスへの立会いは原子力規制委員会と外務省が実施している(平成 28 年度の現場検認活動の実績については、資料編第 5 の 2. 参照)。

④保障措置の実施に関する調整

保障措置の円滑な実施のため、施設の状況等に関する認識の共有や保障措置の実施に際して生じる問題の検討や調整等を目的として、原子力規制委員会は、国内関係機関の同席の下、IAEA との各種会合を開催した。平成 28 年度中には、特定の施設群に特化した施設別作業部会を計 12 回開催し、所要の検討・調整を図った上で、作業部会全体会合を平成 28 年 12 月 9 日に開催し、それまでの活動を総括した。これらの結果に基づき、IAEA 保障措置局担当事務次長の出席の下で平成 29 年 3 月 23 日に外務省が開催した日・IAEA 保障措置合同委員会会合で報告・討議を行った。

⑤東京電力福島第一原子力発電所に対する保障措置

東京電力福島第一原子力発電所では、1～3 号機以外にある全ての核物質について廃炉作業の進捗に伴い平成 26 年末までに再検認が行われ、平成 28 年度末現在は通常の現場検認活動が行われている。しかしながら、1～3 号機については立入りが困難で通常の査察が実施できない状況にあるため、IAEA 及び国内関係機関との協議により、監視カメラと放射線モニターによる常時監視システムや、同発電所のサイト内のみに適用される特別な追加的検認活動が導入され、1～3 号機において未申告の核物質の移動がないことを IAEA が確認できる仕組みを構築している。平成 28 年度には、3 号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた保障措置上の対応等の検討・協議を行うとともに、上記の常時監視システムの一層の強化を行った。

⑥IAEA による保障措置結論

IAEA 事務局は保障措置協定締約国で毎暦年中に実施した保障措置活動等で得られた全ての情報の評価に基づき保障措置結論を導出し、翌年 6 月の IAEA 理事会で報告している。我が国については、上記のような保障措置活動の結果、申告された核物質が平和的原子力活動から転用されている兆候も認められず、未申告の核物質又は活動の兆候も認められないことから、全ての核物質が平和的活動にとどまっている旨の結論(拡大結論)を平成 27 年度についても受けた。これにより、平成 15 年(2003 年)の実施結果以降継続して拡

大結論が導入されている³²。

(2) 二国間原子力協力協定の履行

① 二国間協定に基づく国際規制物資関連手続き

我が国は、13の国及び1つの国際機関との間で二国間原子力協力協定を締結しており、両国間で移転された核物質、技術、特定の設備や資材又は当該核物質及び設備を使用したことにより派生した核物質について、互いに平和的目的に限り利用するとともに、これらの協定の対象物に対する各種の手続きを行うことを約束している。これらの協定に基づき、平成28年度に原子力規制委員会は、同締約相手国からの移転核物質等の国籍管理に係る確認を14件、同締約相手国に対する移転核物質等の国籍管理に係る確認を20件処理するとともに、核物質管理センターの支援を受け、在庫目録を13件報告するなどの対応を行った。

② 二国間保障措置協議

平成28年4月19日、日米保障措置技術会合を開催し、米国関係者と保障措置の実施に関する情報及び意見交換を行った。

2. 保障措置情報のセキュリティ強化

核物質管理センターは、原子炉等規制法に基づく指定情報処理及び保障措置検査等実施機関として、その業務遂行に当たり取り扱う情報の厳格な管理が求められる立場にある。しかしながら、同センターの情報セキュリティ上の不備が認められたため、平成27年度第51回原子力規制委員会（平成28年1月27日）において文書により注意を行うとともに、追加調査や再発防止等を講じ、その結果を報告することを求めた。この指示を受け、核物質管理センターは、第9回原子力規制委員会（平成28年5月18日）において報告を行った。その後、同センターは、専門機関の支援を受けつつ情報セキュリティ強化の対応を進めるとともに、第三者委員会による評価を受けた。原子力規制庁職員は、平成29年3月13日、15日及び17日に原子炉等規制法に基づく立入検査を同センターの各事業所において、それぞれ実施し、同センターの情報セキュリティ及びマネジメントの状況につき確認した。

³² <https://www.nsr.go.jp/data/000163727.pdf>
https://www.iaea.org/sites/default/files/16/08/statement_sir_2015.pdf

3. 我が国の保障措置に対する国際的な理解の増進

(1) アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN)

アジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) の年次会合がメンバー国 12 箇国、オブザーバー国 2 箇国及び IAEA の参加により平成 28 年 10 月 18 日及び 19 日、東京において開催された。アジア・太平洋地域における各国の保障措置当局者と IAEA の間の情報共有の促進に資するため、原子力規制委員会は、核物質管理センターとともに我が国の保障措置の実施に際しての IAEA との情報共有の態様につき紹介した。

(2) 積極的な情報発信

我が国の保障措置の取組について国際社会に直接発信するため、我が国の保障措置に関する英文の説明を原子力規制委員会のウェブサイトにて平成 28 年 3 月末に新たに掲載した³³。平成 28 年度にはこの内容を更新・拡充し、APSN のホームページにリンクするなど、発信の一層の強化を図った。

また、欧州保障措置技術開発学会 (ESARDA) 及び JAEA の主催で、平成 28 年 4 月にイタリア・イスプラで、平成 28 年 11 月に茨城県東海村でそれぞれ開催した保障措置トレーニングコースにおいて、我が国における保障措置の取組について各国の保障措置関係者に対して講演した。

(3) IAEA 及び諸外国における保障措置実施への支援

主要な IAEA 加盟国による支援計画によって IAEA が保障措置を実施する上で必要となる技術的能力の強化が行われている。その一環として、我が国は、IAEA 保障措置技術支援計画 (JASPAS) 等の枠組みを通じて、IAEA 及び他の加盟国の保障措置の技術的能力の強化に貢献し、国際的な保障措置の強化に積極的に寄与した。同計画における具体的な支援内容は、IAEA 査察官が採取した環境試料の分析を行う IAEA ネットワーク分析所への参画、IAEA 査察官や加盟国の保障措置関係者等に対する訓練機会の提供等多岐にわたっており、原子力規制委員会は支援計画の全体調整を行うとともに、必要な資金の提供を行った。平成 28 年度末時点で、21 件の案件 (タスク) が進行中である。

³³ <https://www.nsr.go.jp/data/000142853.pdf>

第6章 原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実

第1節 原子力災害対策指針の継続的改善

(1) 原子力災害対策の充実・強化

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方自治体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。この指針では、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っており、平成29年3月22日には核燃料施設等に係る原子力災害対策を盛り込んだ指針を改正した。

また、実用発電用原子炉の緊急時活動レベル（EAL）の見直し及び核燃料施設等のEALの設定について検討し、平成29年3月8日にそれらの考え方（骨子）を取りまとめた。

(2) 原子力災害時の医療体制の整備

高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関等からなる原子力災害時医療の実施体制の整備促進に向け、原子力規制委員会から高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構（放射線医学総合研究所）、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学、長崎大学の計5施設と原子力規制庁が緊密に連携を図り、全国及び地域原子力災害時医療連携推進協議会などを通じて原子力災害時医療ネットワークの構築を進めるとともに、教育・研修環境の整備・充実を図った。

また、原子力災害時における医療対応に係るマニュアルについては、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及び「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」の修正を行うとともに、新たに原子力災害医療派遣チームに係る派遣要請の手続き及び運用等を明確化するため、「原子力災害医療派遣チーム活動要領」を平成29年3月29日に策定した。

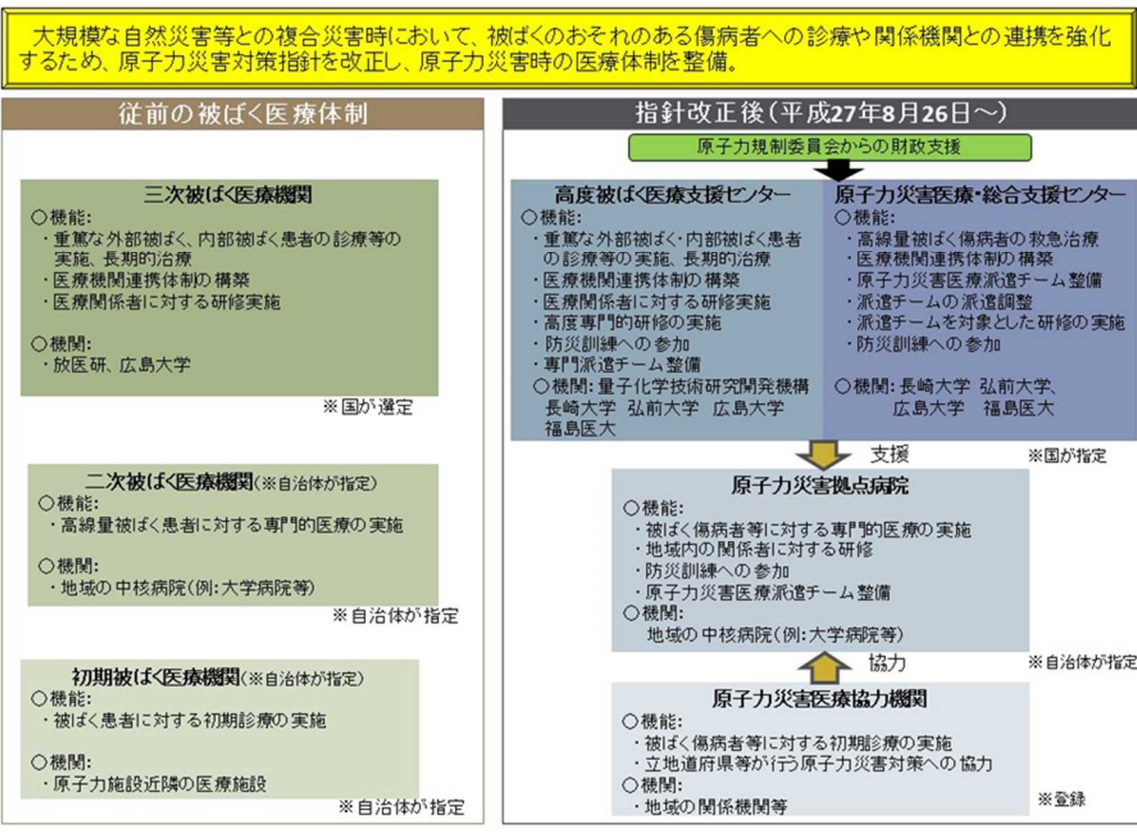


図3 原子力災害時における医療体制の整備

第2節 放射線モニタリングの充実

1.緊急時モニタリング体制の充実・強化

原子力災害対策指針では、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定して予防的防護措置を実行するとともに、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値等に基づくこととしており、原子力規制委員会では、この方針に基づき、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の更なる充実強化を図った。

放射性ヨウ素のモニタリング体制の具体化等を図るため「緊急時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」を平成28年9月26日に改正し、公表した。

また、核燃料施設等の敷地内外に係る緊急時モニタリングの実施項目及び機器の整備について具体化等を図るため、同補足参考資料を平成29年3月22日に改正し、公表した。

さらに、原子力施設立地地域において、地方公共団体等と緊密に連携・協力しながら実効性のある緊急時モニタリングを行うことを目的として、平成 28 年 4 月に、北海道及び新潟県に地方放射線モニタリング対策官事務所を開設し、平成 28 年度までに計 10 箇所の地方放射線モニタリング対策官事務所を設置した。加えて、平成 28 年 12 月に、佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所の地方放射線モニタリング対策官を増員した。

このほか、緊急時モニタリング結果を集約し、関係者間で迅速に共有及び公表を行うことが可能な「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を平成 28 年度原子力総合防災訓練等の各種訓練において活用するなどとして、その運用の向上を図った。

2.全国の環境中の放射線等の測定³⁴

(1) 環境放射能水準調査（昭和 32 年度から実施）

全国 47 都道府県において、大気浮遊じん、降下物、土壌等の環境試料を採取し、放射能分析を実施した。また、平成 27 年度までの測定結果については順次データベース化し公表した。さらに全国 297 箇所のモニタリングポストにおいて空間線量率を連続測定し、その結果をリアルタイムで原子力規制委員会のホームページで公表した。

また、平成 28 年 9 月 9 日の北朝鮮による核実験の影響を把握するため、同日付けの内閣官房副長官指示に基づき、都道府県等関係機関の協力を得てモニタリングを強化し、その結果を原子力規制委員会ホームページに公表した。

(2) 海洋環境放射能総合評価（昭和 58 年度から実施）

原子力発電施設等の周辺地域における放射線の影響及び全国の環境放射能水準を調査するため、原子力発電所等及び核燃料再処理施設の周辺海域（全 16 海域）における海水等の放射能分析、原子力発電施設等の立地・隣都道府県（24 道府県）が実施する放射能調査等の支援を引き続き行った。また、平成 27 年度に実施した結果についてデータベース化し原子力規制委員会ホームページに公表した。

(3) 原子力発電施設等周辺の放射線監視（昭和 49 年度から交付金を交付）

原子力発電施設等の立地・隣接道府県（24 道府県）による放射線監視に必要な施設整備及び放射能調査の実施に対する財政的支援を行った（平成 28 年度予算 75.0 億円）。また、各地方公共団体から報告のあった測定結果をデータ

³⁴ 平成 25 年 4 月 1 日、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、モニタリング実施に係る事務が文部科学省から移管された。

ベース化し公表した。

(4) 地方公共団体のモニタリング従事者向け研修（平成 2 年度から実施）

地方公共団体職員等を対象に、地方公共団体における放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のため、「環境放射能分析研修」、「モニタリング実務研修」及び「緊急時モニタリングセンターに係る訓練」を実施した。

3. 原子力艦寄港に係る放射能調査の実施³⁵

原子力規制委員会は、米国原子力艦が寄港する 3 港（横須賀港、佐世保港、金武中城港）において、原子力艦の入出港時及び寄港時に海上保安庁等関係機関と連携し、空間線量率の測定及び海水等の放射能分析を実施するとともに、原子力艦寄港の有無にかかわらず、定期的に放射能調査を実施した。原子力艦の入出港時及び寄港時の結果は原子力規制委員会のホームページで毎日公表を行い、平成 27 年度に実施した結果についてデータベース化し公表した。また、中央防災会議主事会議において原子力艦の原子力災害対策マニュアルが改定されたことを受け、原子力艦寄港地周辺環境のモニタリング等における関係機関の活動を取りまとめた「原子力艦放射能調査について」の策定を行った。

4. 環境放射線モニタリング技術検討チームの開催

原子力規制委員会は、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行う「環境放射線モニタリング技術検討チーム」を平成 28 年 10 月に開催した。当面の検討内容について、モニタリングの技術的基盤に関する事項として放射能測定法シリーズ及びモニタリングの品質保証、モニタリング実施方法の継続的改善に関する事項として緊急時モニタリング及び平常時モニタリングとすることとした。平成 28 年度においては、検討会合を 3 回開催し、核燃料施設等において発生するおそれがある緊急時に実施すべきモニタリングの検討を行った。また、放射能測定法シリーズ No.33「ゲルマニウム半導体検出器を用いた in-situ 測定法」の改正案の検討を行い、原子力規制庁は、検討チームにおける議論を踏まえ、当該測定法を平成 29 年 3 月 30 日に改正した。

³⁵ 「全国的な放射線モニタリング等の実施」と同様に、平成 25 年 4 月 1 日、文部科学省から事務が移管された。

第3節 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等

1. 緊急時対応能力の強化

原子力規制委員会としての危機管理に係る取組として、原子力災害対策指針、各種計画等の改正結果を踏まえて、原子力規制委員会防災業務計画、初動対応マニュアル、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアル及び原子力規制委員会国民保護計画を修正等し、原子力規制委員会が行う緊急時対応の円滑かつ的確な実施のための危機管理体制の基盤整備に努めた。

また、原子力災害対策マニュアル、武力攻撃原子力災害マニュアル、防災基本計画、国民保護に関する基本指針の修正等に協力するとともに、各種訓練に参加し、政府全体の緊急時対応の円滑かつ的確な実施に寄与した。

また、平成28年11月13日及び14日に、泊発電所を対象として、国、地方公共団体、原子力事業者等の合同で、原災法に基づく平成28年度原子力総合防災訓練が内閣総理大臣も参加する中で実施され、内閣府政策統括官（原子力防災担当）と原子力規制委員会との連携を含め、複合災害時の各関係機関における防災体制及び避難計画の実効性の確認等を行った。さらに、平成29年2月4日に冬期の降雪や積雪を考慮した除雪や避難の手順等を確認する要素訓練が原子力総合防災訓練の一環として実施され「泊地域の緊急時対応」に基づく避難計画の実効性の検証等を行った。訓練に当たり、原子力規制庁は内閣府政策統括官（原子力防災担当）が開催する訓練管理委員会に参画して訓練内容の企画立案段階から協力した。さらに、他の原子力施設所在地域においても、各道府県主催の原子力防災訓練が行われており、現地の原子力防災専門官や地方放射線モニタリング対策官を始めとした原子力規制庁職員が訓練計画作成の支援を行うとともに、訓練に参加した。訓練により得られた経験も踏まえて、内閣府政策統括官（原子力防災担当）が各地域に設置している地域原子力防災協議会を通じて、地域の原子力防災体制の継続的な充実・強化を図ることとしている。

さらに、首都直下地震や新型インフルエンザ等に対応した業務継続計画の実効性を高めるべく参集訓練や本部設置訓練を通じて、資機材や計画の見直しを図っている。

さらには、前年度に引き続き、原子力事業者防災訓練に参加し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）と原子力施設事態即応センターとのより幅広い情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上に向けて改善を図った。

また、防災基本計画の規定に基づき、関係省庁及び原子力事業者が、平時から情報を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図る場として、中央省庁及び各原子力発電所の立地地域に連絡会議（以下

「中央連絡会議」及び「地域連絡会議」という。)を設置し、平成 28 年度中、中央連絡会議については 2 回、地域連絡会議については 13 地域で開催した。

2.原子力事業者防災の強化

原子力規制委員会は、原災法に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成 25 年度から原子力事業者防災訓練報告会（以下「報告会」という。）を開催し、当該訓練の評価を行っている。

平成 28 年 6 月 22 日の報告会では、原子力事業者の緊急時対応能力は向上しているが、情報共有、シナリオの難度及びシナリオの多様化については継続して改善が必要であると評価した。また、これまでの評価結果を踏まえ、評価指標・基準を見直すこととし、平成 28 年度の評価から適用することとした。

今後も継続的に評価指標・基準を見直すことにより、原子力事業者の更なる緊急時対応能力の向上を促していく。

3.情報発信の強化

社会的な関心の高さにも応じて、国民への迅速かつ丁寧な情報発信の一層の強化に努めた。

具体的には、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を契機に、従来の情報発信に加え、近隣の原子力施設において大きな地震が観測されていないことや、施設の異常が生じていないことについて、情報発信する範囲を拡大した。加えて、法令報告の対象ではなくとも、原子力施設で発生したトラブルについては、社会的関心の度合いに応じて情報発信することとした。

資料編

第1 原子力規制行政に対する信頼の確保関係資料(第1章第1, 2, 4節関係)

1. 原子力規制委員会の構成

	平成24年9月19日～ 平成26年9月18日	平成26年9月19日～ 平成27年9月18日	平成27年9月19日 ～
委員長	田中 俊一	田中 俊一	田中 俊一
委員(委員長代理)	島崎 邦彦	更田 豊志	更田 豊志
委員 (委員長代理第二位)	更田 豊志	田中 知	田中 知
委員 (委員長代理第三位)	中村 佳代子	中村 佳代子	石渡 明
委員 (委員長代理第四位)	大島 賢三	石渡 明	伴 信彦

(平成29年3月31日現在)

2. 原子力規制委員会の発足と組織の変遷

- 平成24年9月19日：原子力規制委員会発足
- 平成26年3月1日：(独)原子力安全基盤機構(JNES)の廃止・統合
- 平成26年10月14日：内閣府に政策統括官(原子力防災担当)を設置
 - ・内閣府原子力災害対策担当室の職員を規制庁職員が主に併任していたところ、内閣府に専任の職員を配置し原子力防災体制を強化。

3. 原子力規制委員会の予算(平成28年度補正後)の内訳

	項	平成28年度予算額 (補正後) (百万円)
一般会計	原子力規制委員会共通費	3,911
	原子力安全確保費	3,974
	放射能調査研究費	1,515
エネルギー対策特別会計	電源利用対策費	1,093
	原子力安全規制対策費	21,180
	事務取扱費	22,139
	諸支出金	0.27
	予備費	100
東日本大震災復興特別会計	環境保全復興政策費	3,523
合計		57,434

4.原子力規制委員会の組織

原子力規制委員会の事務局機能は原子力規制庁が、人材育成・研修機能は原子力安全人材育成センター（施設等機関）が担う。



図4 原子力規制委員会の組織（平成28年度）



図5 原子力規制委員会の組織(平成29年4月以降)

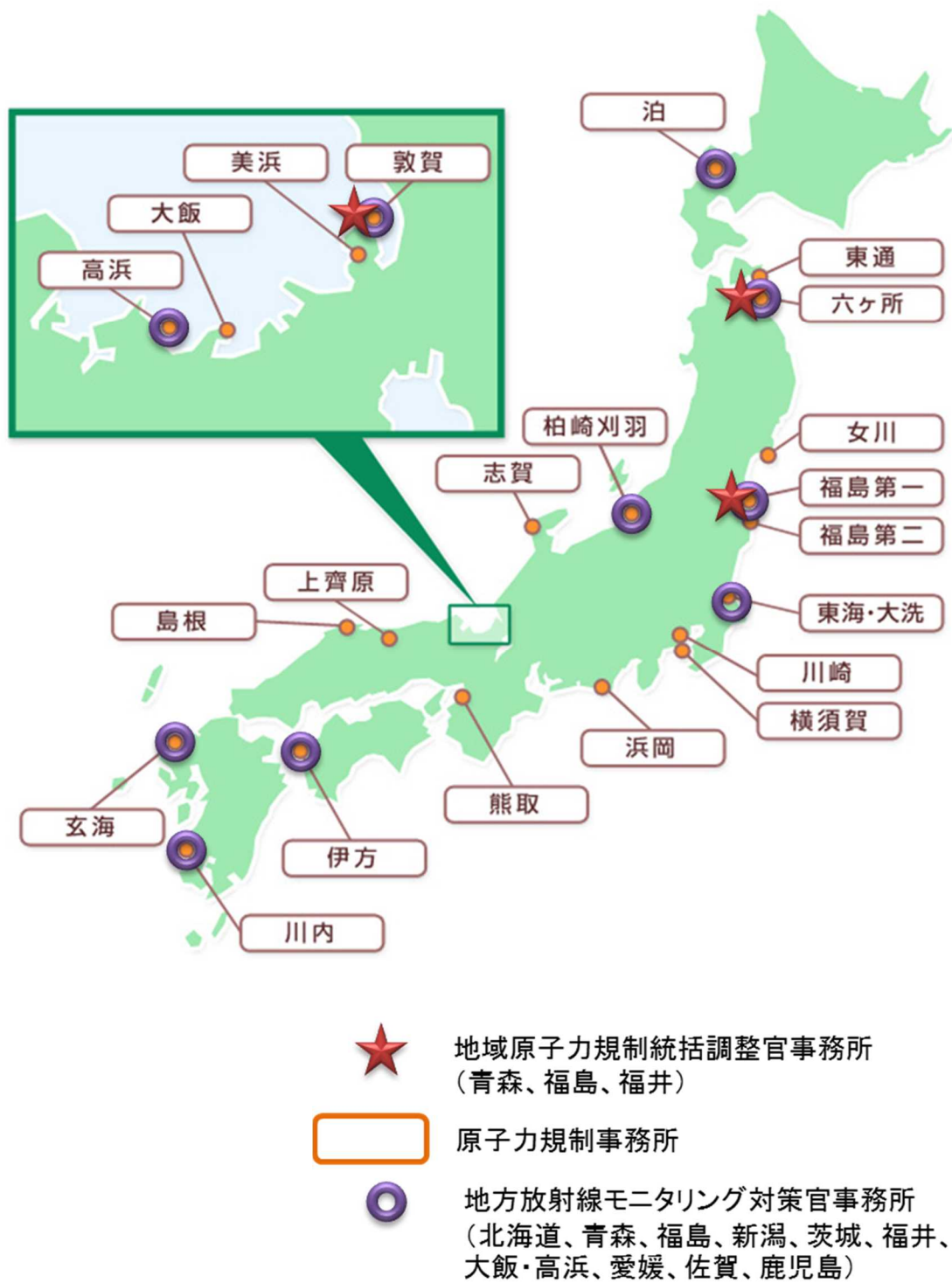


図6 原子力規制委員会の地方組織について

5.原子力規制委員会の組織理念

(平成 25 年 1 月 9 日原子力規制委員会決定)

原子力規制委員会は、2011 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

6. 核セキュリティ文化に関する行動指針

(平成 27 年 1 月 14 日原子力規制委員会決定)

核セキュリティ文化の醸成及び維持は、原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会としては、自らの核セキュリティ文化に醸成のための活動に関する行動指針を明らかにし、その更なる向上に努めることとした。

また、原子力規制委員会は、本指針に基づき行動することにより、我が国の核セキュリティ文化の醸成に寄与していく。

行動指針

1. 脅威に対する認識

核セキュリティ上の脅威は常に存在することを認識し、それに対する防護の重要性を忘れてはならない。

2. 安全との調和

核セキュリティと原子力安全は、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。職員は、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

3. 幹部職員の務め

幹部職員は、核セキュリティを重視する姿勢を率先して示し、核セキュリティ文化の浸透、醸成について検証する必要がある。また、目標設定やそれに伴う評価を通じて、組織の在り方を常に点検しなければならない。

4. 教育と自己研鑽

業務を牽引する有能な職員の育成は組織の義務であり、原子力規制委員会は、核セキュリティに関する教育を適切に実施する。一方、職員は、常に核セキュリティに関する問題意識を持って、自ら進んで研鑽に努めなければならない。

5. 情報の保護と意思疎通

核セキュリティに関する機微な情報の保護に努めつつ、あわせて、我が国の核セキュリティ文化の醸成のために必要な意思疎通は積極的に行うものとする。

7.原子力安全文化に関する宣言

(平成 27 年 5 月 27 日原子力規制委員会決定)

原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。これを認識し、継続して実践することを安全文化といい、安全文化の醸成は原子力に携わる者全ての務めである。

原子力規制委員会は、このことを強く認識し、かつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、安全文化に関する行動指針を明らかにし、それに基づき率先して行動する。

これにより、原子力に携わる者全てに安全文化の重要性を意識付け、我が国の安全文化の醸成に寄与する。

行動指針

1. 安全の最優先

100%の安全はない、重大な事故は起こり得るとの透徹した認識のもと「人と環境を守る」ため、安全が常に最優先されなければならない。

2. リスクの程度を考慮した意思決定

意思決定は、リスクの程度を考慮し、何ものにもとられない独立かつ公平なものでなければならない。また、自らの役割及び権限を明確にし、その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。

3. 安全文化の浸透と維持向上

幹部職員等は、安全を最優先する姿勢と行動を率先して示し、組織に浸透させなければならない。また、安全文化の維持向上のため、組織に安全を軽視する兆候がないか常に心を配り、職員が高い士気を持ち続ける環境を整備しなければならない。

4. 高度な専門性の保持と組織的な学習

安全を支えるものは高度な科学的・技術的専門性であるとの認識のもと、最新の国内外の規制動向、事故・故障事例や安全に係る知見の収集・分析を行い、得られた知見を自らの活動に反映させなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織的な学習を促進しなければならない。

5. コミュニケーションの充実

安全の確保は、職場内の対話と忌たんのない活発な議論を基本としなければならない。幹部職員等は、こうした環境を作り、組織内の議論を活性化させなければならない。また、透明性を高め、信頼を確保するため、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外と十分なコミュニケーションを図らなければならない。

6. 常に問いかける姿勢

職員は、安全上の弱点はないか、更なる向上の余地はないか、慢心することなく、自らに対して「常に問いかける姿勢」を持ち、安全に関する課題を明らかにしなければならない。

7. 厳格かつ慎重な判断と迅速な行動

職員は、安全に関する課題については、生じ得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行い、迅速に行動を採らなければならない。

8. 核セキュリティとの調和

安全と核セキュリティは、それぞれ別個に存在するのではなく、互いに依存し、干渉するものであることを認識する必要がある。安全と核セキュリティに従事する職員は、相互の考え方を尊重し、双方の措置の調和に努め、幹部職員は責任をもって最適な方法を選択しなければならない。

8.原子力規制委員会の開催実績

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

回	月日	審議等事項
1	4. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜発電所 4 号機における発電機自動停止に伴う原子炉自動停止に係る関西電力からの報告に対する評価及び今後の対応について ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（案）等について ・原子力規制人材育成事業の進捗状況について
2	4.13	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）及び学校法人近畿大学原子力研究所の設置変更許可申請書に関する審査書案について ・実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準の一部改正について ・保安検査に活用する安全に係る指標の収集について ・浜岡原子力発電所 5 号機海水流入事象に係る今後の対応について ・核燃料物質等の使用者に対する使用状況調査について ・国際アドバイザーからの意見について ・国際原子力機関（IAEA）・国際原子力安全諮問グループ（INSAG）及び安全基準委員会（CSS）会合の結果概要について
3	4.18	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年熊本地震に関連する原子力施設等の状況について
4	4.20	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則（案）に対する意見募集について
5	4.25	<ul style="list-style-type: none"> ・日本への総合規制評価サービス（IRRS）ミッション報告書について
6	4.27	<ul style="list-style-type: none"> ・北陸電力株式会社志賀原子力発電所敷地内破砕帯の評価について ・核燃料施設等の新規規制基準適合性審査の状況について ・核燃料物質使用者等に対する計画的な立入検査の実施について
7	4.27	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力ホールディングス株式会社における安全性向上に向けた取組について
8	5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人京都大学原子炉実験所（臨界実験装置の変更）の原子炉設置変更承認及び学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更許可について ・東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における G6 タンクエリアへの移送配管からの RO 濃縮水の漏えい事象に係る同社からの報告等に対する評価等について ・平成 27 年度第 4 四半期の保安検査の実施状況について ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 7 回合同審査会の実施状況報告について ・検査制度の見直しに関する検討の進め方について

9	5.18	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人核物質管理センターにおける情報セキュリティ対応の不備について ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質に関する規則等の一部改正並びにそれに伴う意見募集の結果について ・法令に基づく事故故障等の報告を原子力規制委員会へ報告する運用方法の一部変更について ・平成 27 年度原子力規制委員会年次報告について ・国際原子力規制者会議（INRA）及び核セキュリティ国際規制当局者会議等の結果概要について ・国際放射線防護学会（IRPA）会合の結果概要について
10 ※1	5.23	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の許可に係る異議申立て並びに九州電力株式会社川内原子力発電所1号機及び2号機の工事の計画の認可に係る執行停止の申立てに対する決定について
11	5.25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会審査委員の任命について ・「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について」及びそれに対する意見募集の実施について ・三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明申請」（PWR燃料用）に係る型式証明について ・放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討の進め方 ・大規模自然災害発生時等における初動対応体制の強化について ・米国出張報告について
12	6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則の制定について ・核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方の見直しについて ・核燃料物質の使用施設の安全上重要な施設に関する再評価結果について ・原子力規制委員会職員の人材育成に関する取組状況について
13	6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について（関西電力株式会社）
14	6. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更」に対する原子力規制委員会の意見について ・政策評価の結果の政策への反映状況について ・経済財政運営と改革の基本方針 2016 について
15	6.15	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎刈羽原子力発電所 5 号機定期検査中における制御棒 1 本の予期せぬ動作に係る東京電力ホールディングス株式会社からの報告に対する評価について ・試験研究用等原子炉施設への新規制基準の審査を踏まえたグレーデッドアプローチ対応について ・放射性同位元素に対する防護措置について ・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力施設安全委員会（CSNI）会合の結果概要について

16	6.20	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 1 号炉及び 2 号炉の運転期間延長認可及び原子炉施設保安規定変更認可について ・安全研究の評価結果について（中間評価及び年次評価） ・平成 27 年度核物質防護検査等の実施結果について ・平成 27 年度第 4 四半期における専決処理について ・島崎前原子力規制委員会委員長代理との面会の概要について
17 ※2	6.27	<ul style="list-style-type: none"> ・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可について
18	6.29	<ul style="list-style-type: none"> ・不適切なケーブルの敷設に係る各原子力事業者からの報告に対する評価及び今後の対応について ・今後の安全研究の進め方について ・実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方に関する資料の作成について ・米国及びカナダ政府機関等との意見交換等の結果概要について
19	7. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会における安全研究の基本方針について ・実用発電用原子炉施設等における有毒ガス防護に関する規制要求の考え方について
20	7.13	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所の地震動の試算結果について ・内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）のための規則（案）等及び意見募集について ・今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針について ・原子力事業者防災訓練報告会の結果報告 ・大規模自然災害発生時等における情報発信の強化について
21	7.13	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について（北海道電力株式会社）
22	7.20	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の使用者における法令に基づく手続きの不備への対応について ・原子力規制人材育成事業の選考結果について ・島崎前原子力規制委員会委員長代理との面会について
23	7.27	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所の地震動に係る試算の過程等について ・国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に関する審査書案について ・試験研究用等原子炉施設の新規制基準における「多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止」について ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正等、及びそれに伴う意見募集の結果について ・原子力の安全に関する条約の日本国第 7 回国別報告について
24	7.27	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について（中部電力株式会社）
25 ※3	8. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設に係る関西電力株式会社高浜発電所 3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案について
26	8. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設に係る関西電力株式会社高浜発電所 3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて ・関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について ・平成 28 年度第 1 四半期の保安検査の実施状況について ・東海再処理施設に係る今後の対応について

27	8.24	<ul style="list-style-type: none"> ・行政事業レビューの取組に関する外部有識者による講評 ・仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の実施について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の平成 27 年度の業務の実績に関する評価（案）について ・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務の実績に関する評価（案）について ・平成 27 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 28 年度実施施策に係る事前分析表について ・実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方に関する資料の作成について
28	8.24	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について（東北電力株式会社）
29	8.31	<ul style="list-style-type: none"> ・「炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について（案）」に対する意見募集の結果及び今後の検討の進め方等について ・高経年化技術評価に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）について ・法令に基づく事故故障等の報告について
30	9. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・検査制度の見直し及び放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討の進捗状況及び今後の予定について ・核燃料施設等の新規規制基準適合性審査の状況並びにグレーデッドアプローチ対応等に伴う核燃料施設等の基準の解釈の一部改正及び評価ガイド（案）について ・内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）のための規則（案）等の制定について ・特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部改正に関する一部見直しについて ・平成 29 年度原子力規制委員会重点施策 ・日フィンランド規制当局間会合の結果報告 ・第 35 回万国地質学会議（International Geological Congress）（35th IGC）への参加報告について
31 ※4	9.12	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護規定遵守義務違反について ・特定重大事故等対処施設に係る関西電力株式会社高浜発電所 3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案の修正について
32	9.14	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 28 年度原子力総合防災訓練計画」に対する原子力規制委員会の意見について ・我が国における 2015 年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関（IAEA）による「2015 年版保障措置声明」の公表について ・第 4 回日仏規制当局間会合の結果報告

33	9.21	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可について ・国立大学法人京都大学原子炉実験所（研究用原子炉の変更）の試験研究用等原子炉設置変更承認について ・原子力規制委員会防災業務計画の修正及び原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアルの制定について ・福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 28 年 9 月版）（案）について ・安全研究の評価結果について（事前評価及び事後評価）
34	9.21	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について（中国電力株式会社）
35	10. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について ・発電用原子炉設置者 11 社からの発電用原子炉設置変更許可申請書に関する原子力委員会及び経済産業大臣に対する意見聴取について ・環境放射線モニタリング技術検討チームの設置について ・三菱重工業株式会社「型式設計特定容器等の型式指定申請」（BWR 燃料用）に係る型式指定について ・国際原子力機関（IAEA）総会及び国際原子力規制者会議（INRA）・各種二国間会合等の結果概要について
36	10.12	<ul style="list-style-type: none"> ・特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の再見直しに基づく改正について ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会 第 8,9,10 回合同審査会の実施状況報告について ・平成 28 年度第 1 四半期における専決処理について ・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について
37	10.19	<ul style="list-style-type: none"> ・高経年化技術評価に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正、及びそれに伴う意見募集の結果について ・仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の状況等について ・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正等並びにそれらの意見募集等について ・志賀原子力発電所における原子炉建屋内への雨水流入について ・原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ（案）について
38	10.19	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について（北陸電力株式会社）
39 ※5	10.20	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の選考について
40	10.26	<ul style="list-style-type: none"> ・報告徴収命令に基づく国立大学法人東京大学からの報告について ・日本原燃株式会社廃棄物管理施設ガラス固化体貯蔵建屋下部プレナム等における変色部や錆の発生に係る調査状況について（第 2 貯蔵区域の調査結果） ・発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価について

41	11. 2	<ul style="list-style-type: none"> ・検査制度の見直しに関する中間取りまとめ案に対する意見募集の結果について ・発電用原子炉設置者 11 社からの発電用原子炉設置変更許可申請書に関する設置変更許可について ・原子炉安全専門審査会審査委員及び核燃料安全専門審査会審査委員の任命について ・平成 28 年度第 2 四半期の保安検査の実施状況について ・国際原子力機関 (IAEA)・国際原子力安全諮問グループ (INSAG) 会合の結果概要について ・西欧原子力規制者会議 (WENRA) 総会の結果概要について
42	11. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について ・放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ (案) に対する意見募集の結果について ・防潮堤に作用する津波波圧評価に関する安全研究について
43	11.16	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社美浜発電所 3 号炉の運転期間延長認可及び原子炉施設保安規定変更認可について ・志賀原子力発電所における原子炉建屋内への雨水流入に係るこれまでの北陸電力からの報告に対する評価及び今後の対応について ・発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価について ・主要原子力施設設置者 (被規制者) との意見交換について ・原子力施設に係る平成 27 年度放射線管理等報告について
44	11.16	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について (日本原子力発電株式会社)
45	11.22	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力改革・1F 問題委員会について ・仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の結果等について ・規制基準等の見直しに係る課題と対応について ・IRRS 課題「人的組織的要因の考慮」に関する検討状況 ・原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ (案) について
46	11.30	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて ・グレーデッドアプローチ対応等に伴う核燃料施設等の基準の解釈の一部改正及び評価ガイドの制定について ・実用発電炉の EAL の見直しの進め方 ・IAEA Technical Meeting への参加報告について
47	12. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則 (案) について ・平成 28 年度第 2 四半期における専決処理について ・第 9 回日中韓原子力安全上級規制者会合 (TRM) 等の結果概要について

48	12.14	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所（加工施設）における平成 28 年度第 3 回保安検査の実施状況及び今後の対応について ・日本原子力研究開発機構東海再処理施設の廃止に向けた計画等に係る報告に対する評価及び今後の対応等について ・中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号機の中央制御室空調換気ダクトの腐食について ・東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成 28 年 12 月版）（案）について ・経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力施設安全委員会（CSNI）会合等の結果概要について ・国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ国際会議の結果概要について
49	12.14	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等に関する取組について（日本原燃株式会社）
50 ※6	12.19	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所第 1 号機及び第 2 号機の工事の計画の認可に係る異議申立て並びに関西電力株式会社高浜発電所第 3 号機及び第 4 号機の工事の計画の認可に係る異議申立てに対する決定について
51	12.21	<ul style="list-style-type: none"> ・日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける検査記録の管理不備について ・特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則の一部を改正する規則（案）の制定について ・核燃料施設等の新規規制基準適合性審査の状況について ・S クラスに属する施設を有しない試験研究用等原子炉施設に関する「核燃料施設等における新規規制基準の適用の考え方」の見直しについて
52	12.28	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣に対して行った勧告に対する回答について ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案の骨子について ・原子力災害対策指針の改正及びそれに伴う意見募集の実施について ・安全研究の評価結果について（中間評価） ・原子力規制委員会の平成 29 年度予算案及び機構・定員案について
53	1.11	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力改革・1F 問題委員会について ・中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号機中央制御室空調換気系ダクトの腐食に係る類似箇所の点検結果について ・国際原子力機関（IAEA）の国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）フォローアップミッションの受け入れについて
54	1.11	<ul style="list-style-type: none"> ・東海再処理施設の廃止に向けた計画等に関する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長との意見交換
55	1.12	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換 IRRS 指摘事項に対する原子力規制委員会の取組状況の評価・助言について
56	1.18	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所 3 号及び 4 号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について ・高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置への対応について

57	1.25	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正（案）に対する意見募集の結果について ・使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の基準に関する課題と対応について ・発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価に関する事業者回答及び降下火砕物の影響評価に関する検討について
58	1.31	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅの廃止に向けた計画等に関する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長との意見交換
59	2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案について ・高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置に係る研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（案）及び核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置に係る使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則（案）について ・実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正（案）について ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における新たな調査審議事項について ・今後の原子力規制委員会と原子力事業者（経営責任者）との意見交換について ・高浜発電所構内におけるクレーン倒壊による燃料取扱建屋等の損傷について
60	2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号及び 2 号炉の審査書案に対する意見募集の結果等及び発電用原子炉設置変更許可について（案） ・原子炉建屋等の貫通部の調査結果について ・高浜発電所 3 号機における蒸気発生器伝熱管の損傷に係る関西電力からの報告に対する評価及び今後の対応について（案） ・原子力施設におけるトピックスの報告について
61	2.15	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉の燃料体に対する地震の影響の考慮について ・平成 28 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について ・新たな調査審議事項を受けた原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会での今後の対応について ・発電用原子炉施設に対する降下火砕物の影響評価に関する検討について ・使用済燃料輸送・貯蔵兼用乾式キャスク貯蔵の基準に関する課題と対応について ・原子力規制人材育成事業の進捗状況及び平成 29 年度新規採択事業の公募について ・廃棄物埋設に係る放射線防護基準について
62	2.22	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社大飯発電所 3 号及び 4 号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案に対する意見募集等について（案） ・高エネルギーアーク損傷に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則等の一部改正等並びにそれらの意見募集等について（案） ・平成 29 年度 放射線防護分野の安全研究について ・平成 28 年度マネジメントレビュー等について
63 ※7	2.24	核物質防護措置に係る委員会規則の下位の文書の改訂について
64	2.28	東京電力ホールディングス株式会社の適合性審査への取組について

65	3.1	<ul style="list-style-type: none"> ・高速増殖原型炉もんじゅ及び核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方等について ・サイバーセキュリティ対策チームの設置について ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査の実施について ・高浜発電所構内におけるクレーンジブ倒壊に係る関西電力からの報告に対する評価及び今後の対応について ・原子力規制委員会の取組の概要の公表について（案）
66	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋設に係る放射線防護基準について
67 ※8	3.7	<ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案について（案）
68	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・特定重大事故等対処施設に係る九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案） ・株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（加工施設）の核燃料物質の加工事業変更許可申請書に関する審査書案について（案） ・実用発電炉及び核燃料施設等のEALについて ・原子力発電所の新規規制基準適合性審査の状況について ・核燃料施設等の新規規制基準適合性審査の状況について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の中長期計画の変更について
69	3.15	<ul style="list-style-type: none"> ・（国）日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の加工の事業の許可申請の取下げに伴う使用施設等の安全上重要な施設の再評価について ・報告徴収命令に基づく日本原燃株式会社からの報告について ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構もんじゅの敷地内破砕帯の評価について ・原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令案等について ・平成28年度第3四半期における専決処理について
70	3.21	<ul style="list-style-type: none"> ・自主規制組織としてのJANSIの取組について
71 ※9	3.21	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟（前橋地裁）の判決について
72	3.22	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則の制定について ・原子力災害対策指針の改正について ・平成29年度における保安規定の遵守状況等に関する検査の重点方針について（案） ・マネジメントシステム及び政策評価に係る計画の決定等について ・米国出張報告について
73	3.29	<ul style="list-style-type: none"> ・九州電力株式会社玄海原子力発電所1号炉、日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号原子炉、関西電力株式会社美浜発電所1号及び2号発電用原子炉、中国電力株式会社島根原子力発電所1号原子炉の廃止措置計画の認可について（案） ・実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正について（案）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等の計画について ・ 共同研究実施規程の策定について
--	--

- ※1 平成 28 年度第 10 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。
- ※2 平成 28 年度第 17 回は、当該機関における人事選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該機関の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※3 平成 28 年度第 25 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。
- ※4 平成 28 年度第 31 回は、核物質防護に関する情報及び特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。
- ※5 平成 28 年度第 39 回は、当該審議会における審査委員の選考を行うものであり、これらの情報及び審議が公になることにより、個人の権利利益を害するおそれ及び当該審議会の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※6 平成 28 年度第 50 回は、原子力規制委員会が自ら行った処分の適否及び不当について審理するものであり、審理が公になることにより、処分に関与した者からの率直な意見の聴取が妨げられ、その結果、簡易な手続により公正中立な裁断を行うという異議申立て本来の機能が阻害されるおそれ等があることから、会議を公開せずに実施。
- ※7 平成 28 年度第 63 回は、核物質防護に関する情報を取り扱うため、これらの情報及び審議が公になり、原子力施設に対して妨害破壊行為を企図する者に知られることで、公共の安全を害するおそれがあることから、会議を公開せずに実施。
- ※8 平成 28 年度第 67 回は、特定重大事故等対処施設に係る審査内容に関する情報を取り扱うため、セキュリティの観点に配慮し、会議を公開せずに実施。
- ※9 平成 28 年度第 71 回は、原子力規制委員会の所掌事務に関する訴訟の対応方針について扱うものであるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 5 条に定める不開示情報を扱うことから、会議を公開せずに実施。

9.原子力規制委員会における決定事項

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

決定日	委員会決定
4. 6	・高浜発電所4号機における発電機自動停止に伴う原子炉自動停止に係る関西電力からの報告に対する評価及び今後の対応
4.13	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する承認の基準への適合 ・学校法人近畿大学原子力研究所の設置変更許可申請書に関する審査書 ・実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準の一部改正 ・保安検査における指標の収集（指示）
4.20	・高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）
4.27	・核燃料物質使用者等に対する計画的な立入検査の実施
5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更（臨界実験装置の変更）（承認） ・学校法人近畿大学原子力研究所の原子炉設置変更（許可）
5.18	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則 ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の運用について（訓令）の一部改正 ・平成27年度原子力規制委員会年次報告
5.23	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の許可に係る異議申立て並びに九州電力株式会社川内原子力発電所1号機及び2号機の工事の計画の認可に係る執行停止の申立てに対する決定
5.25	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員の任命 ・三菱重工業（株）使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の設計の型式証明 ・放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討の進め方 ・原子力規制委員会防災業務計画の修正
6. 1	・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則
6. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態応急対策等拠点施設の指定の変更に係る意見の聴取（回答） ・政策評価の結果の政策への反映状況
6.15	・柏崎刈羽原子力発電所5号機定期検査中における制御棒1本の予期せぬ動作に係る東京電力ホールディングス株式会社からの報告に対する評価
6.20	<ul style="list-style-type: none"> ・関西電力株式会社高浜発電所運転期間延長認可申請（1号発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可 ・関西電力株式会社高浜発電所運転期間延長認可申請（2号発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可 ・関西電力株式会社高浜発電所保安規定変更認可申請（1号炉及び2号炉の高経年化技術評価等）の認可
6.27	・指定保障措置検査等実施機関の役員の選任の認可
7. 6	・原子力規制委員会における安全研究の基本方針
7.20	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収（国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻）

- 7.27
 - ・国立大学法人京都大学原子炉実験所の設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に関する審査書
 - ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正
 - ・発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドの改定
 - ・原子力の安全に関する条約の日本国第7回国別報告
- 8. 3
 - ・関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
 - ・関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
 - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設の廃止に向けた計画等の検討（指示）
- 8.24
 - ・仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の実施
 - ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の平成27年度における業務の実績に関する評価
 - ・国立研究開発法人放射線医学総合研究所の業務の実績に関する評価
 - ・平成 27 年度実施施策に係る政策評価書及び平成 28 年度実施施策に係る事前分析表
- 8.31
 - ・炉内等廃棄物の埋設に係る規制の考え方について
- 9. 7
 - ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則
 - ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ（2）等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示
 - ・原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド
 - ・特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- 9.12
 - ・核物質防護規定の遵守（嚴重注意）
- 9.14
 - ・平成28年度原子力総合防災訓練計画に関する意見聴取（回答）
- 9.21
 - ・高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
 - ・国立大学法人京都大学原子炉実験所の原子炉設置変更（研究用原子炉の変更）（承認）
 - ・原子力規制委員会防災業務計画の修正
 - ・原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアル
- 10. 5
 - ・美浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号発電用原子炉施設の変更）
 - ・発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉設置変更許可申請書に関する原子力委員会及び経済産業大臣に対する意見聴取
 - ・環境放射線モニタリング技術検討チームの設置
 - ・三菱重工業（株）使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定
- 10.19
 - ・高経年化技術評価に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部改正
- 11. 2
 - ・検査制度の見直しに関する中間取りまとめ
 - ・発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉設置変更許可申請書に関する設置変更許可
 - ・原子炉安全専門審査会審査委員及び核燃料安全専門審査会審査委員の任命
- 11. 9
 - ・九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
 - ・放射性同位元素使用施設等の規制の見直しに関する中間取りまとめ

- 11.16
 - ・関西電力株式会社美浜発電所運転期間延長認可申請（3号発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可
 - ・関西電力株式会社美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（3号炉の高経年化技術評価等）の認可
 - ・北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応（指示）
- 11.22
 - ・原子力規制委員会マネジメントシステムに関する改善ロードマップ
- 11.30
 - ・九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取
 - ・加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部を改正する規則
 - ・使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部を改正する規則
 - ・廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部を改正する規則
 - ・試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部を改正する規則
 - ・核燃料施設等における竜巻・外部火災の影響による損傷の防止に関する影響評価に係る審査ガイド
- 12.14
 - ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収（日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所（加工施設））
- 12.19
 - ・川内原子力発電所第1号機の工事計画の認可処分に係る異議申立てに対する決定
 - ・川内原子力発電所第2号機の工事計画の認可処分に係る異議申立てに対する決定
 - ・高浜発電所第3号機の工事計画認可処分及び高浜発電所第4号機の工事計画認可処分に係る異議申立てに対する決定
- 12.21
 - ・日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応（指示）
 - ・特定核燃料物質の運搬の取決めに係る規則の一部を改正する規則
- 1.18
 - ・玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）
 - ・高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置への対応
- 1.25
 - ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則等の一部改正等
- 2.1
 - ・原子力安全利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律
 - ・原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における新たな調査審議事項等
- 2.8
 - ・川内原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）
 - ・北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応（追加指示）
 - ・高浜発電所3号機における蒸気発生器伝熱管の損傷に係る関西電力からの報告に対する評価及び今後の対応
- 2.22
 - ・関西電力株式会社大飯発電所3号及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書
- 2.24
 - ・内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）に伴う核物質防護措置に係る委員会規則の下位の文書の改訂
 - ・内部脅威対策の強化に伴う核物質防護措置に係る委員会規則の下位の文書の改訂に伴う関係規定の改訂

3.1	<ul style="list-style-type: none"> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領
3.8	<ul style="list-style-type: none"> 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する意見の聴取 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの加工の事業の変更許可申請（意見の聴取）
3.15	<ul style="list-style-type: none"> 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の加工の事業の許可申請の取下げに伴う使用施設等の安全上重要な施設の再評価（指示） 原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令案等
3.22	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則 使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則 原子力災害対策指針の改正 平成27年度実施施策等に係る政策評価の結果の政策への反映状況の決定 原子力規制委員会政策評価基本計画の決定 平成28年度実施施策に関する事後評価等の実施計画の決定 原子力規制委員会第1期中期目標の一部改正 原子力規制委員会平成29年度年度重点計画
3.29	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイドの一部改正

10.事業者との意見交換の開催状況

(1) 安全性向上に関する取組に係る経営責任者との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者
平成28年6月1日	関西電力株式会社
平成28年7月13日	北海道電力株式会社
平成28年7月27日	中部電力株式会社
平成28年8月24日	東北電力株式会社
平成28年9月21日	中国電力株式会社
平成28年10月19日	北陸電力株式会社
平成28年11月16日	日本原子力発電株式会社
平成28年12月14日	日本原燃株式会社

(2) 事業者特有の課題に関する経営責任者との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者	主な意見交換の内容
平成28年4月27日	東京電力ホールディングス株式会社	東京電力ホールディングス株式会社における安全性向上に向けた取組について
平成29年1月11日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	東海再処理施設の廃止に向けた計画等について
平成29年1月31日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅの廃止に向けた計画等について
平成29年2月28日	東京電力ホールディングス株式会社	東京電力ホールディングス株式会社における審査への取組について
平成29年3月21日	一般社団法人原子力安全推進協会（JANSI）	自主規制組織としてのJANSIの取組について

(3) 主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換の開催状況

開催状況	相手方事業者
平成29年1月18日	東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社

1 1. 平成 28 年度における地方公共団体等との面会実績

日程	面会者	規制庁対応者
5 月 18 日	島根県知事 島根県議会議長	長官
5 月 19 日	敦賀市長ほか 27 市町村長・ 20 市町村議会議長（代理を含む）	次長
5 月 24 日	滋賀県副知事	次長
5 月 30 日	愛媛県知事	長官
6 月 2 日	福井県議会議長、静岡県議会議長	長官
6 月 17 日	鳥取県知事	長官
7 月 15 日	島根県知事	長官
7 月 21 日	福井県美浜町長	広報室長 (次長代理)
7 月 27 日	島根県松江市長	次長
8 月 25 日	福井県知事	委員長 長官
11 月 10 日	島根県知事	長官
11 月 18 日	福井県議会議長、静岡県議会議長	長官
11 月 22 日	滋賀県副知事	広報室長 (次長代理)
3 月 6 日	福井県おおい町長	次長

12.原子力規制委員会マネジメント規程に基づく平成28年度内部監査の結果について

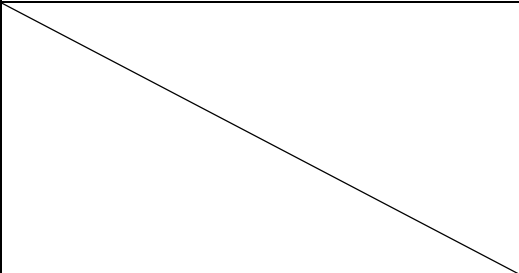
原子力規制委員会マネジメント規程第36条に基づき、平成28年度、6部署に対して内部監査を実施した。

平成28年度内部監査の結果、「要改善事項」に該当するものはなかったが、「改善が望ましい事項」が11件、部・グループの横断的な課題が3件抽出された。このほか、「良好事例」として11件があった。

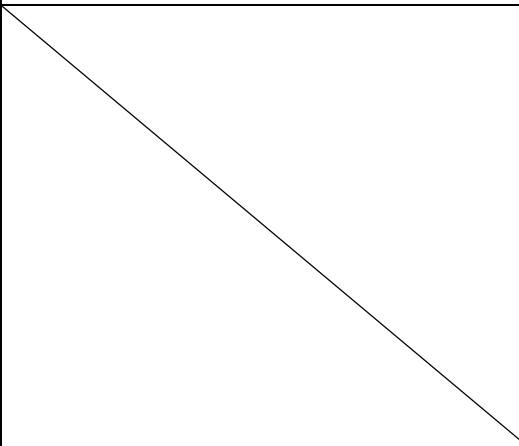
○監査における抽出事項の区分

区分	内容
R：要改善事項 (Recommendation)	マネジメント規程の要改善事項に該当するもの 【要改善事項】 ・法令に違反しているもの又は違反に至るおそれがあるもの ・個別業務要求事項を満たしていないもの ・前各号に掲げるもののほかマネジメント推進責任者が必要と判断するもの
S：改善が望ましい事項 (Suggestion)	業務の有効性及び適切性等を含め、今後の改善が望ましい事項
S'：横断的課題	被監査部署だけでなく、部・グループあるいは全庁的な課題として改善を提案したもの
GP：良好事例 (Good Practice)	被監査部署以外においても参考とすることが望ましい事例

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
長官官房			
総務課 国際室	S1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際関係業務に関する原子力規制庁内の戦略的な体制づくりの検討（情報のプラットフォームの整備、関係者と情報をつなぐハブ機能の強化等）をすべきである。 	<p data-bbox="850 443 1023 477"><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際関係業務について原子力規制庁としてのより戦略的な対応を確保する観点から、規制庁における国際案件への対応状況の情報を集約した上で、国際案件に関する情報・認識を庁内全体で共有するため、一覧性をもって確認できるようにした。 ・ 関係者と情報をつなぐハブ機能を強化し、原子力規制庁として適切かつ適時に国際的要求や反映すべき海外の知見を規制に取り込み、また、原子力安全に係る国際的議論に規制庁の知見や考え方を反映できるように関与していく観点から、国際会議等の結果のフォローアップの強化のための庁内のマネジメントシステムを明確化した。 ・ 国際室と庁内関係者の連携を強化するため、国際室の担う業務と、関係各部・グループ等の担う業務との分担を明確化した。 <p data-bbox="850 1709 1054 1742"><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、これらの仕組みが適切に運用されるよう、国際室を中心に庁全体として取り組んでいく。

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
	S2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間対話における議題の提案・取りまとめに関する運営管理や海外向けの情報発信等の慣例としている業務のプロセスを再確認すべきである。 	<p><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二国間対話の場を庁としてより戦略的に活用できるよう、議題の提案・取りまとめにおいて庁内における業務プロセスを再確認した上で、直近の課題に合わせた柔軟な二国間対話の場の設定（炭素偏析に関する議題を仏との二国間対話に追加）を進めている。 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外向けの情報発信について、福島第一原子力発電所近傍の海洋モニタリング情報の発信に関する庁内業務プロセスを再確認した。また、英文プレスリリース等を行う資料の選定方針について、今後改めて整理を行う予定。
	GP	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若手職員の国際会議への参加奨励 ・ 体系的なマニュアル整備の取組 ・ 効果的な情報共有 	

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
技術基盤グループ			
安全技術 管理官 (システム安全担 当) 付	S3	<ul style="list-style-type: none"> 学会等での重点的に収集すべき知見を特定する明確化などより、規制基準への反映等を念頭に置いた最新知見等の収集、新規安全研究プロジェクトの提案を検討すべきである。 	<p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 学会等のプログラムの詳細が明らかになった時点で、報告される情報を課内で共有し、情報収集を行う発表等を特定する。必要に応じて調査を分担するなどの参加者への意識付けを行い、組織的に最新知見等を収集し、「技術基盤グループ最新知見等の反映プログラム」に基づき、新規の安全研究プロジェクトの提案や基準の見直しの検討等に活用していく。
	S4	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的な人員育成・確保の方針を定め、研究職員の専門分野多様化による中長期にわたる研究実施体制の整備をすべきである。 	<p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 中長期的な力量管理計画を定め、国内外の研究機関への派遣等の手段により個々の研究職員の専門性の深化を図るとともに、関連性の高い専門分野における研究にも参加できる体制を整備することにより、多様な研究に対応できる人材の育成・確保を進めていく。

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
	GP	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術基盤グループ各安全技術管理官付に対して安全研究面でのイニシアティブを發揮 ・ 技術参与が各担当班ごとに技術伝承のためのテキストを作成 	
安全技術 管理官 (シビア アクシデ ント担 当) 付	S5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制基準への反映等を念頭に置いた最新知見等の収集、新規安全研究プロジェクトの提案を検討すべきである。 	<p>＜今後の予定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故対策、確率論的リスク評価等に関して、規制への活用に結びつく可能性のある最新知見を収集する。得られた最新知見は課内会議により組織的に共有し、詳細な検討が必要なものを特定する。特定された最新知見については、課内で検討体制を構築するなどして詳細な調査等を行い、新規の安全研究プロジェクト等の提案や基準の見直しの検討等に活用していく。

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
	S6	<ul style="list-style-type: none"> 安全研究へ反映させるため、被規制者情報（安全性向上評価等）の把握プロセスを明確化すべきである。 	<p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 技術基盤グループが定期的に行っている電気事業連合会との打合せを活用し、被規制者情報の把握に努めていく。さらに、原子力規制部が事業者と行う安全性向上評価（確率論的リスク評価）に関わる面談については、引き続き同席し、事業者の動向等の把握を行っていく。
	S7	<ul style="list-style-type: none"> 放射線防護グループとのコミュニケーション・プロセス（定期的な打ち合わせなど）を明確にすべきである。 	<p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 安全研究上の関わりがある原子力災害対策・核物質防護課担当班と引き続き密接な連携の下に業務を進めていく。なお、定期的な打合せ等のあり方については、今後検討していく。
	GP	<ul style="list-style-type: none"> 教育的配慮による新規採用職員の課内ローテーション 技術参与が各担当班ごとに技術伝承のためのテキストを作成 	
<p><横断的課題> 技術基盤グループ全体の課題として、技術</p>	S'1	<ul style="list-style-type: none"> 技術情報検討会の活用などにより、原子力規制庁内関係課室等との研究内容等の調整プロセスを定着させることが重要である。 	<p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 安全研究の計画策定・評価の際の規制部門との調整プロセスを具体的に定めており、今後着実に実施されるよう定着を図る。

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
基盤課に 対して提 案	S'2	<ul style="list-style-type: none"> 職員が学会等へ積極的に参加するためのルール整備が課題である。 	<p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員が学会に参画し積極的に議論を行うことが可能となるよう参画ルール（特に規制に関連しない議論の範囲など）を内規として整備する。
放射線防護グループ			
放射線対 策・保障 措置課保 障措置室	S8	<ul style="list-style-type: none"> 核物質計量管理報告業務を委託している「公益財団法人核物質管理センター」に対して、業務プロセスのチェック等により指導・監督の仕組みを強化すべきである。 	<p><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 核物質管理センターに対し、業務プロセスを整理するよう指導を行っており、現在同センターでは外部専門家の支援も受けながら整理を進めている。 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度中には、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施及び情報処理機関に対する報告徴収等の権限により、同センターに対して立入検査を実施し、整理された業務プロセスに基づく業務品質の向上方策等につき確認を行う予定。 翌年度以降も継続的に業務品質の向上の取組状況につき確認を行い、必要な指導を継続する。
	GP	<ul style="list-style-type: none"> 詳細な業務分担表による効果的な資源配分と力量向上 	

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
原子力規制部			
安全規制 管理官 (BWR 担当) 付	S9	<ul style="list-style-type: none"> BWR 審査に関する特有の課題を踏まえ、「審査の視点及び確認事項」を作成するとともに、「審査業務マニュアル」の作成を図り、経験・ノウハウの文書化を行うべきである。 	<p><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> BWR 審査の進捗状況を踏まえ、「審査の視点及び確認事項」を作成しているところ。 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、IRRISにおいて明らかになった課題を踏まえ、「審査業務マニュアル」を作成しているところであり、年度内を目途に策定する予定。また、マニュアルの策定後においても、必要な文書の追加、作成を行っていく。
	S10	<ul style="list-style-type: none"> 審査状況の変化に応じて審査チーム体制の見直しを図ることが望ましい。 	<p><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 審査の状況を踏まえ、本年1月にBWRプラントの審査チームを1チームから2チームへ拡充した。今後も必要に応じ、適宜審査チームの体制を見直していく。
	GP	<ul style="list-style-type: none"> 東京電力福島第一発電所事故分析データの国内及び海外への発信 審査チーム内における忌憚のない意見交換 	/
<横断的 課題> 原子力 規制部全 体の課題 として、 原子力規 制企画課 に対して 提案	S'3	<ul style="list-style-type: none"> 被規制者とのコミュニケーションについて、審査の現場で蓄積してきた努力や工夫をマニュアル化することが課題。 	<p><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、適合性審査が比較的進んでいる原子力発電所の審査業務マニュアルに関して、今年度内を目処に策定するべく作業を進めている。 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> その他の施設についても、原子力発電所のマニュアルを参考に作業を進めているところ。

被監査 部署	抽出 区分	監査結果の概要	改善状況・今後の予定
原子力安全人材育成センター			
管理課	S11	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成センターの全役職員に加え、海外を含めた研修生や研修講師等の避難誘導に関する配慮を検討することを推奨する。 	<p><改善状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 「人材育成センター自衛消防隊の編制と任務」に、誘導の対象として海外研修生等を明記した。 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時に備えて海外研修生を誘導する英語の案内を作成し、来訪時に周知する予定。
	GP	<ul style="list-style-type: none"> 業務上のリスクを考慮したマニュアルの作成 	

13.平成 28 年度における異議申立て等の対応実績

	異議申立て等	決定日	決定内容
1	高浜発電所 3、4 号機の設置変更許可処分に係る異議申立て	平成 28 年 5 月 23 日	棄却
2	高浜発電所 3、4 号機の設置変更許可処分に係る異議申立て	平成 28 年 5 月 23 日	棄却
3	高浜発電所 3、4 号機の設置変更許可処分に係る異議申立て	平成 28 年 5 月 23 日	棄却
4	川内原子力発電所 1 号機の工事計画認可処分に係る異議申立て	平成 28 年 12 月 19 日	棄却
5	川内原子力発電所 1 号機の工事計画認可処分に係る異議申立て及び執行停止の申立て	平成 28 年 5 月 23 日 平成 28 年 12 月 19 日	執行不停止 棄却
6	川内原子力発電所 2 号機の工事計画認可処分に係る異議申立て及び執行停止の申立て	平成 28 年 5 月 23 日 平成 28 年 12 月 19 日	執行不停止 棄却
7	高浜発電所 4 号機の工事計画認可処分に係る異議申立て	平成 28 年 12 月 19 日	却下
8	高浜発電所 3、4 号機の工事計画認可処分に係る異議申立て及び執行停止の申立て	平成 28 年 12 月 19 日 同日	執行不停止 却下

第2 原子力安全に関する各種国際条約の実施等（第1章第3節関係）

原子力規制委員会は、関連条約への対応、IAEA安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際機関との連携や諸外国規制機関との協力を進め、我が国の原子力規制の継続的改善及び国際社会における原子力安全向上への貢献につなげることをしている。

1. 原子力安全に関する各種国際条約の実施等

(1) 原子力の安全に関する条約（原子力安全条約）

本条約は、原子力発電所を対象とした条約であり、原子力の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、原子力施設における放射線防護の確立・維持、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和等を目的としている。原子力規制委員会は、本条約に基づき、3年ごとに、①国別報告の作成、②締約国間のピア・レビューの実施及び③締約国会合（検討会合）への参加などの活動（いわゆる条約プロセス）を行っている。

（原子力安全条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成25年8月	日本国第6回国別報告書の提出
平成26年3月～4月	原子力安全条約第6回締約国会合（参加者：大島委員他）
平成28年8月	日本国第7回国別報告書の提出
平成29年3月～4月	原子力安全条約第7回締約国会合（参加者：伴委員他）

(2) 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約（合同条約）

本条約は、原子力発電所、研究用原子炉等の使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に関する条約である。使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成し維持することを目指し、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の全ての段階における放射線防護の確保、放射線による影響を伴う事故の防止、事故が発生した場合におけるその影響の緩和を目的としている。原子力規制委員会は、関係機関（外務省、経済産業省等）とともに本条約に定められた国別報告の作成に加え、締結国間の国別報告書のピア・レビュー等を行っている。

（合同条約の下での主な活動実績）

時期	概要
平成26年10月	日本国第5回国別報告書の提出
平成27年5月	合同条約第5回締約国会合（参加者：田中知委員他）

(3) 原子力事故の早期通報に関する条約（早期通報条約）及び原子力の事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約（援助条約）

早期通報条約は、国境を越えて放射線影響を及ぼす原子力事故の情報を、影響を受ける国及び IAEA に通報する枠組みであり、援助条約は、原子力事故及び放射線緊急事態への援助に関する国際協力についての枠組みである。

早期通報条約及び援助条約の締約国会合（権限当局会合）は 2 年ごとに開催され、直近では、平成 28 年 6 月に締約国会合が開催され、外務省とともに原子力規制庁職員も参加した。

(4) 核物質の防護に関する条約（核物質防護条約）及び同条約の改正、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約（核テロリズム防止条約）

核物質防護条約では、締約国に対し、国際輸送中の核物質についての防護措置を義務付けており、国際輸送中の核物質を不法な取得及び使用から守ることを求めている。平成 28 年 5 月に本条約の改正が発効し、条約に基づく防護の義務の対象が、平和的目的に使用される核物質の国内における使用、貯蔵および輸送並びに原子力施設に拡大された。

この条約に関連して、平成 28 年 11 月 30 日から 12 月 2 日にかけて IAEA において条約締約国の関係当局による技術会合が開催され、原子力規制庁職員が参加した。同会議では、核物質防護条約の改正の発効後の運用について、条約締約国間の情報交換が行われた。

また、核テロリズム防止条約は、核によるテロリズム行為が重大な結果をもたらすこと及び国際の平和と安全に対する脅威であることを踏まえ、核によるテロリズム行為の防止並びに同行為の容疑者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を採るための国際協力を強化することを目的としたものである。原子力規制委員会は、我が国が締約している本条約の実施に関わっている。

2. 国際機関等の下での連携

(1) 国際原子力機関（IAEA）

原子力の平和利用を進めることを目的に、国連主導の下に 1957 年に設立された国際機関（加盟国 168 カ国（平成 28 年 2 月時点））。ウィーンに天野事務局長を長とした事務局を定め、総会（年 1 回開催）等が開催される。（我が国は、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）を政府代表として、原子力規制委員長を含む政府代表団が参加。）

IAEA の原子力安全分野の活動は多岐にわたっており、IAEA 安全基準の策

定・見直し、緊急時対策・放射線防護・核物質防護に関する活動、原子力規制の向上を図るための国際協力活動等の取組が行われている。

常設委員会である安全基準委員会（CSS:Commission on Safety Standards。我が国は更田原子力規制委員が同委員会の委員を務めている。）では、安全基準文書の検討が行われており、原子力規制委員会も CSS 及び下部委員会の活動等に積極的に参画している。

また、IAEA の常設の諮問会議である国際原子力安全諮問グループ（INSAG:International Nuclear Safety Group。更田原子力規制委員が同グループの委員。）、核セキュリティ諮問グループ（AdSec:Advisory Group on Nuclear Security。田中知原子力規制委員が同グループの委員）、原子力応用諮問委員会（SAGNA:Standing Advisory Group on Nuclear Applications。中村参事が同委員会の委員）などに参画し、国際的な専門家として IAEA を通じた国際貢献を行っている。

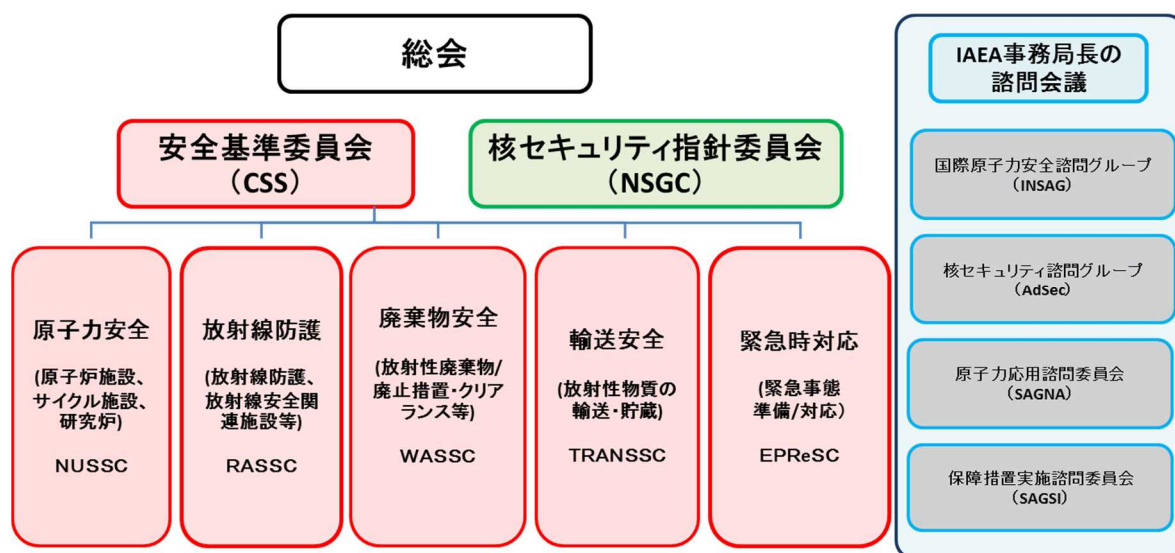


図7 原子力規制委員会が関係する主な IAEA の委員会等

また、IAEA の下での規制機関間の協力枠組みである規制協力フォーラム（RCF:Regulatory Cooperation Forum。総会、運営委員会及びサポートミーティング（それぞれ年1回）等が開催。）やアジア地域の原子力施設の安全向上のための協力枠組みであるアジア原子力安全ネットワーク（ANSN:Asia Nuclear Safety Network。運営会議（年2回）及び自己評価調整グループ（SACG:Self-Assessment Coordination Group）（年2回程度）等が開催。我が国は運営会議の副議長及び SACG の議長・副議長を務めている。）を通じた世界全体の原子力

安全の向上の取組に積極的に参画・貢献しているほか、IAEA の共同プロジェクトを通じた技術情報の収集や知見の共有に取り組んでいる。

(原子力規制委員会が参画する主な IAEA 共同プロジェクト)

プロジェクト名等	概要
ISSC-EBP	外的事象に係る IAEA 安全基準の詳細ガイドの整備を行う。
FUMAC	LOCA 時の燃料挙動モデルの検討を行う。
IGALL	軽水炉・重水炉の安全上重要なシステム・構造物・機器について、長期運転のための経年劣化管理に関する技術基盤及び実用的なガイドダンスを策定する。
IAEA との海洋モニタリングに関する協力プロジェクト	福島県沿岸海域で実施している海洋モニタリングについて、IAEA と共同試料採取等を行い、その手法の評価及び分析結果の相互比較を行う。

さらに、IAEA は、加盟国の求めに応じ、原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について総合的に評価するレビューである IRRS をはじめとするピア・レビューを実施している。原子力規制委員会は平成 28 年 1 月に IRRS ミッションを、また平成 27 年 2 月に核セキュリティ対策の実施状況のレビューを行う IPPAS ミッションを受け入れた。

(2) 経済協力開発機構／原子力機関 (OECD/NEA)

1958 年に発足。パリに本拠を置き、その活動は運営委員会 (年 2 回開催) において審議される (加盟国 31 カ国 (平成 29 年 1 月現在)、マグウッド事務局長)。原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる OECD/NEA の特長を活かし、原子力事故の防止・緩和等に関する議論・活動 (福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた OECD/NEA 加盟国の規制取組状況共有、共同安全研究等) などが行われている。

常設委員会のうち原子力規制活動委員会 (CNRA)、原子力施設安全委員会 (CSNI。平成 28 年 6 月の会合から更田原子力規制委員が議長を務めている。)、放射線防護・公衆衛生委員会 (CRPPH)、放射性廃棄物管理委員会 (RWMC) 及びその下のワーキンググループ等において、原子力安全に関する様々な検討がなされており、原子力規制委員会も積極的に参画している。



図8 原子力規制委員会が関係する主な OECD/NEA の委員会等

また、OECD/NEA の下での様々な共同プロジェクトに参加し、先進国の最新の技術情報の収集や技術の高度化への貢献を行っている。

(原子力規制委員会が参加する主な OECD/NEA 共同プロジェクト)

プロジェクト名等	概要
MDEP/PG	新型炉の設計評価、規格基準、検査等について多国間で議論を行い、新型炉の安全規制に関する規制経験の共有等を目的としたプログラムである。
HEAF	高エネルギーアーク損傷 (HEAF : High Energy Arcing Fault) の発生及び進展のメカニズムを解明するための試験を実施する。
BSAF	東京電力福島第一原子力発電所事故の原因、環境への放射性物質放出に至った要因・経路等の分析及び事故進展解析コードを用いた SA 現象のベンチマーク解析を行う。
HYMERES	重大事故時に格納容器内で発生する水素の挙動に関する試験、解析等を行う。

(3) 国際原子力規制者会議 (INRA)

主要原子力利用先進国（日、米、仏、英、ドイツ、カナダ、スウェーデン、スペイン、韓国）の規制機関のトップが、自由かつ率直にその時々課題について意見交換する場として、年2回開催。

(INRA への参加実績)

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 25 年 5 月	田中委員長、更田委員
平成 25 年 9 月	田中委員長
平成 26 年 4 月	田中委員長
平成 26 年 9 月	田中委員長
平成 27 年 5 月	田中委員長
平成 27 年 9 月	安井技術総括審議官
平成 28 年 5 月	田中（知）委員
平成 28 年 9 月	田中委員長

(4) 西欧原子力規制者会議 (WENRA)

WENRA は、欧州各国の規制機関の長により構成される会議体であり、ヨーロッパ域内の原子力安全情報の共有促進、ヨーロッパの原子力安全規制機関の長とのネットワークとして機能することが目的（加盟国 18 か国、オブザーバー国 11 か国（平成 28 年 10 月現在））。年 2 回、春と秋に総会が開催される。原子力規制委員会は、平成 28 年 10 月より正式にオブザーバー参加している。

(WENRA への参加実績)

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 28 年 4 月	清水長官
平成 28 年 10 月	伴委員
平成 29 年 4 月	伴委員

(5) 日中韓上級規制者会合 (TRM)

平成 20 年度から中国環境保護部・国家核安全局(MEP/NNSA)、韓国原子力安全セキュリティ委員会(NSSC)との間で日中韓上級規制者会合を年 1 回、議長持ち回りで開催している。また、TRM の下での 3 つのワーキンググループ（情報交換ワーキンググループ、緊急時対応ワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループ）において情報交換等を行っている。その他、より技術的内容を取

り扱う専門家会合である TRM Plus について、平成 25 年度から TRM 会合と合わせて毎年開催している。

(TRM の開催・参加実績)

時期	原子力規制委員会からの主な参加者
平成 24 年 11 月	大島委員
平成 25 年 11 月	大島委員
平成 26 年 9 月	田中委員長、大島委員
平成 27 年 10 月	伴委員
平成 28 年 11 月	清水長官

3. 二国間協力について

原子力規制委員会は、下記 12 カ国（13 機関）と協力実施や規制情報交換に関する取決め・覚書を取り交わし、米国原子力規制委員会（NRC。年 2 回の二国間会合（ステアリングコミッティー）や特定のテーマに関する情報交換等を実施。）や仏国原子力安全規制機関（ASN。年 1 回の二国間会合（規制当局間会合）や特定のテーマに関する情報交換等を実施。）をはじめとする海外規制機関との情報・意見交換を実施している。

（原子力規制委員会と二国間の協力実施等に関する取決め・覚書を取り交わしている機関（平成 28 年度 3 月末時点））

- ・ 米国原子力規制委員会（NRC : Nuclear Regulatory Commission）
- ・ 米国エネルギー省（DOE）
- ・ 仏国原子力安全規制機関（ASN）
- ・ ロシア原子力規制機関（RTN）
- ・ カナダ原子力安全委員会（CNSC）
- ・ 英国原子力規制機関（ONR）
- ・ スウェーデン放射線安全機関（SSM）
- ・ 独国連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省（BMUB）
- ・ スペイン原子力安全委員会（CSN）
- ・ フィンランド放射線・原子力安全庁（STUK）
- ・ リトアニア原子力安全検査規制当局（VATESI）
- ・ トルコ原子力庁（TAEK）
- ・ ベトナム原子力・放射線安全庁（VARANS）

第3 原子炉施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施関係資料（第2章関係）

1. 実用発電用原子炉の申請・許認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
北海道電力(株)	泊発電所 (1・2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	5	2	—
	泊発電所 (3号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	8	3	—
	◆泊発電所 (3号炉)	設置変更 平成27年12月18日	—	—	—
東北電力(株)	女川原子力発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年12月27日	20	1	—
	東通原子力発電所 (1号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年6月10日	6	1	—
東京電力ホールディングス(株)	柏崎刈羽原子力発電所 (6・7号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年9月27日	37	2	—
	◆柏崎刈羽原子力発電所 (1・6・7号炉)	設置変更 平成26年12月15日	—	—	—

中部電力 (株)	浜岡原子力発電所 (3号炉)	設置変更 平成27年6月16日	4	1	—
	浜岡原子力発電所 (4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年2月14日 平成27年1月26日 (※1)	10	1	—
北陸電力 (株)	志賀原子力発電所 (2号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年8月12日	2	—	—
関西電力 (株)	大飯発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	4	—	—
	高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成25年7月8日	—	—	設置変更許可 平成27年2月12日 工事計画認可(3号炉) 平成27年8月4日 工事計画認可(4号炉) 平成27年10月9日 保安規定変更認可 平成27年10月9日
	◆高浜発電所 (3・4号炉)	設置変更 平成26年12月25日	3	—	設置変更許可 平成28年9月21日
	高浜発電所 (1・2(3・4)号炉)	設置変更 平成27年3月17日 工事計画 平成27年7月3日	2	—	設置変更許可 平成28年4月20日 工事計画認可 (1,2号炉) 平成28年6月10日

関西電力 (株)	◆高浜発電所 (1・2 (3・4) 号炉)	設置変更 平成 28 年 12 月 22 日	2	-	-
	美浜発電所 (3 号炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 17 日 工事計画 平成 27 年 11 月 26 日	13	-	設置変更許可 平成 28 年 10 月 5 日 工事計画認可 平成 28 年 10 月 26 日
中国電力 (株)	島根原子力発電 所 (2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 12 月 25 日	11	-	-
	◆島根原子力発 電所 (2 号炉)	設置変更 平成 28 年 7 月 4 日	1	-	-
四国電力 (株)	伊方発電所 (3 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	-	1	設置変更許可 平成 27 年 7 月 15 日 工事計画認可 平成 28 年 3 月 23 日 保安規定変更認可 平成 28 年 4 月 19 日
	◆伊方発電所 (3 号炉)	設置変更 平成 28 年 1 月 14 日	4	-	-
九州電力 (株)	玄海原子力発電 所 (3・4 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 12 日	12	1	設置変更許可 平成 29 年 1 月 18 日
	川内原子力発電 所 (1・2 号炉)	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成 25 年 7 月 8 日	4	-	設置変更許可 平成 26 年 9 月 10 日 工事計画認可 (1 号炉) 平成 27 年 3 月 18 日 工事計画認可 (2 号炉) 平成 27 年 5 月 22 日 保安規定変更認可 平成 27 年 5 月 27 日

九州電力 (株)	◆川内原子力発電所 (1・2号炉)	設置変更 平成27年12月17日	12	2	—
日本原子 力発電 (株)	東海第二発電所	設置変更 工事計画 保安規定変更 平成26年5月20日	23	2	—
	敦賀発電所 (2号炉)	設置変更 保安規定変更 平成27年11月5日	—	—	—
電源開発 (株)	大間原子力発電 所(※2)	設置変更 工事計画 平成26年12月16日	5	—	—

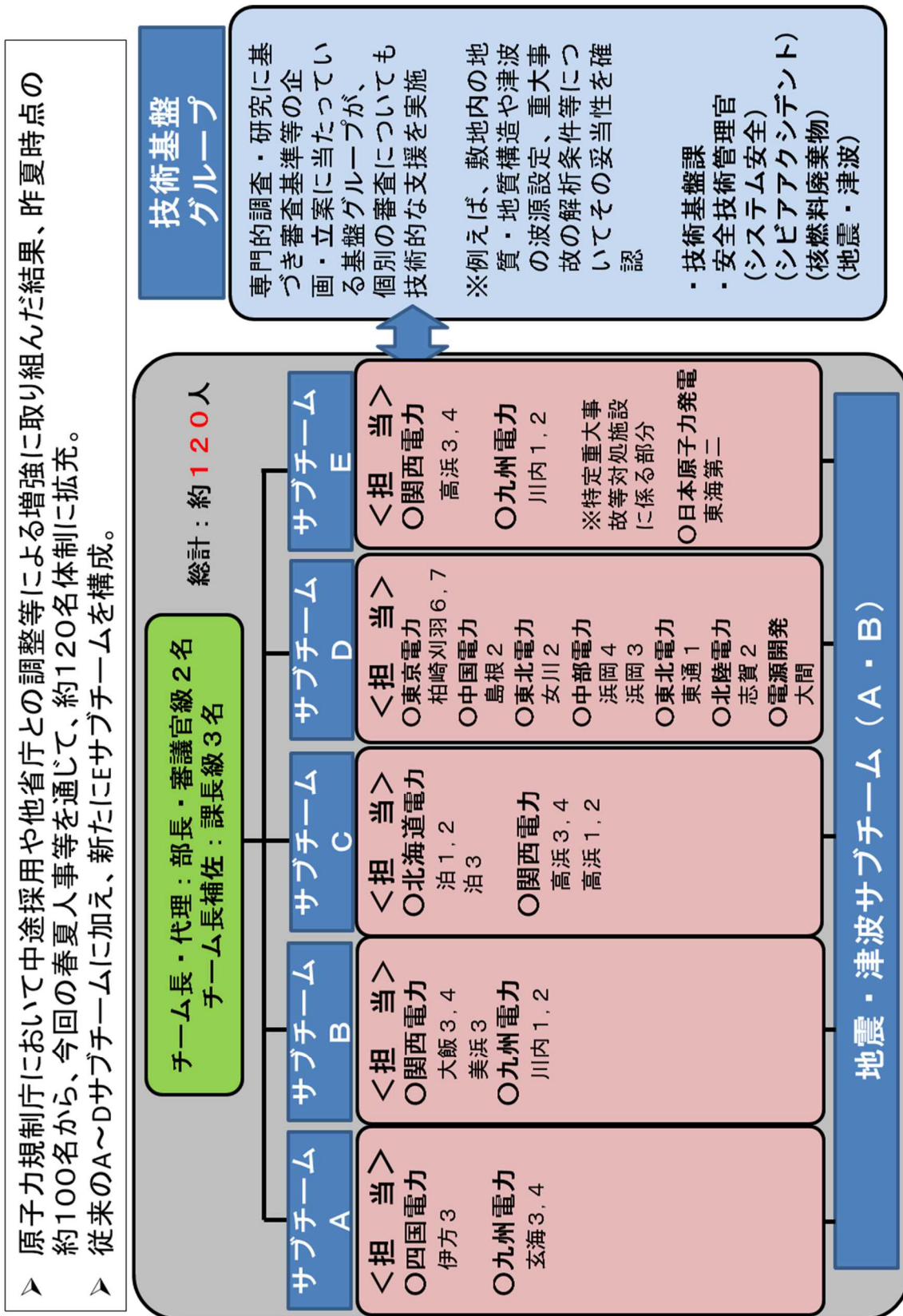
- ・1度の審査会合で、複数の案件の審査を行うことがある。
- ・審査会合の回数は、原子力規制委員会委員が原則として出席するものを記載。
- ・現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。
- ・審査会合及び現地調査の回数は、平成28年度に実施した回数を記載している。

◆：特定重大事故等対処施設に係る申請

※1：平成26年2月14日付けで申請された発電用原子炉設置変更許可申請書について、使用済燃料乾式貯蔵施設を追加するため、平成27年1月26日付けで取下げ及び再申請がなされた。

※2：本申請には、特定重大事故等対処施設に関する内容が含まれている。

2. 原子力発電所の新規制基準適合性審査に係る審査の体制について



3.主な原子力施設の検査状況

(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

北海道電力株式会社 泊発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第 1 号機	平成 23 年 4 月 22 日～(実施中)	
	第 2 号機	平成 23 年 8 月 26 日～(実施中)	
	第 3 号機	平成 24 年 5 月 5 日～(実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 28 年 5 月 30 日～6 月 10 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 28 年 8 月 26 日～9 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 28 年 11 月 28 日～12 月 9 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 29 年 2 月 27 日～3 月 10 日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 東通原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第 1 号機	平成 23 年 2 月 6 日～(実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 28 年 6 月 6 日～6 月 17 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 28 年 8 月 29 日～9 月 9 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 28 年 11 月 28 日～12 月 9 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 29 年 2 月 27 日～3 月 10 日	検査結果取りまとめ中。

東北電力株式会社 女川原子力発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設	実施期間	結果 / 特記事項	
定期検査	第 1 号機	平成 23 年 9 月 10 日～(実施中)	
	第 2 号機	平成 22 年 11 月 6 日～(実施中)	
	第 3 号機	平成 23 年 9 月 10 日～(実施中)	
保安検査	第 1 回	平成 28 年 5 月 30 日～6 月 10 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回	平成 28 年 8 月 24 日～9 月 13 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回	平成 28 年 11 月 24 日～12 月 8 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回	平成 29 年 2 月 27 日～3 月 10 日	検査結果取りまとめ中。
その他	・保安検査期間外の 6 月 29 日、発電所においてケーブル等が設計上の要求と異なる状態であった事案について、保安規定の第 3 条（品質保証計画）の履行が十分でないと判断し、保安規定違反（違反 2）に該当すると判断した。		

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中。電気事業法に基づき、第1号機～第4号機は平成24年4月19日付け、第5号機及び第6号機は平成26年1月31日付けで廃止。平成24年11月7日に「特定原子力施設」に指定。同12月7日に「実施計画」を受領。平成25年8月14日に「特定原子力施設に係る実施計画」を認可。

施設		実施期間	結果 / 特記事項
定期検査	第5号機	平成23年 1月 3日 ～ (実施中)	
	第6号機	平成22年 8月 14日 ～ (実施中)	

		実施期間	結果 / 特記事項
実施計画に定める発電用原子炉施設の使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期的に、当該発電用原子炉施設の性能について行う検査	施設定期検査		検査結果：良
		平成28年 8月 9日～12月6日	
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	第1回	平成28年 5月25日～6月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年 8月25日～9月7日	実施計画違反（監視）を確認。
	第3回	平成28年 11月24日～12月7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年 3月2日～3月15日	検査結果取りまとめ中。

事故・故障等	・保安検査期間外においても実施計画違反（監視）を確認した。
--------	-------------------------------

東京電力ホールディングス株式会社 **福島第二原子力発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	第1～4号機については、東日本大震災の影響により検査実施が困難な状況にあるため、検査開始時期が「未定」となっている（法に基づく定期検査実施時期変更承認済）。	
	第2号機		
	第3号機		
	第4号機		
保安検査	第1回	平成28年 6月 6日～6月 17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年 9月 1日～9月 21日	保安規定違反（監視）を確認。
	第3回	平成28年 12月 5日～12月 16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年 2月 22日～3月 7日	検査結果取りまとめ中。

その他

・保安検査期間外の6月29日、発電所においてケーブル等が設計上の要求と異なる状態であった事案について、保安規定の第3条（品質保証計画）の履行が十分でないと判断し、保安規定違反（違反2）に該当すると判断した。

東京電力ホールディングス株式会社 **柏崎刈羽原子力発電所**

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成23年 8月 6日～（実施中）	
	第2号機	平成19年 2月 19日～（実施中）	第2～4号機は、平成19年新潟県中越沖地震による影響に対する健全性評価が実施されている。
	第3号機	平成19年 9月 19日～（実施中）	
	第4号機	平成20年 2月 11日～（実施中）	
	第5号機	平成24年 1月 25日～（実施中）	
	第6号機	平成24年 3月 26日～（実施中）	
第7号機	平成23年 8月 23日～（実施中）		
保安検査	第1回	平成28年 5月 30日～6月 10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年 9月 5日～9月 16日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
		平成28年 7月 29日～9月 13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年 11月 28日～12月 15日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第5号機）		
		平成28年 7月 8日～12月 7日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第7号機）		
		平成28年 10月 3日～10月 24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第6号機）		
		平成28年 10月 25日～11月 10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年 2月 20日～3月 3日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海発電所			
廃止措置中（原子炉領域以外の撤去中）			
保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1回	平成28年 5月16日～5月20日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年 8月1日～8月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年 11月14日～11月18日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年 2月6日～2月10日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 東海第二発電所			
対象期間において、全ての原子炉が停止中			
施設 定期検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
		平成23年 5月21日～（実施中）	
	第1回	平成28年 5月30日～6月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年 8月29日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年 11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年 2月20日～3月3日	検査結果取りまとめ中。

中部電力株式会社 浜岡原子力発電所			
第1、2号機については、廃止措置中（原子炉領域周辺設備解体撤去期間中）。対象期間において、第3～5号機は停止中。			
（第1、2号機（廃止措置中））			
保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第1回	平成28年 8月24日、29日～31日、9月5日～8日、13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成29年 2月20日、23日、24日、3月2日～10日	検査結果取りまとめ中。
（第3～5号機）			
施設 定期検査		実施期間	結果 / 特記事項
	第3号機	平成22年 11月29日～（実施中）	
	第4号機	平成24年 1月25日～（実施中）	
保安検査	第5号機	平成24年 3月22日～（実施中）	
	第1回	平成28年 6月6日～6月17日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年 8月24日～9月13日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年 11月24日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年 2月20日～3月10日	検査結果取りまとめ中。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保安検査期間外の6月29日、発電所においてケーブル等が設計上の要求と異なる状態であった事案について、保安規定の第3条（品質保証計画）の履行が十分でないと判断し、保安規定違反（違反2）に該当すると判断した。 4月11日、第3・4号機において、運転上の制限の逸脱が発生し、翌日に復帰。 		

北陸電力株式会社 志賀原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設	第1号機	平成23年10月8日～(実施中)	
	第2号機	平成23年3月11日～(実施中)	
定期検査	第1回	平成28年5月30日～6月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年8月29日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)		
		平成28年10月20日～11月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。
保安検査	第4回	平成29年2月27日～3月10日	検査結果取りまとめ中。

日本原子力発電株式会社 敦賀発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設	第1号機	平成23年1月26日～(実施中)	
	第2号機	平成23年8月29日～(実施中)	
定期検査	第1回	平成28年5月30日～6月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年8月29日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年2月28日～3月13日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 美浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設	第1号機	平成22年11月24日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月18日～(実施中)	
	第3号機	平成23年5月14日～(実施中)	
定期検査	第1回	平成28年5月30日～6月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年8月29日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年3月1日～3月14日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 大飯発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年12月10日～(実施中)	
	第2号機	平成23年12月16日～(実施中)	
	第3号機	平成25年9月2日～(実施中)	
	第4号機	平成25年9月15日～(実施中)	
保安検査	第1回	平成28年5月30日～6月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年8月29日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年2月27日～3月10日	検査結果取りまとめ中。

関西電力株式会社 高浜発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

		実施期間	結果 / 特記事項	
施設 定期検査	第1号機	平成23年1月10日～(実施中)		
	第2号機	平成23年11月25日～(実施中)		
	第3号機	平成28年12月9日～(実施中)		
	第4号機	平成23年7月21日～(実施中)		
使用前 検査	第1号機	平成28年11月14日～(実施中)		
	第2号機	平成28年11月14日～(実施中)		
保安検査	第3号機	平成27年8月17日～ 平成28年2月26日	検査結果：合格	
	第4号機	平成27年10月21日～(実施中)		
	第1回	平成28年5月30日～6月10日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)			
		平成28年4月21日～6月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成28年6月20日～6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)			
		平成28年4月21日～6月24日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成28年6月20日～6月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成28年2月19日～7月15日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成28年7月22日～8月5日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成28年8月16日～8月22日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第2回	平成28年8月29日～9月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)			
		平成28年7月25日～9月27日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
		平成28年11月2日～11月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)			
		平成28年11月2日～11月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	第3回	平成28年11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。	
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第3号機)			
	平成28年10月21日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
安全確保上重要な行為等の保安検査(第4号機)				
	平成28年10月21日～12月26日	安全上、特段留意すべき事項なし。		
第4回	平成29年2月27日～3月10日	検査結果取りまとめ中。		

	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）	
	平成29年1月26日～3月30日	検査結果取りまとめ中。
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第4号機）	
	平成29年1月26日～3月30日	検査結果取りまとめ中。

中国電力株式会社 島根原子力発電所		
対象期間において、全ての原子炉が停止中		
	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成22年11月8日～（実施中）
	第2号機	平成24年1月27日～（実施中）
使用前 検査	第3号機	建設段階における使用前検査実施中
保安検査	第1回	平成28年5月30日～6月10日
	第2回	平成28年8月29日～9月9日
	第3回	平成28年11月28日～12月9日
	第4回	平成29年2月20日～3月3日
		原子力発電工作物の保安に関する省令第17条の表中三の工事の工程まで実施済み。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		検査結果取りまとめ中。

四国電力株式会社 伊方発電所		
第3号機については平成28年8月12日に原子炉起動		
	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年9月4日～（実施中）
	第2号機	平成24年1月13日～（実施中）
使用前 検査	第3号機	平成23年4月29日～ 平成28年9月7日
	第3号機	平成28年4月5日～ 平成28年9月7日
保安検査	第1回	平成28年5月9日～5月27日
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）	
		平成28年6月23日～6月29日
		平成28年7月12日～7月20日
		平成28年7月20日～7月22日
		平成28年8月5日～8月24日
	第2回	平成28年8月29日～9月9日
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）	
		平成28年11月21日～11月29日
	第3回	平成28年11月28日～12月9日
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）	
		平成28年10月27日～12月26日
		平成28年12月19日～12月26日
	第4回	平成29年2月27日～3月10日
	安全確保上重要な行為等の保安検査（第3号機）	
	平成29年1月31日～3月30日	
		検査結果：良
		検査結果：合格
		保安規定違反（監視）を4件確認。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		検査結果取りまとめ中。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		安全上、特段留意すべき事項なし。
		検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

対象期間において、全ての原子炉が停止中

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成23年12月1日～(実施中)
	第2号機	平成23年1月29日～(実施中)
	第3号機	平成22年12月11日～(実施中)
	第4号機	平成23年12月25日～(実施中)
保安検査	第1回	平成28年5月30日～6月10日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年8月24日～9月9日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年11月28日～12月9日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第4回	平成29年2月27日～3月10日 検査結果取りまとめ中。

九州電力株式会社 川内原子力発電所

第1号機については平成27年8月11日に原子炉起動後、平成28年10月6日に原子炉停止、平成28年12月8日に原子炉起動

第2号機については平成27年10月15日に原子炉起動後、平成28年12月16日に原子炉停止、平成29年2月23日に原子炉起動

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	第1号機	平成28年10月6日～ 平成29年1月6日 検査結果：良
	第2号機	平成28年12月16日～ 平成29年3月24日 検査結果：良
使用前 検査	第1号機	平成27年3月30日～9月10日 検査結果：合格
	第2号機	平成27年6月10日～11月17日 検査結果：合格
保安検査	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)	
		平成28年5月27日～6月8日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成28年6月10日～6月22日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第2号機)	
		平成28年5月27日～6月8日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成28年6月10日～6月22日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第1回	平成28年6月6日～6月24日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)	
		平成28年4月28日～6月28日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第2号機)	
		平成28年4月28日～6月28日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	第2回	平成28年8月25日～9月7日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)	
		平成28年7月29日～9月27日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第2号機)	
		平成28年7月29日～9月27日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	安全確保上重要な行為等の保安検査(第1号機)	
		平成28年10月4日～10月11日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成28年10月7日～10月17日 安全上、特段留意すべき事項なし。
		平成28年10月14日～10月20日 安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成28年10月26日～11月25日 安全上、特段留意すべき事項なし。	

安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
	平成28年10月26日～11月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
第3回 第4回	平成28年11月18日～11月25日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成28年11月22日～12月1日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成28年11月28日～12月9日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	平成29年2月27日～3月10日	検査結果取りまとめ中。
安全確保上重要な行為等の保安検査（第1号機）		
	平成29年2月1日～3月28日	検査結果取りまとめ中。
安全確保上重要な行為等の保安検査（第2号機）		
	平成28年12月22日～平成29年1月5日	検査結果取りまとめ中。
	平成29年2月3日～2月10日	検査結果取りまとめ中。
	平成29年2月7日～2月16日	検査結果取りまとめ中。
	平成29年2月17日～3月7日	検査結果取りまとめ中。
	平成29年3月15日～3月22日	検査結果取りまとめ中。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ			
対象期間において、原子炉が停止中（建設中）			
使用前 検査 保安検査		実施期間	結果 / 特記事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・建設段階における使用前検査（性能検査）中断中 ・エリアモニタリング装置、非常用電源設備、換気設備（機器の機能維持を目的とした取替）に係る使用前検査を実施した。 	
	第1回	平成28年6月2日～6月15日	保安規定違反（監視）を確認。
	第2回	平成28年9月1日～9月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第3回	平成28年12月1日～12月14日	安全上、特段留意すべき事項なし。
第4回	平成29年3月2日～3月15日	検査結果取りまとめ中。	
その他	平成28年9月10日、運転上の制限からの逸脱が発生、同日中に復帰（第2回保安検査で確認）。		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究開発センターふげん

廃止措置中（使用済燃料搬出期間中）

	実施期間	結果 / 特記事項
施設 定期検査	平成 28 年 11 月 30 日 ~ 平成 28 年 12 月 27 日	検査結果：良
保安検査	第 1 回 平成 28 年 5 月 23 日 ~ 5 月 27 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 2 回 平成 28 年 8 月 22 日 ~ 8 月 26 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 3 回 平成 28 年 11 月 21 日 ~ 11 月 25 日	安全上、特段留意すべき事項なし。
	第 4 回 平成 29 年 2 月 13 日 ~ 2 月 24 日	検査結果取りまとめ中。
その他	第 3 回保安検査終了後に検査記録等の必要な手続を経ない修正を確認し、保安規定違反と判定した。	

※原子炉等規制法に基づき、保安検査は年 4 回（廃止措置計画の認可を受けた発電用原子炉施設については年 4 回以内）行うこととされている。

例えば、表中の「第 3 回」は、平成 28 年度第 3 回目の保安検査であることを示す。

※平成 29 年 3 月 31 日時点の情報を記載している。

4.核燃料施設等の申請・許認可等の状況

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
日本原燃（株）	再処理施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	24	1	—
	MOX 燃料加工 施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	21	1	—
	ウラン濃縮施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 7 日	9	1	—
	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 1 月 7 日	13 [※]	1	—
リサイクル燃料 貯蔵（株）	使用済燃料貯蔵 施設	事業変更 平成 26 年 1 月 15 日	5 [※]	2	—
三菱原子燃料 （株）	ウラン燃料加工 施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 1 月 31 日	11	1	—

申請者	施設	申請日	審査 会合 (回)	現地 調査 (回)	許認可日
国立研究 開発法人 日本原子 力研究開 発機構	廃棄物管理施設	事業変更 平成 26 年 2 月 7 日	9	1	—
	JRR-3	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 26 日	24	2	—
	HTTR (高温工 学 試 験 研 究 炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 11 月 26 日	17	1	—
	原子力科学研 究所 廃棄物 処理場	設置変更 平成 27 年 2 月 6 日	12	1	—
	JMTR (材料試 験炉)	設置変更 保安規定変更 平成 27 年 3 月 27 日	—	—	—
	NSRR	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日	11*	1	—
	STACY (定常 臨 界 実 験 装 置)	設置変更 平成 27 年 3 月 31 日 設計及び工事の方法 保安規定変更 平成 28 年 8 月 9 日	12*	—	—
	高速実験炉原 子炉施設	設置変更 保安規定変更 平成 29 年 3 月 30 日	—	—	—
原子燃料 工業 (株)	ウラン燃料加 工施設 (東 海 事 業 所)	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 2 月 14 日	10	1	—
	ウラン燃料加 工施設 (熊 取 事 業 所)	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	9	1	—

(株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	ウラン燃料加工施設	事業変更 保安規定変更 平成 26 年 4 月 18 日	10	1	—
京都大学	KUR (京都大学研究用原子炉)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日 平成 28 年 10 月 5 日** 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 9 月 14 日 (その 2) 平成 28 年 12 月 27 日 (その 3) 平成 29 年 1 月 25 日 (避雷設備) 平成 29 年 2 月 17 日 (その 4) 平成 29 年 3 月 31 日	2	—	設置変更承認 平成 28 年 9 月 21 日 保安規定変更承認 平成 29 年 2 月 28 日 設計及び工事の方法の承認 (その 1) 平成 29 年 2 月 15 日 (その 2) 平成 29 年 2 月 24 日 (その 3) 平成 29 年 3 月 3 日 (避雷設備) 平成 29 年 3 月 30 日
	KUCA (京都大学臨界実験装置)	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 9 月 30 日 平成 28 年 5 月 27 日** 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 7 月 26 日 (その 2) 平成 28 年 12 月 27 日 (核計装ケーブルの更新) 平成 28 年 12 月 27 日 (第 1 固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成 28 年 12 月 27 日 (避雷設備) 平成 29 年 2 月 17 日	1	—	設置変更承認 平成 28 年 5 月 11 日 保安規定変更承認 平成 28 年 8 月 29 日 設計及び工事の方法の承認 (その 1) 平成 29 年 2 月 15 日 (核計装ケーブルの更新) 平成 29 年 2 月 24 日 (第 1 固形廃棄物倉庫の耐震補強) 平成 28 年 2 月 1 日

近畿大学	近畿大学原子炉	設置変更 保安規定変更 平成 26 年 10 月 20 日 設計及び工事の方法(その 1) 平成 28 年 6 月 30 日 (その 2) 平成 28 年 8 月 4 日 (その 3) 平成 28 年 10 月 13 日	1	—	設置変更許可 平成 28 年 5 月 11 日 保安規定変更認可 平成 29 年 2 月 28 日 設計及び工事の方法の認可 (その 1) (その 2) 平成 28 年 10 月 13 日 (その 3) 平成 29 年 2 月 7 日
日本原子力発電(株)	東海低レベル廃棄物埋設事業所	事業許可 平成 27 年 7 月 16 日	4	—	

・ 審査会合及び現地調査の回数は、平成 28 年度に実施した回数を記載している。

・ 1 度の審査会合開催で、複数の案件の審査を行うことがある。

・ 現地調査の回数は、原子力規制委員会委員が実施したものを記載し、原子力規制庁職員だけで実施したものは含まない。

※印の施設については、平成 28 年 6 月 1 日に原子力規制委員会です承された「核燃料施設等の新規制基準施行後の適合確認のための審査の進め方の見直しについて」に基づき、6 月より公開の審査会合を実施。

※※ 平成 26 年 9 月 30 日付けで申請された保安規定変更承認申請書について、平成 28 年 5 月 27 日付けで取下げがなされ、同日付け及び平成 28 年 10 月 5 日付けで再申請がなされた。

5.原子力施設に係る審査・検査等の件数

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

①実用発電用原子炉等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
実用発電用原子炉 (17施設) (廃止措置中：2施設)	設置の変更の許可	25
	設置の変更の届出	16
	工事の計画の認可	5
	工事の計画の変更の認可	0
	工事の計画及び工事の計画の変更の届出	4
	使用前検査の合格	1
	燃料体検査の合格	3
	溶接事業者検査に係る評定	39
	定期事業者検査に係る評定	3
	施設定期検査の終了	3
	保安規定の認可又は変更の認可	20
	保安検査	112
	廃止措置計画の変更の認可	0
	運転責任者選任の判定を行うための方法、実施体制等の確認	0
	原子炉本体の試験使用承認	1
	一部使用承認	1
	使用前検査の省略の指示	1
	燃料体検査の省略の指示	1
	実施計画の変更の認可	42
	特定原子力施設に係る一部使用承認	8
	特定原子力施設に係る使用前検査の終了	21
	特定原子力施設に係る溶接検査の終了	4
	特定原子力施設に係る輸入溶接検査の終了	6
特定原子力施設に係る施設定期検査の終了	1	
実施計画に定める保安のための措置の実施状況の検査	4	
研究開発段階にある発電用原子炉施設 (建設中：1施設) (廃止措置中：1施設)	工事の計画及び工事の計画の変更の届出	1
	施設定期検査の終了	1
	保安規定の認可又は変更の認可	1
	保安検査	8

②核燃料施設等に係る審査・検査等の状況

施設の種類		件数
加工施設 (6施設) (建設中：1施設)	設計及び工事の方法の変更の認可	3
	使用前検査の合格	4
	溶接方法の認可	0
	保安規定の認可又は変更の認可	12

施設の種類		件数
試験研究用等原子炉施設 (22 施設) (廃止措置中：8 施設)	保安検査	24
	設置の変更の許可 (承認)	3
	設計及び工事の方法の認可 (承認) または変更の認可 (承認)	15
	施設定期検査の合格	1
	使用前検査の合格	1
	溶接方法の認可	0
	保安規定の認可 (承認) 又は変更の認可 (承認)	13
	保安検査	44
使用済燃料貯蔵施設 (建設中：1 施設)	廃止措置計画の変更の認可	1
	溶接検査の合格	6
	溶接方法の認可	2
	型式証明	1
再処理施設 (2 施設)	型式指定	1
	設計及び工事の方法の認可	8
	設計及び工事の方法の変更の認可	2
	使用前検査の合格	6
	溶接方法の認可	0
	保安規定の認可又は変更の認可	3
第二種廃棄物埋設施設 (2 施設)	保安検査	8
	廃棄体に係る確認	8
	保安規定の認可又は変更の認可	3
廃棄物管理施設 (2 施設)	保安検査	8
	設計及び工事の方法の認可	1
	溶接検査の合格	2
	溶接方法の認可	3
	保安規定の認可又は変更の認可	2
核燃料物質使用施設 (13 ^{※1} 施設)	保安検査	8
	廃止措置計画の認可	0
	廃止措置の終了の確認	0
	保安規定の認可又は変更の認可	28
	施設検査の合格	14
	使用の変更の許可	9
核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄・運搬等	保安検査	52
	放射能濃度の確認	4
	工場外等における運搬に関する確認	10
	輸送容器の承認	10
	核燃料輸送物の設計の承認	7
施設外等における廃棄に関する確認	5	

・平成 29 年 3 月 31 日時点で、製錬施設、第一種廃棄物埋設施設の事業の指定又は許可を受けた施設はない。

※1 平成 27 年度当初は 15 施設、平成 27 年 4 月 27 日付け及び平成 27 年 6 月 24 日付けの使用変更許可によって 13 施設になった。

6. 運転期間延長認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 40 年 を経過する日
関西電力(株)	高浜発電所 (1号炉)	平成 27 年 4 月 30 日	3	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 ※1
	高浜発電所 (2号炉)	平成 27 年 4 月 30 日	3	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 ※1
	美浜発電所 (3号炉)	平成 27 年 11 月 26 日	1	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 11 月 30 日

※1：原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 4 月 8 日から同年 7 月 8 日までの間が申請期間。

7. 高経年化対策制度に関する保安規定変更認可の申請・認可等の状況

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 30 年又 は 40 年を経過する日
東北電力(株)	女川原子力発電所 1 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 11 月 6 日	—※4	平成 26 年 5 月 21 日	平成 26 年 6 月 1 日
東京電力ホールディングス(株)	福島第二原子力発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 7 月 31 日	—※4	平成 26 年 1 月 22 日	平成 26 年 2 月 3 日
	福島第二原子力発電所 3 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 6 月 20 日	—※4	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 6 月 21 日
	福島第二原子力発電所 4 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 28 年 8 月 23 日	—※4	—	平成 29 年 8 月 25 日
	柏崎刈羽原子力発電所 1 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 9 月 16 日	—※4	平成 27 年 9 月 14 日	平成 27 年 9 月 18 日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所 3 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 28 年 8 月 25 日	—※4	—	平成 29 年 8 月 28 日
関西電力(株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 11 月 12 日	—※4	平成 26 年 11 月 12 日	平成 26 年 11 月 14 日
	高浜発電所 3 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 1 月 15 日	2	平成 27 年 11 月 18 日 ※3	平成 27 年 1 月 17 日
	高浜発電所 4 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 6 月 3 日	2	平成 27 年 11 月 18 日 ※3	平成 27 年 6 月 5 日
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 11 月 11 日	—※4	平成 27 年 4 月 8 日	平成 27 年 11 月 14 日

申請者	対象発電炉	申請日	審査 会合 (回)	認可日	運転開始以後 30 年又 は 40 年を経過する日
関西電力(株)	高浜発電所 1 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	4	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 ^{※1}
	高浜発電所 2 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 4 月 30 日	4	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 7 日 ^{※1}
	美浜発電所 1 号炉 (冷温停止維持のみ)	平成 27 年 9 月 29 日	— ^{※4}	平成 27 年 11 月 17 日	— ^{※2}
	美浜発電所 3 号炉 (40 年) (運転前提)	平成 27 年 11 月 26 日	1	平成 28 年 11 月 16 日	平成 28 年 11 月 30 日
中国電力(株)	島根原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 25 年 9 月 27 日	— ^{※4}	平成 26 年 2 月 26 日	平成 26 年 3 月 29 日
九州電力(株)	川内原子力発電所 1 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 25 年 12 月 18 日	2	平成 27 年 8 月 5 日 ^{※3}	平成 26 年 7 月 4 日
	玄海原子力発電所 1 号炉 (40 年) (冷温停止維持のみ)	平成 26 年 10 月 10 日	— ^{※4}	平成 27 年 6 月 10 日	平成 27 年 10 月 15 日
	川内原子力発電所 2 号炉 (30 年) (運転前提)	平成 26 年 11 月 21 日	3	平成 27 年 11 月 18 日	平成 27 年 11 月 28 日
日本原子力発電(株)	敦賀発電所 2 号炉 (30 年) (冷温停止維持のみ)	平成 28 年 2 月 15 日	— ^{※4}	平成 29 年 2 月 2 日	平成 29 年 2 月 17 日

※1：原子力規制委員会設置法附則第 25 条第 2 項の規定が適用される実用発電用原子炉については、平成 27 年 4 月 8 日から同年 7 月 8 日までの間が申請期間。

※2：原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の見直しに伴う長期保守管理方針の変更。

※3：原子力規制委員会において了承した方針に基づき、新規制基準適合性審査を踏まえつつ、高経年化対策の審査を実施。

※4：原子力規制委員会において了承した方針に基づき、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては原子力規制庁が審査を実施し、その結果を原子力規制委員会に報告し、決裁を得る。なお、平成 27 年 6 月 10 日の原子力規制委員会を踏まえ、平成 27 年 6 月 11 日以降は原子力規制委員会文書管理要領（平成 24 年 9 月 19 日）に則り運用する。

8. 放射線障害防止法に基づく審査・検査等の状況

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

事業者	許可・届出等の種類	件数
許可使用者 (事業所数：2283)	使用の許可(承認)	38
	許可使用に係る変更の許可(承認)	279
	法人の合併又は分割の認可	17
	廃止等の届出	129
	立入検査	407
届出使用者 (事業所数：510)	使用の届出	12
	使用の届出に係る変更の届出	29
	廃止等の届出	20
	立入検査	1
表示付認証機器届出使用者 (事業所数：4872)	表示付認証機器の届出	1015
	表示付認証機器の使用に係る変更の届出	701
	廃止等の届出	857
	立入検査	0
届出販売業者 (事業所数：310)	販売業の届出	9
	販売業の届出に係る変更の届出	40
	廃止等の届出	7
	立入検査	0
届出賃貸業者 (事業所数：154)	賃貸業の届出	1
	賃貸業の届出に係る変更の届出	28
	廃止等の届出	3
	立入検査	0
許可廃棄業者 (事業所数：7)	廃棄業に係る変更の許可	1
	廃止等の届出	0
	立入検査	0
放射性同位元素等の工場又は事業所外における運搬	運搬容器の承認	97
登録認証機関等 (登録機関数：17)	登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録定期確認機関	17

第4 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等関係資料
(第3章関係)

1. 特定原子力施設（東京電力福島第一発電所）に係る実施計画の認可・検査の
状況

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

認可・検査の種類	件数
実施計画の変更認可	28
使用前検査の終了	21
試験使用の承認	0
一部使用の承認	8
使用前検査の省略の指示	0
溶接検査の終了	4
輸入溶接検査の終了	6
施設定期検査の終了	1
保安検査	4

第5 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施関係資料（第5章 関係）

1. 核物質防護規定の認可等の件数

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

核物質防護規定の変更の認可	37件（内訳） 加工施設 1件 試験研究用等原子炉 4件 実用発電用原子炉 22件 研究開発段階炉 1件 貯蔵施設 0件 再処理施設 1件 廃棄物管理施設 0件 核燃料物質使用施設 7件 特定原子力施設 1件
核物質防護規定の遵守状況の検査 （核物質防護検査）	59件（内訳） 加工施設 7件 試験研究用等原子炉 7件 実用発電用原子炉 17件 研究開発段階炉 2件 貯蔵施設 1件 再処理施設 2件 廃棄物管理施設 2件 核燃料物質使用施設 20件 特定原子力施設 1件

2. 保障措置関係

（1）平成28年度の計量管理報告の件数

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

種類	件数
在庫変動報告	800件
物質収支報告	391件
実在庫明細表	4043件
核燃料物質管理報告書	7861件

（2）平成28年度の現場検認活動の実績

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

種類	原子力規制委員会	核物質管理センター	外務省
査察 （保障措置検査）	18人日	1728人日	
設計情報検認	100人日		
補完的なアクセス	22人日		18人日

第6 各種検討会合等の実績

※各会の構成はいずれも平成28年度末現在

1. 審議会等

- (1) 原子炉安全専門審査会
- (2) 核燃料安全専門審査会
- (3) 放射線審議会
- (4) 国立研究開発法人審議会

2. 審査会合

- (1) 新規制基準適合性に係る審査会合

3. 各種検討チーム

- (1) 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム
- (2) 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム
- (3) 原子力災害事前対策等に関する検討チーム
- (4) 原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム
- (5) 環境放射線モニタリング技術検討チーム
- (6) 維持規格の技術評価に関する検討チーム
- (7) 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム
- (8) 降下火砕物濃度の評価に関する検討チーム
- (9) 東海再処理施設等安全監視チーム
- (10) もんじゅ廃止措置安全監視チーム
- (11) 検査制度の見直しに関する検討チーム
- (12) 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

4. 原子力発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

- (1) 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合

5. 特定の調査・検討会

- (1) 核セキュリティに関する検討会
- (2) 特定原子力施設監視・評価検討会
- (3) 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会
- (4) 技術情報検討会
- (5) 原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会
- (6) 技術評価検討会

6. その他

- (1) 原子力事業者防災訓練報告会
- (2) 原子力規制委員会政策評価懇談会
- (3) 原子力規制委員会平成28年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

1. 審議会等

(1) 原子炉安全専門審査会

①概要

平成 26 年 4 月 16 日の原子力規制委員会において審査委員の任命について決定し、5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。その後も開催を続け、平成 28 年度は、「IRRS レビュー対応への評価等」に対応するため、7 月以降ほぼ毎月行い計 8 回の審査会（7 回は合同審査会）を開催した。その間、第 41 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 2 日）において、新たな審査委員の追加を決定し、任命している。また第 15 回原子炉安全専門審査会・第 14 回核燃料安全専門審査会合同審査会において、新たな調査審議事項として「検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方及び原子力規制委員会が目指す安全の目標と新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価」が原子力規制委員会から追加指示されたことが報告された。

また、平成 27 年度に設置を決定した原子炉火山部会が開催された（詳細は、第 2 章第 2 節 8. 参照）。

②委員構成

審査委員	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	小林 哲夫	国立大学法人鹿児島大学名誉教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高橋 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻教授
	永井 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター長
	中川 聡子	東京都市大学工学部教授
	中島 健	国立大学法人京都大学原子炉実験所教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	村上 亮	国立大学法人北海道大学大学院理学研究院火山活動研究 分野教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理 工学専攻教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科 ラジオアイソトープ研究教育センター講師
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設 准教授 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理 工学専攻量子エネルギー工学分野准教授
米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事認定センター 長	
臨時委員	大倉 敬宏	国立大学法人京都大学大学院理学研究科教授
	宮町 宏樹	国立大学法人鹿児島大学理工学研究科地球環境科学専攻 教授
専門委員	篠原 宏志	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セン ター活断層・火山研究部門首席研究員
	棚田 俊收	国立研究開発法人防災科学技術研究所火山防災研究部門 部門長

③原子炉火山部会の開催実績

回	月日	議題
1	10.17	<ul style="list-style-type: none">・原子炉火山部会の調査審議事項等・原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価・原子力規制委員会が策定する火山活動に係る原子炉の停止等に係る判断の目安・その他

(2) 核燃料安全専門審査会

①概要

平成 26 年 4 月 16 日の原子力規制委員会において審査委員の任命について決定し、5 月 12 日に原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会第 1 回合同審査会を開催した。その後も開催を続け、平成 28 年度は、「IRRS レビュー対応への評価等」に対応するため、7 月以降ほぼ毎月行い計 7 回の審査会（7 回とも合同審査会）を開催した。その間、第 41 回原子力規制委員会（平成 28 年 11 月 2 日）において、新たな審査委員の追加を決定し、任命している。また、第 15 回原子炉安全専門審査会・第 14 回核燃料安全専門審査会合同審査会において、新たな調査審議事項として「検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方及び原子力規制委員会が目指す安全の目標と新規制基準への適合によって達成される安全の水準との比較評価」が原子力規制委員会から追加指示されたことが報告された。

②委員構成

審査委員	宇根崎 博信	国立大学法人京都大学原子炉実験所教授
	榎田 洋一	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学工学部教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	澤田 佳代	国立大学法人名古屋大学未来材料・システム研究所システム創成部門准教授
	高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部教授
	山中 伸介	国立大学法人大阪大学大学院工学研究科教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻教授
	吉田 浩子	国立大学法人東北大学大学院薬学研究科ラジオアイソトープ研究教育センター講師
	吉橋 幸子	国立大学法人名古屋大学核燃料管理施設准教授 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科マテリアル理工学専攻量子エネルギー工学分野准教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事 認定センター長

(3) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会合同審査会の平成 28 年度開催実績

炉安審 回	燃安審 回	月/日	議題
8 合同		7/1	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会会長の選任について 核燃料安全専門審査会会長の選任について IRRS 報告書及び IRRS において明らかになった課題への対応方針等について 検査制度の見直しに関する検討チームの検討状況について その他
9 合同		8/5	<ul style="list-style-type: none"> 「運転経験反映のための措置 (No. 11)」に対する取組状況について (IRRS 対応) 検査制度の見直しに関する検討チームの検討状況について (IRRS 対応) スクリーニングと要対応技術情報の状況について 要対応技術情報の状況について その他 (前回案件に関する報告)
10 合同		9/12	<ul style="list-style-type: none"> 検査制度の見直しに関する検討チームの検討状況について (IRRS 対応) 放射線源規制・放射線防護に係る IRRS 指摘事項等への対応状況について その他 (IRRS 対応)
11 合同		10/24	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料安全専門審査会会長の選任について 検査制度の見直しに関する検討チームの検討状況について (IRRS 対応) 「マネジメントシステム (課題 No. 2~4)」に対する取組状況について (IRRS 対応) 「サイト解放要件 (課題 No. 17)」に対する取組状況について (IRRS 対応) 「廃炉等廃棄物処分に関する規制基準の整備 (課題 No. 19)」に対する取組状況について (IRRS 対応) 「廃棄物埋設の覆土等に関する基準 (課題 No. 21)」に対する取組状況について (IRRS 対応)
12	—	11/21	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門委員会審査委員の追加について IRRS において明らかになった課題に対する取組状況について
13 合同	12 合同	12/5	<ul style="list-style-type: none"> IRRS において明らかになった課題に対する取組状況について 仏国原子力安全局で確認された原子炉容器等における炭素偏析の可能性に係る調査の結果等について (報告) その他

炉安審 回	燃安審 回	月/日	議題
14 合同	13 合同	1/5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案の骨子について ・ IRRS において明らかになった課題に対する取組状況について ・ IRRS において明らかになった課題に対する原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会における助言・評価等、原子力規制委員会の対応状況及び今後の課題について ・ その他（今後のスケジュール等）
15 合同	14 合同	2/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力規制委員会と原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会会長との意見交換の結果について ・ 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会における新たな調査審議事項等について ・ 原子炉安全専門審査会原子炉火山部会の実施状況について ・ スクリーニングの状況について ・ その他

(4) 放射線審議会

①概要

平成 29 年 3 月 2 日に第 133 回総会を開催し、委員の選任及び会長代理の指名を行うとともに、IRRS 指摘事項を受けた原子力規制委員会の対応、放射線防護を巡る最近の動向について事務局から報告した。

②委員構成

委員	上叢 義朋	(国) 理化学研究所仁科加速器研究センター安全業務室長
	神谷 研二	広島大学副学長 (復興支援・被ばく医療担当)、福島県立医科大学副学長
	神田 玲子	(国) 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 放射線防護情報統合センター長
	藤川 陽子	京都大学原子炉実験所准教授
	小田 啓二	神戸大学副学長、同大学院海事科学研究科教授
	唐澤 久美子	東京女子医科大学医学部教授
	杉村 和朗	神戸大学大学院医学研究科教授、同理事、副学長
	二ツ川 章二	(公社) 日本アイソトープ協会専任理事

(5) 国立研究開発法人審議会

①概要

原子力規制委員会は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づき、主務大臣として、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う業務のうち一部について、研究開発に関する審議会の意見を聴取した上で、中長期目標の指示や業績評価等を実施する必要がある。そのため、原子力規制委員会は、平成 27 年 4 月 10 日、研究開発に関する審議会として国立研究開発法人審議会を設置した。

平成 28 年度においては、国立研究開発法人審議会を 1 回開催し、部会名の変更等必要な規定を定めた。

また、量子科学技術研究開発機構部会を計 2 回開催し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の業務実績評価などについて意見聴取を行った。

さらに、日本原子力研究開発機構部会を計 2 回開催し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務実績評価などについて意見聴取を行った。

②委員構成

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長
	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事・認定センター長

③各部会の委員構成

・量子科学技術研究開発機構部会

委員	甲斐 倫明	公立大学法人大分県立看護科学大学 人間科学講座環境保健学研究室 教授
	神谷 研二	国立大学法人広島大学 副学長 緊急被ばく医療推進センター長
	山西 弘城	学校法人近畿大学原子力研究所教授

・日本原子力研究開発機構部会

委員	越塚 誠一	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授
	山本 章夫	国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会 常務理事・認定センター長

2. 審査会合

(1) 新規制基準適合性に係る審査会合

①概要

平成 25 年 7 月 8 日に施行された原子力発電所に係る新規制基準及び 12 月 18 日に施行された核燃料施設等に係る新規制基準について、事業者から提出された原子炉設置許可変更申請等に対する審査に当たった。審査は、原子力規制委員会委員に加え、原子力規制庁において検討チームを編成し、平成 28 年度において原子力発電所については計 113 回、核燃料施設等については計 87 回の審査会合を開催した。また、事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査会合について、平成 28 年度は計 4 回開催した。

②各審査会合の構成

・原子力発電所の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	山形 浩史	審議官
	市村 知也	安全規制管理官 (PWR 担当)
	小野 祐二	安全規制管理官 (BWR 担当)
	小林 勝	耐震等規制総括官
	宮本 久	安全規制調整官
	大浅田 薫	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全管理調査官
	武山 松次	安全規制調整官
	寒川 巧実	安全規制調整官

• 核燃料施設等の新規制基準に係る適合性審査会合

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山田 知穂	原子力規制部長
	青木 昌浩	審議官
	黒村 晋三	安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置担当）
	青木 一哉	安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）
	片岡 洋	安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）
	小林 勝	耐震等規制総括官
	大向 繁勝	安全規制調整官
	澁谷 朝紀	安全規制調整官
	小川 明彦	安全規制調整官
	長谷川 清光	安全規制調整官
	大浅田 薫	安全規制調整官
	内藤 浩行	安全管理調査官

3.各種検討チーム

(1) 廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム

①概要

廃炉等に伴い発生する放射性廃棄物に係る規制基準等の整備の検討を進めるため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成26年度に編成し、平成28年度において計7回の検討チームを開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員 (第15回及び第16回に参加)
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	大江 俊昭	東海大学工学部原子力工学科教授
	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	山元 孝広	(国研)産業技術総合研究所活断層・火山研究部門 総括研究主幹
	佐藤 比呂志	東京大学地震研究所地震予知センター教授 (第15回及び第16回に参加)
	竹村 恵二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授 (第16回に参加)
量子科学技術研究開発機構	川口 勇生	放射線医学総合研究所放射線防護情報統合センター 主任研究員
日本原子力研究開発機構	田中 忠夫	安全研究センター環境安全研究ディビジョン長
	武田 聖司	安全研究センター環境安全研究ディビジョン環境影 響評価研究グループリーダー
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	青木 昌浩	審議官
	倉崎 高明	技術基盤課長
	青木 一哉	安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当)
	内田 雅大	安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)
	澁谷 朝紀	技術基盤課企画調整官
	山田 憲和	安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)付首席技術研 究調査官

(2) 廃棄物埋設の放射線防護基準に関する検討チーム

①概要

廃棄物埋設に特有の規制期間終了後に関する放射線防護基準を中心に再整理を行うため、伴委員、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 27 年度に編成し、平成 28 年度において計 5 回開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部准教授
	甲斐 倫明	大分県立看護科学大学看護学部教授
	岸本 充生	東京大学公共政策大学院特任教授
	新堀 雄一	東北大学大学院工学研究科教授
日本原子力研究開発機構	田中 忠夫	安全研究センター環境安全研究ディビジョン長
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	青木 昌浩	審議官
	倉崎 高明	技術基盤課長
	青木 一哉	安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）
	黒村 晋三	安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置担当）
	内田 雅大	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）
	澁谷 朝紀	技術基盤課企画調整官
	山田 憲和	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）付首席技術研究調査官

(3) 原子力災害事前対策等に関する検討チーム

①概要

原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされており、核燃料施設等に係る原子力災害対策について検討を行うため、平成28年度に計3回開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	本間 俊充	(国研) 日本原子力研究開発機構安全研究センターセンター長
	阿部 仁	(国研) 日本原子力研究開発機構安全研究センター
	榎田 洋一	名古屋大学大学院工学研究科教授
内閣府	山本 哲也	大臣官房審議官(原子力防災担当)
	溝口 宏樹	政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	大村 哲臣	緊急事態対策監
	佐藤 暁	原子力災害対策・核物質防護課長
	村田 真一	原子力事業者防災・訓練推進官
	南山 力生	監視情報課長
	西田 亮三	放射線対策・保障措置課長
	片岡 洋	原子力規制部安全規制管理官
	黒村 晋三	原子力規制部安全規制管理官
	青木 一哉	原子力規制部安全規制管理官
	梶本 光廣	安全技術管理官(シビアアクシデント担当)
	宮木 和美	安全技術管理官付技術参与
	藤元 憲三	原子力災害対策・核物質防護課技術参与
	齋藤 実	原子力災害対策・核物質防護課技術参与

(4) 環境放射線モニタリング技術検討チーム

①概要

緊急時及び平常時のモニタリングを適切に実施するためには、常にモニタリングの技術基盤の整備、実施方法の見直し、技能の維持を図っていくことが重要である。これに関して、モニタリングの技術的事項に関する検討を継続的に行うため、伴信彦委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成28年度において計3回開催した（詳細は、第6章第3節4.参照）。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
外部専門家	青野 辰雄	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所福島再生支援本部環境動態研究チームチームリーダー
	飯本 武志	東京大学准教授
	伊東 清実	岡山県環境保健センター次長
	高橋 知之	京都大学准教授
	田上 恵子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所福島再生支援本部環境移行パラメータ研究チーム上席研究員
	武石 稔	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構福島研究開発部門福島環境安全センター分析技術開発アドバイザー
	百瀬 琢磨	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所副所長
	山澤 弘実	名古屋大学教授
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	南山 力生	監視情報課課長
	久野 聡	監視情報課企画官
	佐々木 潤	監視情報課地方調整専門官
	上杉 正樹	監視情報課技術参与
	山本 郷史	放射線環境対策室室長
	及川 真司	放射線環境対策室環境放射能対策官
	佐藤 暁	原子力災害対策・核物質防護課課長
	藤元 憲三	原子力災害対策・核物質防護課技術参与
	米原 英典	放射線対策・保障措置課専門職
	中村 尚司	放射線規制室技術参与

(5) 維持規格の技術評価に関する検討チーム

①概要

日本機械学会の「発電用設備規格 維持規格」2012年版、2013年追補及び2014年追補並びに当該規格に関連する規格の技術評価書案の検討を行うため、田中知委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成28年度において計4回開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	荒居 善雄	埼玉大学大学院理工学研究科教授
	鈴木 雅秀	長岡技術科学大学大学院原子力システム安全工学専攻教授
	高木 敏行	東北大学流体科学研究所教授
	辻 裕一	東京電機大学工学部機械工学科教授
	古川 敬	(一財) 発電設備技術検査協会溶接・非破壊検査技術センター所長
日本原子力研究開発機構	西山 裕孝	安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン長
	勝山 仁哉	安全研究センター材料・構造安全研究ディビジョン構造健全性評価研究グループ研究主幹
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	倉崎 高明	技術基盤課長
	小野 秀明	技術基盤課企画調整官

(6) 使用済燃料輸送・貯蔵兼用キャスク貯蔵に関する検討チーム

①概要

原子力発電所での輸送・貯蔵兼用キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関して、更田委員、石渡委員及び外部専門家等から成る検討チームの開催を平成 28 年度に決定した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
	石渡 明	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山形 浩史	長官官房審議官
	倉崎 高明	技術基盤課長
	小林 恒一	安全技術管理官（地震・津波担当）
	小野 祐二	安全規制管理官（BWR 担当）
	迎 隆	技術基盤課企画調整官
	川内 英史	安全技術管理官（地震・津波担当）付首席技術研究調査官
	飯島 享	安全技術管理官（地震・津波担当）付首席技術研究調査官

(7) 降下火砕物濃度の評価に関する検討チーム

①概要

発電用原子炉施設への降下火砕物の影響評価に関して、更田委員及び石渡委等から成る検討チームを平成 28 年度に 1 回開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	山形 浩史	長官官房審議官
	倉崎 高明	技術基盤課長
	小林 恒一	安全技術管理官（地震・津波担当）
	鬼沢 邦雄	安全技術管理官（システム安全担当）
	梶本 光廣	安全技術管理官（シビアアクシデント担当）
	小林 勝	耐震等規制総括官
	迎 隆	技術基盤課企画調整官
	飯島 亨	安全技術管理官（地震・津波担当）付首席技術研究調査官
	小野 寛	安全技術管理官（システム安全担当）付首席技術研究調査官

(8) 東海再処理施設等安全監視チーム

①概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構東海再処理施設における、リスク低減のためのガラス固化処理等の実施状況、同施設の安全性や廃止措置に向けた安全確保のあり方等について継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を平成28年度において計9回開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	片岡 洋	安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）
	長谷川 清光	安全規制調整官（再処理）
	宮脇 豊	安全管理調査官（新型炉）

(9) もんじゅ廃止措置安全監視チーム

①概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの現況や原子力機構の取組状況を継続的に確認するため、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等から成る監視チーム会合を、平成28年度において1回開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	青木 昌浩	審議官
	黒村 晋三	安全規制管理官（新型炉・試験研究炉・廃止措置担当）
	宮脇 豊	安全管理調査官（新型炉）
	小山田 巧	地域原子力規制総括調整官

(10) 検査制度の見直しに関する検討チーム

①概要

IRRS 報告書における原子力施設の検査制度に関する指摘への対応も含め、検査制度の改善の方向性について検討するため、更田豊志委員及び外部専門家等から成る検討チームを平成 28 年度に計 8 回開催した。また、検査制度の見直しに関する詳細な検討を行うため、検討チームの下に規制機関及び被規制者の実務担当から成るワーキンググループを平成 28 年度に計 7 回開催した。

②チームの構成

検査制度の見直しに関する検討チーム

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部専門家	勝田 忠広	明治大学法学部准教授
	関村 直人	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	高橋 滋	法政大学法学部 教授
	米岡 優子	公益財団法人日本適合性認定協会常務理事認定センター長
原子力規制庁	安井 正也	長官 (技術総括審議官として第 1 回から第 8 回まで参加)
	山田 知穂	制度改正審議室長
	金子 修一	制度改正審議室統括調整官
	門野 利之	制度改正審議室企画調整官
	平野 雅司	制度改正審議室企画調整官
	吉野 昌治	制度改正審議室企画調整官
	伊藤 信哉	制度改正審議室制度改正審議専門職
	古作 泰雄	制度改正審議室制度改正審議専門職
	高須 洋司	制度改正審議室制度改正審議専門職
	村尾 周仁	制度改正審議室制度改正審議専門職
	村上 恒夫	制度改正審議室制度改正審議専門職

(11) 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

①概要

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）の結果をまとめた報告書に、放射線源による緊急事態への対応等、放射線規制に関する取組を強化すべきであるとの勧告が盛り込まれた。これを受けて放射線障害防止法の改正を念頭に、同法に基づく規制を再構築するため、原子力規制委員会委員、外部専門家、原子力規制庁職員、オブザーバーから成る検討チーム会合を、平成28年度において計8回開催した。

②チームの構成

原子力規制委員会委員	伴 信彦	原子力規制委員会委員
	田中 知	原子力規制委員会委員
外部専門家	井口 哲夫	国立大学法人名古屋大学工学研究科量子工学専攻教授
	坂 明	一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター常勤理事
	中村 吉秀	公益社団法人日本アイソトープ協会 医薬品・アイソトープ部医療RI業務推進役
	松田 尚樹	国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所 放射線リスク制御部門教授
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	西田 亮三	放射線対策・保障措置課長
	寺谷 俊康	放射線対策・保障措置課企画調整官
	一瀬 昌嗣	放射線対策・保障措置課国際・放射線対策専門官
	島根 義幸	放射線規制室長
	松本 武彦	放射線規制室放射線検査管理官
	谷 和洋	放射線規制室放射性物質セキュリティ専門官
	榎本 和義	放射線規制室技術参与
オブザーバー	総務省消防庁	
	国土交通省	
	厚生労働省	
	警察庁	

4.原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合

(1) 高速増殖原型炉もんじゅ敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合

①概要

高速増殖原型炉もんじゅの敷地内破碎帯の現地調査・評価等を行うため、原子力規制委員会委員及び外部有識者から成る有識者会合により、平成28年度において、1回の評価会合及びピア・レビュー会合を開催した。

②有識者会合の構成

原子力規制委員会委員	石渡 明	原子力規制委員会委員
外部有識者	大谷 具幸	岐阜大学工学部社会基盤工学科准教授
	竹内 章	富山大学客員教授
	水野 清秀	国立研究開発法人産業技術総合研究所地質情報研究部門平野地質研究グループ上級主任研究員
	宮内 崇裕	千葉大学大学院理学研究科教授

5.特定の調査・検討会

(1)核セキュリティに関する検討会

①概要

我が国の核セキュリティの強化を着実に推し進めるとともに、核セキュリティに関する国際貢献にも取り組むため、平成24年度に発足した原子力規制委員会委員及び外部有識者等から成る核セキュリティに関する検討会を平成28年度において1回開催した。放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループについては、平成28年度において1回を開催した。

②検討会の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究センター長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所政策研究部防衛政策研究室主任研究官
	坂 明	(一財) 日本サイバー犯罪対策センター理事
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター前・理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
原子力規制庁	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	西田 亮三	放射線対策・保障措置課長
	寺谷 俊康	放射線対策・保障措置課企画調整官
	谷 和洋	放射線規制室放射性物質セキュリティ専門官
	江口 寛章	原子力災害対策・核物質防護課 核セキュリティ・核物質防護室長

③ワーキンググループの構成

放射性同位元素に係る核セキュリティに関するワーキンググループ

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	秋山 信将	一橋大学国際・公共政策研究部教授
	板橋 功	(公財) 公共政策調査会研究センター長
	一政 祐行	防衛省防衛研究所政策研究部防衛政策研究室主任研究官
	坂 明	(一財) 日本サイバー犯罪対策センター理事
	小田野 直光	(独) 海上技術安全研究所研究統括主幹
	櫻井 敬子	学習院大学法学部法学科教授
	内藤 香	(公財) 核物質管理センター前理事長
	眞嶋 洋	(株) 日本海洋科学顧問
原子力規制庁	山口 一郎	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
	片山 啓	核物質・放射線総括審議官
	西田 亮三	放射線対策・保障措置課長
	寺谷 俊康	放射線対策・保障措置課企画調整官

(2) 特定原子力施設監視・評価検討会

①概要

東京電力福島第一原子力発電所における、特定原子力施設に係る実施計画、1～4号機原子炉建屋の耐震性に関する全体的な考え方等について議論するための、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設監視・評価検討会を、平成28年度において計11回開催した。

②検討会の構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
外部有識者	橘高 義典	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	徳永 朋祥	東京大学大学院新領域創成科学研究科環境システム学専攻教授
	蜂須賀 禮子	大熊町商工会会長
	山本 章夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
原子力規制庁	櫻田 道夫	技術総括審議官
	山形 浩史	審議官
	持丸 康和	地域原子力規制総括調整官（福島担当）
	荒木 真一	東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官
	今井 俊博	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	足立 恭二	安全規制管理官（BWR担当）付 安全管理調査官

(3) 特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会

①概要

東京電力福島第一原子力発電所における、廃棄物等の安定的な長期管理等について議論するための、原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員及び外部有識者から成る特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を、平成 28 年度において 2 回開催した。

②検討会の構成

原子力規制委員会委員	田中 知	原子力規制委員会委員
外部有識者	浅沼 徳子	東海大学工学部原子力工学科准教授
	井口 哲夫	名古屋大学大学院工学研究科教授
	稲垣 八穂広	九州大学大学院工学研究院エネルギー量子工学部門准教授
	佐藤 正知	北海道大学名誉教授
原子力規制庁	櫻田 道夫	技術総括審議官
	山形 浩史	審議官
	持丸 康和	地域原子力規制総括調整官（福島担当）
	荒木 真一	東京電力福島第一原子力発電所事故対策統括調整官
	今井 俊博	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長
	川崎 智	安全技術管理官（核燃料廃棄物担当）付上席技術研究調査官（廃棄・廃止措置担当）

(4) 技術情報検討会

①概要

原子力安全に関する情報を収集・評価し、適時に規制に反映させることを目的として、1～2箇月に1回程度の頻度で更田委員を中心に技術情報検討会を開催しており、平成28年度において計7回の検討会を開催した。

②検討会の構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	櫻田 道夫	技術総括審議官 (原子力規制部長として第19,20,21,22,23回参加)
	山田 知穂	原子力規制部長 (審議官として第19,20,21,22,23回参加)
	大村 哲臣	緊急事態対策監
	青木 昌浩	審議官
	山形 浩史	審議官(第24回参加) (実用発電用原子炉規制総括官として第19,20,21,23回参加)
	倉崎 高明	技術基盤課長
	鬼沢 邦雄	安全技術管理官(システム安全担当)
	梶本 光廣	安全技術管理官(シビアアクシデント担当) (第19,20,21,23回参加)
	内田 雅大	安全技術管理官(核燃料廃棄物担当)
	小林 恒一	安全技術管理官(地震・津波担当) (第19,20,21,22,23回参加)
	小野 祐二	安全規制管理官(BWR担当) (第19,20,22,23,24回参加)
	市村 知也	安全規制管理官(PWR担当) (第19,20,21,23,24回参加)
	澤田 敦夫	安全規制管理官(発電炉施設検査担当)
	黒村 晋三	安全規制管理官(新型炉・試験研究炉・廃止措置担当) (第19,20,21,22,23回参加)
	片岡 洋	安全規制管理官(再処理・加工・使用担当) (第19,20,21,22,23回参加)
	青木 一哉	安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当) (第19,20,21,22,23回参加)
	小林 勝	耐震等規制総括官(地震・津波安全対策担当) (第22,23回参加)
	原 裕	国際室長 (第22,24回参加)
	平野 雅司	地域連携推進官 (第19,20,21,22,23回参加)
	荒木 真一	原子力規制企画課長(事務局)
石井 洋一	企画官(事務局)	
日本原子力研究開発機構	中塚 亨	安全研究センター規制情報分析室技術主幹

(5) 原子炉制御室の居住性に係る有毒ガス影響評価に関する検討会

①概要

原子炉制御室の居住性について、火災起因以外の有毒ガスの影響評価の検討を行うため、外部専門家等から成る検討会を、平成28年度において1回開催した。

②検討会の構成

外部専門家	恒見 清孝	(国研) 産業技術総合研究所 安全科学研究部門排出暴露解析グループ長
	三宅 淳巳	横浜国立大学大学院環境情報研究院教授
	山口 芳裕	杏林大学医学部救急医学高度救命救急センター教授
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	倉崎 高明	技術基盤課長
	梶本 光廣	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当)
	舟山 京子	安全技術管理官 (シビアアクシデント担当) 付 首席技術研究調査官

(6) 技術評価検討会

①概要

原子力規制委員会における安全研究に係る事前評価、中間評価及び事後評価を実施するに当たって、各技術分野に知見を持つ外部専門家から技術的評価を得るため、技術評価検討会を以下の6つとし、平成28年度において計12回開催した。

②各技術検討会の構成

プラント安全技術評価検討会

外部専門家	功刀 資彰	京都大学大学院工学研究科教授
	北田 孝典	大阪大学大学院工学研究科教授
	田中 伸厚	茨城大学工学部教授

燃料・材料技術評価検討会

外部専門家	有馬 立身	九州大学大学院工学研究院助教
	兼松 学	東京理科大学理工学部教授
	黒崎 健	大阪大学大学院工学研究科准教授
	望月 正人	大阪大学大学院工学研究科教授

シビアアクシデント技術評価検討会

外部専門家	飯本 武志	東京大学環境安全本部准教授
	糸井 達哉	東京大学大学院工学系研究科准教授
	守田 幸路	九州大学大学院工学研究院教授

核燃料サイクル技術評価検討会

外部専門家	浅沼 徳子	東海大学工学部准教授
	榎田 洋一	名古屋大学大学院工学研究科教授
	木倉 宏成	東京工業大学先導原子力研究所准教授
	高木 郁二	京都大学大学院工学研究科教授
	村松 健	東京都市大学工学部客員教授

バックエンド技術評価検討会

外部専門家	小崎 完	北海道大学大学院工学研究院教授
	新堀 雄一	東北大学大学院工学研究科教授
	山中 伸介	大阪大学大学院工学研究科教授
	山元 孝広	(国研)産業技術総合研究所地質調査総合センター 一活断層・火山研究部門総括研究主幹

地震・津波技術評価検討会

外部専門家	岩田 知孝	京都大学防災研究所教授
	酒井 直樹	(国研) 防災科学技術研究所先端的研究施設活用センター準備室室長
	庄司 学	筑波大学大学院システム情報工学研究科准教授
	古屋 治	東京都市大学理工学部准教授

6.その他

(1) 原子力事業者防災訓練報告会

①概要

原子力事業者が行っているサイト内の防災訓練について、原子力規制庁と原子力事業者間の情報共有の強化及び防災対応能力の向上等を目指し、更田委員を中心として、平成28年度において報告会を1回開催した。

②報告会の構成

原子力規制委員会委員	更田 豊志	原子力規制委員会委員
原子力規制庁	大村 哲臣	緊急事態対策監
	山田 知穂	原子力規制部長
	山形 浩史	実用発電用原子炉規制総括官
	金城 慎司	長官官房 総務課 広報室長
	梶本 光廣	長官官房 技術基盤グループ 安全技術管理官 (シビアアクシデント担当)
	赤堀 猛	技術研究調査官
	佐藤 暁	長官官房 放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課長
	村田 真一	長官官房 放射線防護グループ 原子力事業者防災・訓練推進チーム長
	水野 大	長官官房 放射線防護グループ 原子力災害対策・核物質防護課 事故対処室長
	小野 祐二	原子力規制部 安全規制管理官 (BWR担当)
	市村 知也	原子力規制部 安全規制管理官 (PWR担当)
星 孝行	防災専門職	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	杉山 智之	安全研究センター研究主席兼シビアアクシデント評価研究グループリーダー
原子力安全推進協会	本田 一明	執行役員・プラント運営支援部長
	高井 睦夫	プラント運営支援部・防災緊急時支援担当部長

(2) 原子力規制委員会政策評価懇談会

①概要

原子力規制委員会が行う政策評価（事後評価）の実施に当たっては、外部有識者より意見を聴取することとされている。平成28年度において1回懇談会を開催し、政策評価に関する意見を聴取した。

②懇談会の構成

外部有識者	飯塚 悦功	東京大学名誉教授
	城山 英明	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
	鈴木 基之	東京大学名誉教授
	田尾 健二郎	前国家公安委員会委員、前広島高等裁判所長官
	町 亜聖	フリージャーナリスト

(3) 原子力規制委員会平成 28 年度行政事業レビューに係る外部有識者会合

①概要

各府省が全ての事業を対象として執行の実態を明らかにし、外部の視点を活用しながら点検を行う行政事業レビューの一環として、一部の事業については外部有識者より事業の改善点の指摘や課題等について提案等を聴取することとされている。平成28年度において計3回の外部有識者会合を開催した。

②会合の構成

外部有識者	浅羽 隆史	成蹊大学法学部教授
	小笠原 直	監査法人アヴァンティア法人代表
	田渕 雪子	行政経営コンサルタント